
2期熊本市中心市街地活性化基本計画(熊本地区)

熊本県熊本市

平成24年3月

(平成24年3月29日 認定
平成25年3月29日 変更)

目 次

○ 基本計画の名称	1
○ 作成主体	1
○ 計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	2
〔1〕 熊本市の概要	2
〔2〕 中心市街地活性化基本計画策定の背景と目的	7
〔3〕 中心市街地活性化基本計画の位置づけ	8
〔4〕 これまでの中心市街地活性化の取り組みと検証	10
〔5〕 住民ニーズ等	18
〔6〕 中心市街地の現状分析と課題	23
〔7〕 2期中心市街地活性化の基本方針	33
2. 中心市街地の位置及び区域	35
〔1〕 位置	35
〔2〕 区域	36
〔3〕 中心市街地要件に適合していることの説明	40
3. 中心市街地の活性化の目標	45
〔1〕 中心市街地活性化の目標	45
〔2〕 計画期間の考え方	45
〔3〕 数値目標設定の考え方	45
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	72
〔1〕 市街地の整備改善の必要性	72
〔2〕 具体的事業の内容	74
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	78
〔1〕 都市福利施設の整備の必要性	78
〔2〕 具体的事業の内容	79
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	83
〔1〕 街なか居住の推進の必要性	83
〔2〕 具体的事業の内容	84
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項	86
〔1〕 商業の活性化の必要性	86
〔2〕 具体的事業の内容	87
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	92
〔1〕 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	92
〔2〕 具体的事業の内容	95
◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所	101

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項.....	102
〔1〕市町村の推進体制の整備等.....	102
〔2〕中心市街地活性化協議会に関する事項.....	106
〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進.....	112
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項.....	118
〔1〕都市機能の集積の促進の考え方.....	118
〔2〕都市計画手法の活用.....	118
〔3〕都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等.....	119
〔4〕都市機能の集積のための事業等.....	121
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項.....	123
〔1〕基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項.....	123
〔2〕都市計画との調和等.....	124
〔3〕その他の事項.....	127
12. 認定基準に適合していることの説明.....	128

- 基本計画の名称：2期熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）
- 作成主体：熊本県熊本市
- 計画期間：平成24年4月～平成29年3月（5年）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 熊本市の概要

(1) 概要

本市は、九州のほぼ中央に位置しており、人口は約 73 万人（九州では福岡市、北九州市に次いで 3 番目）、面積は約 390 k m²である。近隣市町村を含めた都市圏人口は 100 万人を超えており、熊本県の人口の 6 割近くを占めている。

日本三名城の一つである熊本城を有し、肥後 54 万石の城下町として発展してきた。地理的に九州のほぼ中心に位置することから、戦前は国の出先機関が置かれ、行政都市として栄えた。戦後、これらの多くは交通機能の発達等により福岡市に移ったが、現在でも財務局や国税局など、一部の国の出先機関や陸上自衛隊西部方面総監部が置かれている。

人口規模としては、相次ぐ近隣町村との合併により、昭和 52 年には 50 万人を突破、平成 3 年には 60 万人を超えた。その後、平成 20 年に富合町、平成 22 年に城南町・植木町との合併により約 73 万人の都市となった。平成 8 年には、改正地方自治法に基づく最初の中核市の一つとなったが、平成 24 年 4 月からは、全国で 20 番目となる政令指定都市への移行が閣議決定され、歴史的にも大きな節目を迎えている。

市民の上水道を全て賄う清冽な地下水と、「森の都」とうたわれる美しい緑に恵まれ、熊本城を中心に、歴史的な文化遺産が数多く点在する、自然や歴史的環境ゆたかな都市である。

<参考：熊本市及び熊本都市圏の規模>

	人口	対県割合	世帯数	対県割合	面積 (km ²)	対県割合
熊本市	734,294	40.4%	302,378	43.9%	390	5.3%
熊本都市圏（注）	1,069,001	58.8%	418,273	60.8%	1,873	25.3%
熊本県	1,817,410	100.0%	688,106	100.0%	7,405	100.0%

（出典）人口・世帯数は、平成 22 年国勢調査速報（要計表による集計）による。

（注）熊本都市圏構成市町村は、熊本市への通勤通学率が概ね 15%を超える、熊本市と 3 市 9 町 1 村（宇土市、宇城市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町）としている。

(2) 位置・地形等

本市は、東経 130 度 42 分、北緯 32 度 48 分に位置し、福岡市から南へ約 110km、鹿児島市から北へ約 180km で、九州の中央、熊本県ではやや北側に位置しており、有明海に面し、坪井川、白川、緑川の 3 水系の下流部に形成された熊本平野の大部分を占めている。

また、阿蘇山系と金峰山系との接合地帯の上に位置する本市は、数多くの山岳、丘陵、大地、平野等によって四方を囲まれている。市の北東部や東部は、一部に立田山や託麻三山、白川沿いの河岸段丘など起伏のある地形もあるが、全体としては阿蘇外輪山へと続く火山灰土からなるなだらかな丘陵地となっている。南部は熊本平野の一角をなし、田園風景が広がる。市の西側は干拓地で地形的な変化は少なく、西北部は金峰山系の急斜面の山が連なっている。



(3) 歴史

1588 年に加藤清正が隈本城に入城して統治を開始し、治山治水や干拓による土地開発などを積極的に行い、荒廃していた土地を改良し生産力を向上させた。清正は 1607 年に新たな隈本城を築き、その後、当地の呼称を隈本から熊本へと改名した。これ以降、熊本は城下町として発展してきた。

明治時代には、熊本は九州の中央部にある主要都市ということで九州の中核と位置づけられ、熊本鎮台・第五高等中学校などの九州を管轄する各種の国家機関が設置されるなど、九州中央の官公庁の街として発展した。

昭和以降、戦後の日本の産業構造の変化や、1970 年代の山陽新幹線博多開業、福岡市の政令指定都市移行等により、九州における拠点機能は福岡市へと移っていったが、現在でも国の機関の一部（九州総合通信局、九州財務局、熊本国税局（南九州 4 県が管轄区域）、九州農政局、九州森林管理局、陸上自衛隊西部方面総監部、郵便事業株式会社九州支社等）は本市に置かれている。

(4) 公共公益施設及び公共交通

中心市街地においては、平成 19 年に築城 400 年を迎えた熊本城を擁する熊本城公園、阿蘇を源とする一級河川白川の緑地など市民の憩いの場や、市役所をはじめ多くの行政機関が立地するとともに、熊本市民会館、熊本市国際交流会館などの公共施設や、県立美術館、県伝統工芸館、市現代美術館といった文化施設が整備されている。また、高等学校や専門学校、大学予備校も立地している。

総合病院については、その一部が中心市街地周辺から郊外部に移転したものの、中心市街地に立地する国立病院機構熊本医療センターは、同じ敷地内で建て替えられた。

国の合同庁舎についても、中心市街地区域内の熊本城地区から熊本駅周辺地区へ一部

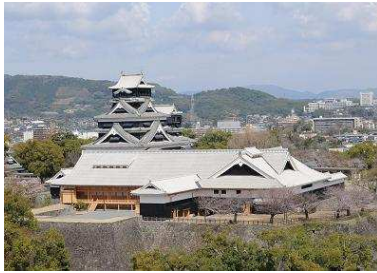
1 章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

移転したところである。

公共交通のうち鉄軌道については、J R鹿児島本線が市域を南北に通過し、J R熊本駅からはJ R豊肥本線が東方面の阿蘇へ伸びている。中心市街地に隣接する私鉄の熊本電鉄や中心市街地の路面を走る市電は、市民の生活を支える重要な足となっている。また、中心市街地の通町筋・桜町周辺地区にあるバスターミナルは、全国最大規模を誇っている。

さらに、九州新幹線が平成 23 年 3 月に全線開業し、これにより熊本駅～博多駅間は、開業前の所要時間の半分以上となる最短 33 分で結ばれることとなった。

このように、中心市街地は郊外部と比較して公共交通の利便性が高い。

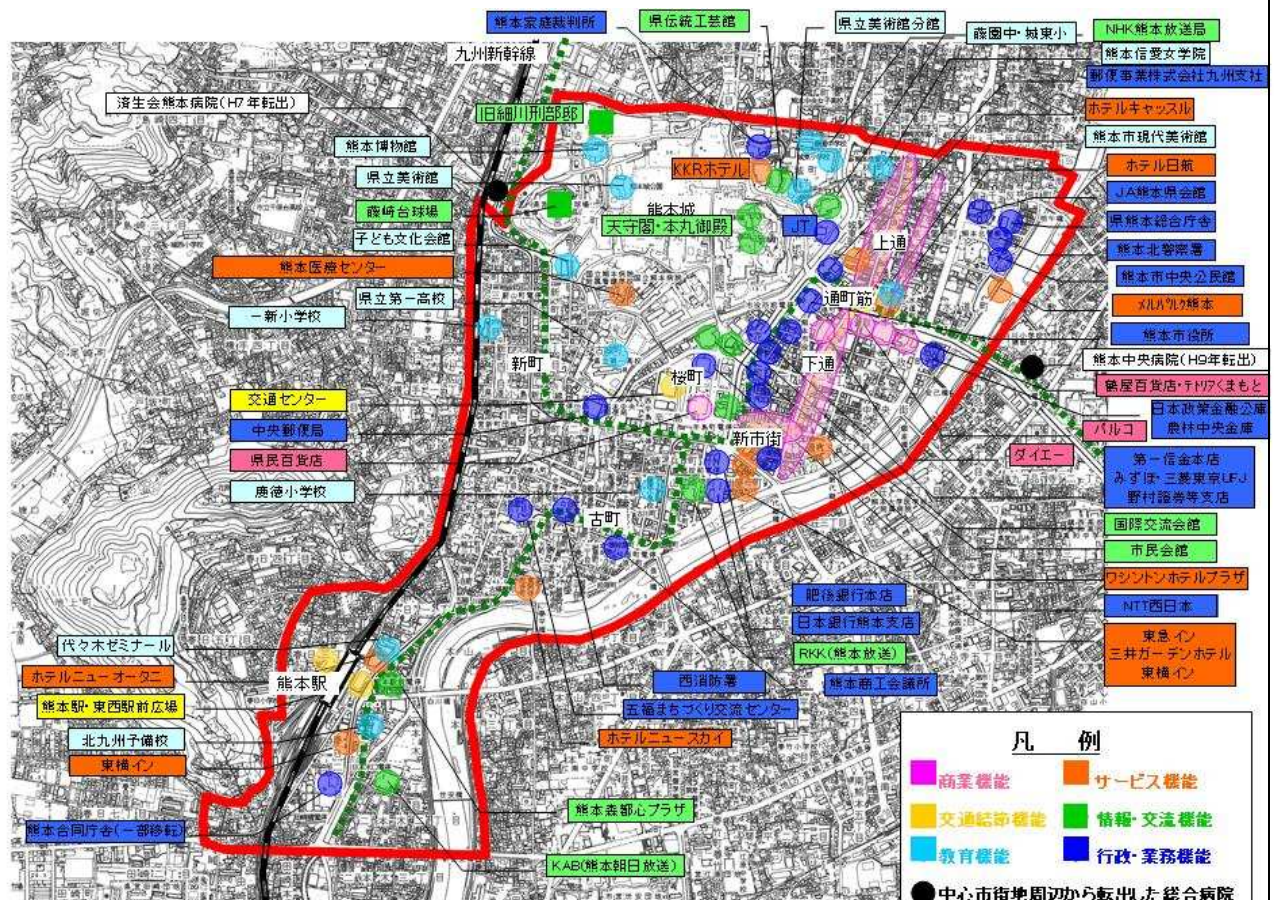


熊本城



新幹線熊本駅舎

< 参考：中心市街地の主要都市機能の現況 > （平成 23 年 11 月現在）



(5) 産業

卸売・小売、運輸・通信、観光・医療・教育、公務といった各種サービスを提供する

1 章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

第 3 次産業が、市総生産額の 9 割近くを占めており（平成 20 年度）、この点から本市はサービス産業中心の都市といえる。

第 2 次産業においては、食品工業団地フードパル熊本に代表されるように、食品製造業の集積が高く、半導体・バイオ・輸送機器関連製造業等の立地も見られる。農業においても、商品性の高い作物を中心に全国でも高い生産性を誇る都市型農業が展開されている。

（6）商業

本市は、上通商店街・下通商店街・サンロード新市街など西日本最大級のアーケードを中心に繁華街が広がっており、中・南九州地区の商業的中核都市として発達している。

歩行者通行量は、近年、減少が続いていたが、それでも下通の主要なポイントでは、休日（午前 8 時～午後 8 時）には約 3 万 2 千人の人通りがある。

上通北側には熊本電気鉄道の藤崎宮前駅が、上通と下通の間には市電の通町筋電停や鶴屋、パルコをはじめとする百貨店や専門店が、サンロード新市街の周辺には熊本市電の辛島町電停、バスターミナルである熊本交通センター、県民百貨店がそれぞれ立地していて、アーケードはそれらの間を人々が行き来する回廊の役割を果たしている。

また、周辺部には、古くから、コミュニティ機能を持った地域拠点の商店街として、市電の終点である健軍町電停前に健軍商店街、市内中心市街地に程近いところに子飼商店街等がある。

一方で、近年、本市及びその近隣の市町村において郊外型大規模商業施設の立地が進み、ここ 10 年間で店舗面積が 5,000 m²を超える大規模小売店舗の面積の合計は、約 45 万 m²から約 64 万 m²へと約 44%増となっており、特に中心市街地以外での 5,000 m²超の大規模小売店舗の面積の合計は、10 年前の約 1.6 倍となっている。

＜参考：熊本市及び近隣市町村における 5,000 m²超の大型小売店舗の立地状況＞

項目 (5,000 m ² 超)	熊本市と近隣市町村		中心市街地		中心市街地以外	
	面積(m ²)	UP 率(%)	面積(m ²)	UP 率(%)	面積(m ²)	UP 率(%)
10 年前(平成 14 年度末現在)の 大規模小売店舗の立地状況	447,615	143.9%	125,319	—	322,296	161.0%
平成 23 年 9 月末日現在の 大規模小売店の立地状況	644,312		125,319		518,993	

【中心市街地商店街（上通、下通、新市街・桜町及びその周辺地区）の商業集積】

上通商店街と下通商店街は、市電通町筋電停を挟んで南北に広がる全蓋型のアーケード商店街である。北側に位置する上通アーケードは、全長約 360m、幅約 11m。古くは学生の町として栄え、今も書店、喫茶店、ブティック、ブランドショップ、スポーツショップ、ラーメン店など多様な店舗が軒を連ねている。電車通り側入口には、平成 20 年にファッション・雑貨やウェディング関連などの店が入居し、20 代～30 代をメインターゲットとした総合ファッションビル「aune KUMAMOTO(アネ クマモト)」(地上 8 階建て)がオープンし、市街地の新たな顔となっている。アーケードの先は並木坂となっており、若者向け衣料品店や美容院、飲食店が多い。また、上通・並木坂より一本東側の「上乃裏通り」は、古民家等を改装した飲食店や雑貨店などの集積が進んでおり、隠れ家的存在

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

の人気スポットとして注目を浴びている。平成 18 年、経済産業省の「がんばる商店街 77 選」にも選ばれた。また、隣接する水道町方面には、多くの立体駐車場やマンションが立地しており、市街地再開発事業により建設されたテトリアくまもと（地上 10 階、地下 3 階）には、鶴屋百貨店等の商業施設のほか、くまもと県民交流館パレア等が入るなど複合施設として機能している。加えて、水道町の複数の菓子店・飲食店においては、熊本県産の農産物を使って“水道町名物”を作ろうと、『水道町スイーツ』を創作されている。

一方、下通アーケードは上通の南側に位置し、全長約 511m、幅約 15m。平成 20 年度に 2 核 3 モールの機能改善のため、3 モールの中心に位置する下通 2・3・4 番街のアーケード改修が行われた。電車通り側入口にパルコがあるのをはじめ、ダイエー下通店、カリーノ下通店などの大型店や、雑貨屋、ブティック、各種レストラン、各専門店、カフェ、ファーストフード店などが立ち並んでいる。また、平成 22 年にはファッション・雑貨で全国的に人気の高い「ZARA(ザラ)熊本店」がオープン、若者の新たなスポットとなっている。

その下通を取り囲むように駕町通り、銀座通り、栄通りなどの通り沿いには 1,000 店を超える飲食店等が集積し、夜も繁華街としてにぎわいを見せている。

サンロード新市街アーケードは下通と市電辛島町電停を結ぶ幅広のアーケード街で、全長約 235m、幅約 18m。映画館の街として戦前から栄えてきたが、近年は郊外にシネマコンプレックスが複数立地したことにより閉館が続いている。最近では空き地や空き店舗が目につくようになっている。隣接するシャワー通りは、ブランドショップやアンテナショップなどが集まり、一時期全国的にもファッションで名をはせた。

桜町は、辛島町電停の西側に位置し、熊本の交通の拠点である熊本交通センターがあり、隣接して県民百貨店やセンタープラザ地下街がある。



上通アーケード



上乃裏通り



桜町地区



通町筋



サンロード新市街



下通アーケード



シャワー通り

(7) 農業と水産業

熊本市の農業における生産地帯は、市街地を取り囲むかたちで形成され、清らかな地下水や豊かな自然環境を活かして、普通作（米、麦、大豆等）、施設園芸野菜、果樹、花き、酪農、畜産など各地域で特色のある農業が展開されている。特に、なす、すいか、メロン、みかんについては高い産出額を誇っており、ブランド品として全国各地に出荷されている。

水産業については、有明海に面する地先では、遠浅で干満差の大きな自然条件を活かした、ノリの養殖やアサリ・ハマグリなどの二枚貝の漁獲が盛んに行われている。また、内水面漁業では、画図地区において清冽な地下水を利用した金魚や錦鯉の養殖が行われている。

[2] 中心市街地活性化基本計画策定の背景と目的

(1) 中心市街地の現状

本市の中心市街地は、古くは肥後 54 万石の城下町として栄え、明治以降も商業、業務、観光、文化、娯楽など、様々な活動の中心地として市及び近隣市町村の核となってきた。

現在でも、都市規模に比べコンパクトな市街地が形成され、中心市街地は、区域内の通町筋・桜町周辺地区を発着点とするバスセンターや、市電などの公共交通機関も整備されており、市域はもとより 100 万都市圏の業務・消費などの日常生活のみならず、芸術・文化やレクリエーション活動の場となっている。

しかしながら、本市においても全国的な傾向と同様、少子高齢化は着実に進んでいるとともに、近年のモータリゼーションの進展と総合病院等の郊外移転や大規模商業施設の郊外立地と相まって、市街地の拡大が進んできた。

一方で、中心市街地においては、市街地再開発事業など様々な施策を講じていることや、商店街や市民団体等の努力もあって一定のにぎわいは維持しているものの、小売業における商店数や年間販売額の減少、中心商店街における空き店舗率の上昇など、都市活力の低下が懸念されている。

(2) 中心市街地活性化基本計画策定の目的

1 期中心市街地活性化基本計画においては、全 52 事業中 25 の事業が完了する予定であり、数値目標においても 3 つのうち 2 つを達成する見込みである（後述「[4] これまでの中心市街地活性化の取り組みと検証」参照）。このことは、計画のターゲットとして据えた、九州新幹線の全線開業において、本市の中心市街地の活性化における一定の効果が確認できたものと考ええる。

しかしながら、本市を取り巻く環境は激化する中、予想以上に進む商店街の空洞化や、遅延している掲載事業の促進・完了など、改めて喫緊の課題が浮き彫りとなってきた。これらの課題の解決はもとより、平成 24 年 4 月、本市は政令指定都市という新たなステージに立つことから、相応しい顔づくりをすることが求められている。

このようなことから、中心市街地の更なる活力向上に向け、2 期中心市街地活性化基本計画を取りまとめるものである。

〔3〕中心市街地活性化基本計画の位置づけ

（1）本市のまちづくりにおける中心市街地の位置づけ

①熊本市第6次総合計画

本市では、政令指定都市の実現や九州新幹線全線開業を見据えた取り組みなど、大きな時代の転換期に対応し、活力と魅力にあふれたまちを築き上げるための「まちづくりの指針」として、平成21年3月に「熊本市第6次総合計画」を策定した。

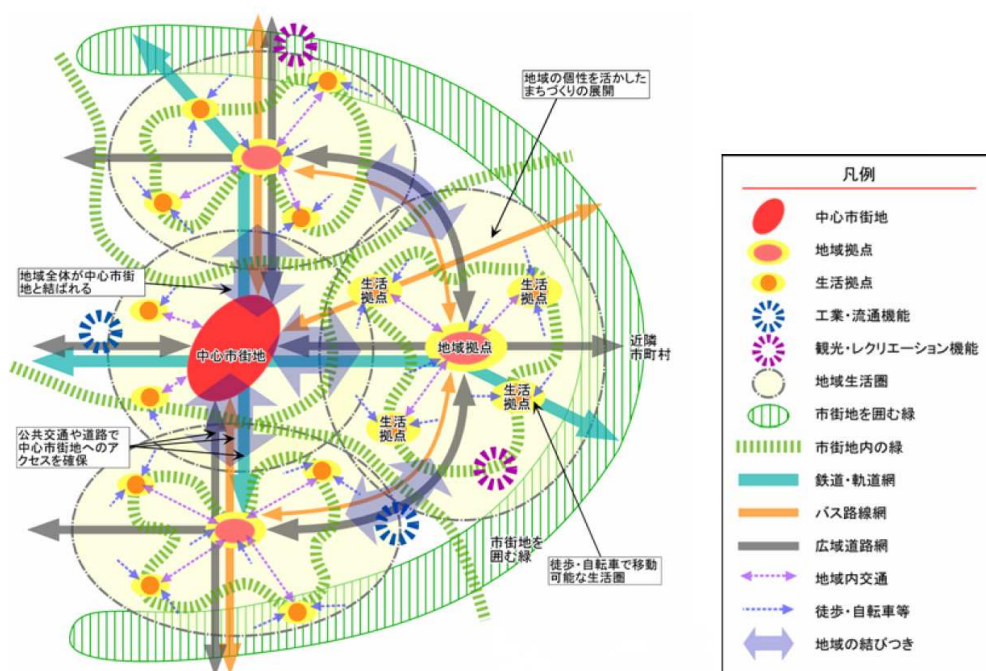
この計画では、めざすまちの姿として、豊かな地下水の湛え、熊本城を中心としたにぎわい、九州中央の交流拠点という未来のまちの姿をイメージし、『湧々都市くまもと』～九州の真ん中！ 人ほほえみ 暮らしうるおう 集いのまち～ を掲げている。

その中で、中心市街地における主な取り組みとしては、『九州中央の拠点都市にふさわしい魅力的なまちをつくるため、「くまもとの顔」である中心市街地の新たなにぎわいの創出と回遊性の向上を図るとともに、「くまもとの玄関」である熊本駅周辺地域における、在来線の連続立体交差事業の促進や、熊本駅周辺の魅力あるまちづくりを進める』としている。

②第2次熊本市都市マスタープラン

本市では、平成21年3月に、都市計画に関する基本的な方針を示す「第2次熊本市都市マスタープラン」を策定した。その中で、めざすべき都市構造の将来像として、『豊かな水と緑、多様な都市サービスが支える活力ある多核連携都市』を掲げ、商業・業務・文化など様々な機能が集積する中心市街地を市域及び都市圏全体の拠点として位置づけている。その周辺では行政・商業など地域の生活サービス機能が充実した地域拠点や生活拠点を核として複数の地域生活圏の形成を図るとしており、地域拠点と中心市街地は利便性の高い鉄軌道やバスなどの公共交通で結ばれ、地域拠点相互も公共交通や幹線道路で結ばれ、地域生活圏が相互に連携した多核連携型の都市構造をめざすとしている。

■ 都市構造の地域イメージ図



(2) 熊本都市圏、熊本県域における中心市街地の位置づけ

本市は、平成 20 年 10 月に富合町と、平成 22 年 3 月に城南町、植木町との合併を経て、人口約 73 万人（平成 22 年国勢調査速報値）の都市となり、新市町村合併支援プランに基づく政令指定都市の弾力的指定としての人口要件を満たし、政令指定都市移行に向けて大きく前進した。その後、平成 23 年 10 月の閣議決定、政令公布を経て、正式に政令指定都市への移行が決定したところである。

平成 22 年 10 月に策定した「熊本市政令指定都市ビジョン」では、めざす政令指定都市の姿として「九州ど真ん中！日本一暮らしやすい政令市 くまもと」～水と緑と歴史が息づき 未来へ挑戦する交流拠点都市～ を掲げている。

その実現に向けた中心市街地での主な取り組みとして、日本三名城のひとつであり、本市のシンボルである熊本城へのエントランスとしての中心市街地の回遊性向上と活性化をめざした市街地再開発事業や公共空間整備を推進し、歴史・文化を生かしたにぎわい・活気の創出を図ることとしている。

また、新たな交流の創出や観光客をはじめとするリピーターの確保に向け、中心市街地などでの MICE（マイス）機能を拡充し、国内外から訪れる観光客に対して中心市街地など様々な場所でのおもてなしの向上や、食事や買い物をしやすい環境の整備を行うこととしている。

さらに、熊本の玄関口である熊本駅周辺の整備や、路面電車の停留所のバリアフリー化など、公共交通機関の利便性を向上するとともに、政令指定都市移行や九州新幹線の全線開業によって、熊本都市圏や県全体をけん引する役割を担うとともに、九州や東アジアの交流拠点都市をめざすとしている。

(3) その他の関連計画における中心市街地の位置づけ

○熊本市第 2 次住宅マスタープラン

平成 18 年 6 月に住宅政策の基本的な方向性を示す「熊本市第 2 次住宅マスタープラン」を策定しており、その中で、中心部においては、夜間人口の空洞化が進み、地区活力の低下や商店街等の衰退等が進行していることから、都心居住の促進を図るとしている。

○熊本市景観計画

平成 22 年 1 月に熊本の美しい景観形成をより一層進めるため、景観法に基づく「熊本市景観計画」を策定しており、中心市街地の区域を含む熊本城周辺地域、熊本駅周辺地域、市電沿線地域、白川沿岸地域を重点地域に指定して、熊本らしさを印象づけ、本市の景観形成を先導する地域として進めていくとしている。

○第 2 次熊本市自転車利用環境整備基本計画

平成 23 年 6 月、近距離移動における自転車利用を促進し良好な都市環境の形成を目指すことを目的として「熊本市自転車利用環境整備基本計画（平成 13 年度策定）」を改訂した。中心市街地から、自転車で移動可能な概ね 5 k m 圏域内に、人口の約半分である 34 万人が居住しており、これら近距離の買い物人口の自転車による来街を促進し、中心市街地賑わいの創出を図ることとしている。

〔4〕これまでの中心市街地活性化の取り組みと検証

1 期熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）（計画期間：平成 19 年 5 月～平成 24 年 3 月）の概要

（1）中心市街地の位置及び区域の設定

本市の中心市街地は、市の成り立ち、発展に鑑み、400 年にわたり市街地としてにぎわいを形成してきた歴史ある地域であるとともに、熊本県並びに九州の拠点としての役割を担ってきた地域である熊本城周辺から熊本駅周辺にかけて広がる地域を中心市街地と位置づけ、特性ごとに 4 つの地区を設定している。

具体的には、熊本の象徴である「熊本城地区」、商業・業務等都市機能が集積している「通町筋・桜町周辺地区」、陸の玄関口である熊本駅を中心とした「熊本駅周辺地区」、そして、城下町としての歴史が多く地域資源として刻み込まれ、上記 3 地区を繋ぐ役割を果たしている「新町・古町地区」から構成され、総面積は約 415ha となっている（p 36 区域図参照）。

（2）中心市街地活性化の必要性

中心市街地においては、商店街や市民団体等の努力もあり、一定のにぎわいは維持しているものの、商店街歩行者通行量や小売販売額の減少等、支店機能の統合・流出等によるオフィスの空室率の高止まり、さらに長期的には居住人口の減少も見られ、都市活力の低下が懸念されていた。

加えて、平成 23 年春には九州新幹線が全線開業し、今後広域的な交通利便性が向上することによって、他都市から本市を訪れる観光客が多くなることが期待される反面、九州内の各都市間や都市圏間の競争が激化することも予想され、本市が、これらの時代変化に的確に対応し持続的に繁栄していくために、中心市街地の更なる活力向上が喫緊の課題となっていた。

（3）中心市街地活性化の方針と目標設定

中心市街地の現状と課題等を踏まえて活性化を図るうえで必要と思われる施策として、次の 3 つの基本方針とそれぞれに数値目標を定め、これらに関連する事業（掲載事業：次ページ表 1）を実施した。

基本方針 1 人々が活発に交流しにぎわうまちづくり

（数値目標）歩行者通行量

基準値：309,381 人／日（H18） → 目標値：340,000 人／日（H23）

基本方針 2 城下町の魅力があふれるまちづくり

（数値目標）熊本城入園者数

基準値：825,807 人／年（H17） → 目標値：1,000,000 人／年（H23）

基本方針 3 誰もが気軽に訪れることができるまちづくり

（数値目標）市電利用者数

基準値：9,160,000 人／年（H17） → 目標値：9,280,000 人／年（H23）

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

表 1. 1 期計画掲載事業

基本方針1 人々が活発に交流しにぎわうまちづくり

(1)1期計画で完了(予定を含む。)

事業名
1-1 街路事業 都市計画道路熊本駅南線整備
1-2 道路事業 合同庁舎周辺道路整備
3-1 地域創造支援事業 坪井川親水空間整備事業
3-2 熊本駅周辺等坪井川水辺空間整備事業
4-3 熊本駅西土地区画整理事業(コミュニティ住宅整備)
7-1 熊本駅前東A地区市街地再開発事業
7-2 情報交流施設整備事業(高次都市施設 地域交流センター、地域創造支援事業 情報交流施設)
10 城東町第3号線電線共同溝整備事業
11 交通安全事業統合補助金(熊本市細工町地区)熊本高森線
15 白川直轄総合水系環境整備事業(熊本市本荘地区、慶徳地区)
19 地域創造支援事業 五福地域開発センター改修事業
21 下通アーケード改修事業
22-1 地域創造支援事業 中心市街地活性化推進事業
23 中心市街地活性化に関する広報及び情報提供事業
24 熊本都市圏総合調整推進事業
37 まちづくり活動推進事業 まちづくり活動啓発事業
48 高質空間形成施設 熊本駅西口駅前広場・街路等高質空間形成事業

(2)2期計画で継続実施

事業名
2-1 まちづくり活動支援事業 市街地形成地区整備推進事業
2-2 熊本駅周辺まちづくり推進事業
4-1 熊本駅西土地区画整理事業
4-2 地域創造支援事業(コミュニティセンター整備)
5 JR鹿児島本線外1線連続立体交差事業
6 熊本駅周辺 街路事業
7-3 暮らし・にぎわい再生事業(熊本駅前東A地区)
8 〔仮称〕市街地再開発等事業(桜町地区)
9-1 市街地再開発事業(花畑地区)
9-2 暮らし・にぎわい再生事業(花畑地区)
13 新熊本合同庁舎の整備
14 熊本駅周辺都市機能誘導等推進事業
16 白川緊急対策特定区画整備事業
18 暮らし・にぎわい再生事業(熊本駅周辺地区)
20 (仮称)新町地区総合福祉施設整備事業
22-2 中心市街地活性化推進事業(中心商店街等が連携したイベント等)
25 安全安心まちづくり推進事業
26 安全・安心で美しい熊本づくり事業
27 産業支援サービス業等立地促進事業
28 企業立地促進事業
36 地域創造支援事業 屋上等緑化助成事業
47 中心市街地活性化ソフト事業
49 地域創造支援事業 市電軌道敷緑化事業
52 地域創造支援事業 地下水都市熊本空間創出事業

基本方針2 城下町の魅力があふれるまちづくり

(1)1期計画で完了(予定を含む。)

事業名
31-1 まちづくり活動推進事業 熊本駅都心間まちづくり調査
31-2 高質空間形成施設 ストリートファニチャー整備事業
32 地域創造支援事業 熊本城本丸御殿復元整備事業
33 高質空間形成施設 熊本城奉行丸周辺ライトアップ事業
34 地域創造支援事業 熊本城周辺おもてなし空間整備事業
35 地域創造支援事業 熊本城築城400年記念事業(築城400年記念祭負担金)
43 永青文庫常設展示室整備事業
46-1 地域創造支援事業 桜の馬場利活用推進事業
46-2 高次都市施設 熊本城桜の馬場観光交流施設(仮称)整備事業
46-3 熊本城桜の馬場飲食物販施設設置事業
50 地域創造支援事業 熊本市熊本駅都心間協働のまちづくり推進制度
51 地域創造支援事業 熊本博物館プラネタリウム機能増進事業

(2)2期計画で継続実施

事業名
38 熊本城石垣保存修理事業
42 都市景観条例関連経費(景観形成建造物)
45 蔚山広域市との交流推進事業

基本方針3 誰もが気軽に訪れることができるまちづくり

(1)1期計画で完了(予定を含む。)

事業名
12-1 都市・地域総合交通戦略策定調査
12-2 熊本都市圏交通問題対策事業
29 地域創造支援事業 路面電車優先信号整備事業
30 地域創造支援事業 熊本城築城400年記念事業(周遊バス購入・運営費)
39 低床式路面電車導入事業
41 駐輪場整備事業

(2)2期計画で継続実施

事業名
17 道路事業 (仮称)銀座通り歩行空間整備事業
40 (仮称)市電の利便性向上対策事業
44 くまもと安心移動ナビプロジェクト推進事業

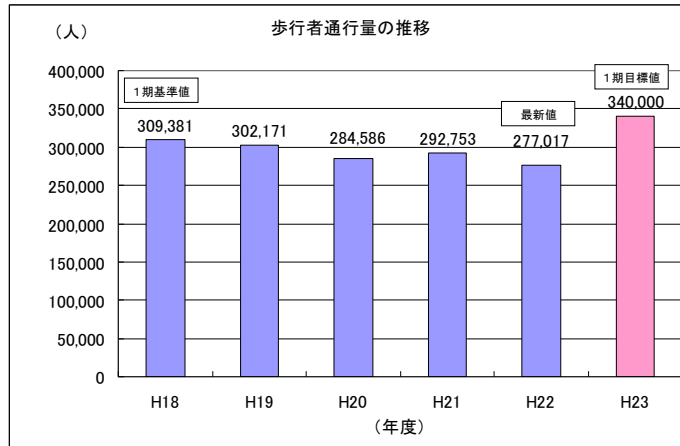
(4) 中心市街地活性化の取り組みの検証

以下、基本方針毎に、当該計画の掲載事業や施策の効果を検証した。

基本方針1 「人々が活発に交流しにぎわうまちづくり」

(数値目標) 歩行者通行量：達成できない見込みが高い。

1) 目標数値の推移とその検証



※調査対象：計測地点 28 か所における歩行者及び自転車

(中学生程度以上) 通行量の 2 日間 (金曜日と日曜日) の平均値

※調査主体：熊本市、熊本商工会議所

平成 22 年度の歩行者通行量は、1 期計画の基準値 (H18) と比べて 32,364 人 (10.5%) 減少し、277,017 人となっており、目標を達成できない見込みが高い。これは、桜町・花畑地区における再開発事業の進捗の遅延に加え、集客力のある店舗 (書店やCDショップなど) の撤退による空き店舗の増加が影響したものと推察される。

一方、「下通アーケード改修事業」や「暮らし・にぎわい再生事業」による医療学校の開設、商店街との協働によるイベント事業等のソフト事業の取り組みにより、周辺の歩行者通行量が前年度比でプラスに転じるなど、徐々に効果の発現も見られている。

⇒ **課題**として、遅延している事業の中には、桜町・花畑地区の再開発事業のように商業核の機能強化に係る重要事業もあり、またこうした事業の遅延により、熊本城入園者が大幅に増加しているにも関わらず中心市街地への回遊に結びついていない状況にあることから、今後は遅延している事業を着実に推進する必要があるほか、両再開発事業区域に面したシンボルロードの歩行者空間整備などにより、熊本城から 2 つの商業核及び 3 つのアーケード商店街への回遊性向上を図ることが期待される。

加えて、空き店舗の増加については、中心市街地全体の商業機能の低下につながることから、喫緊に取り組むべき課題といえる。

このように、基本方針 1 は一定の効果を出しつつも目標は達成できない見込みが高いため、今後は、事業を着実に実施していくことはもとより、新たな課題に的確に対応することで、「人々が活発に交流しにぎわうまち」を積極的に実現していくことが必

要である。

2) 主要事業の進捗状況及び事業効果

①下通アーケード改修事業

事業完了時期	平成 20 年度
事業概要	アーケードの天井高を高くし、天空面積を広げ、好天時には開放感を演出できる可動式天蓋への改修を行う。併せて、ストリートファニチャー（休憩施設）やドライミスト発生装置などを設置し、快適な空間を創出する。さらに、ベビーカーや車椅子の無料貸し出し、公共交通機関等で利用できる交通券の発行等ソフト対策も実施するもの。
事業効果又は進捗状況	実施後の調査（平成 21 年 8 月）では、アーケード周辺の歩行者通行量が増加した。

②地域創造支援事業 中心市街地活性化推進事業

事業完了時期	平成 17 年度～
事業概要	ジャズ、大道芸等によるまちの文化、芸術の発信等を行い、日常的に持続的に常に新しいパフォーマンスアートを提供するもの。
事業効果又は進捗状況	平成 23 年 3 月末までに通算 156 回開催され、特に、春（大道芸）、夏（JAZZ OPEN）、秋（EXTRAVAGANZA）の 3 大イベントにおいては、過去 5 年間の平均で約 50,000 人を集客し、中心市街地のにぎわいに貢献している。

③熊本駅前東 A 地区 関連事業（3 事業）

(A) 熊本駅前東 A 地区市街地再開発事業

(B) 暮らし・にぎわい再生事業（熊本駅前東 A 地区）

(C) 情報交流施設整備事業（高次都市施設 地域交流センター、地域創造支援事業 情報交流施設）

事業完了時期	(A) 平成 20 年度 (B) 平成 24 年度 (C) 平成 23 年度
事業概要	熊本駅前東 A 地区において公共公益施設、商業業務施設、共同住宅等の整備を一体的に行うことにより、賑わいと人に優しい都市環境の創出を図るもの。
事業効果又は進捗状況	平成 23 年 10 月 1 日に情報交流施設「くまもと森都心プラザ」がオープン。平成 24 年春には、熊本駅前東 A 地区市街地再開発事業のグランドオープンを予定している。

1 章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

④暮らし・にぎわい再生事業（熊本駅周辺地区）

事業完了時期	一部完了
事業概要	熊本の玄関口にふさわしい魅力ある市街地整備を官民連携して進めるため、医療系専門学校、社会福祉施設、医療施設、住宅、商業・業務施設等を整備するもの。
事業効果又は進捗状況	平成 20 年 4 月に A 棟（120 名*4 学年）、平成 21 年 4 月に B 棟（80 名*3 学年）の医療系専門学校が開校。なお、平成 25 年には C 棟、平成 29 年度までに D 棟を竣工予定である。

⑤企業立地促進事業

事業完了時期	平成 11 年度～
事業概要	空きオフィス等への事業所の新設、増設への支援措置を講じるもの。
事業効果又は進捗状況	企業誘致活動により平成 19 年度は 2 件、平成 20 年度は 5 件、平成 21 年度は 3 件、平成 22 年度は 1 件の企業が中心市街地に進出した。このことにより、中心市街地に約 1,300 人の新規雇用が生まれ、中心市街地のにぎわいに寄与した。

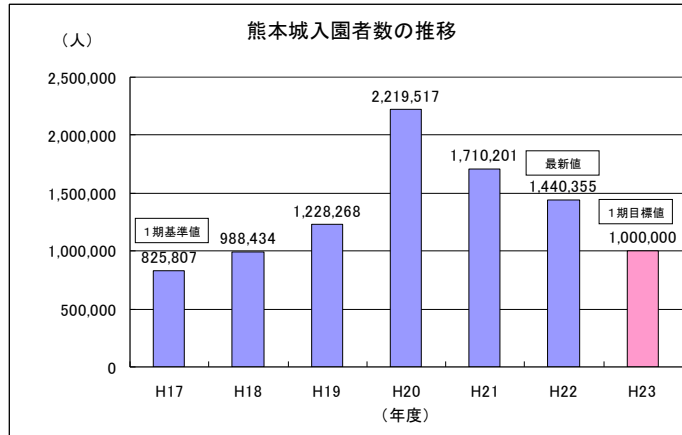
⑥市街地再開発事業（花畑地区）

事業完了時期	未完了
事業概要	中心市街地の核として、周辺の公共空間に併せ良好な市街地環境の形成を図り、新市街との連携強化や回遊性の向上を行うことにより、にぎわいと人々が集える施設を創出する。
事業効果又は進捗状況	H20 熊本市花畑地区開発協議会の設立 H21 事業協力者を選定し協定書締結 H22 基本設計の設計者の公募 協議会においては、厳しい経済状況の中、1 期計画期間内に事業フレームの確定に至らなかったところであるが、将来の魅力あるまちづくりと更なる賑わいの創出に向け、事業を推進されているところであり、一日も早い事業着手を目指している。

基本方針 2 「城下町の魅力があふれるまちづくり」

(数値目標) 熊本城入園者数：目標を達成する見込み。

1) 目標数値の推移とその検証



※調査対象：熊本城の年間入園者数

※調査月：4月～翌年3月

※調査主体：熊本市

平成 22 年の熊本城入園者数は、1 期計画の基準値(H17)と比べて 614, 551 人(74. 4%)増加し、1, 440, 355 人となっており、目標の 1, 000, 000 人を大きく超え、目標を達成する見込みである。

これは、「熊本城築城 4 0 0 年記念事業（築城 4 0 0 年記念祭負担金）」、「本丸御殿復元整備事業」、「熊本城桜の馬場観光交流施設（仮称）整備事業」等、ハード・ソフト、両面からの取り組みによるもので、特に、「本丸御殿復元整備事業」が完成した平成 20 年度には、熊本城の入園者数は、城郭では全国一となる約 220 万人を記録した。

⇒ **課題**としては、熊本城の入園者数は、平成 21、22 年と 2 年連続で減少していることから、「熊本城第Ⅱ期復元整備事業」等により、熊本城の新たな魅力づくりを進め、観光資源として継続的に観光客を惹きつけるよう内容を更新していく必要がある。

また、熊本城地区に隣接し、城下町特有の町割りや歴史的建造物が多く残る新町・古町地区において、地元住民と行政による協働により進められている町屋の保存活用に向けた取り組み等により、城下町の風情を体感しながらゆっくり散策でき、さらには熊本城との回遊性を高めることも重要である。

さらには、通町筋・桜町地区への回遊性を高め、1 期計画で達成できない見込みが高い歩行者通行量の増加につなげることも必要である。

このような取り組みにより、これまでの効果を一過性に終わらせることなく持続可能なものにしていくため、今後も引き続き「城下町の魅力あふれるまち」づくりを推進するものである。

2) 主要事業の進捗状況及び事業効果

①地域創造支援事業 本丸御殿復元整備事業

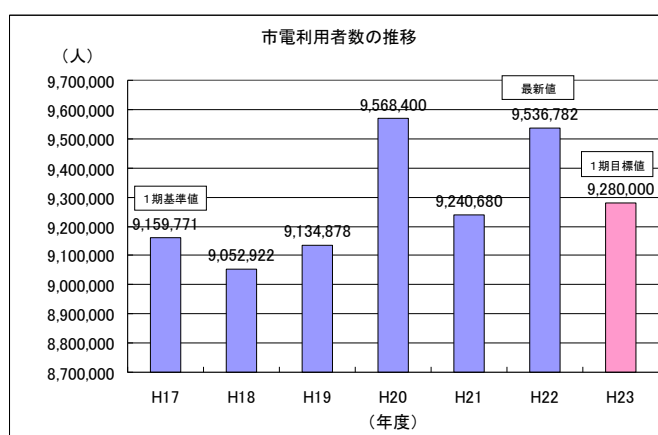
事業完了時期	平成 19 年度
事業概要	熊本の歴史・文化を象徴する熊本城の本丸御殿の復元整備。
事業効果又は進捗状況	本丸御殿の復元整備により、熊本城入園者数は、計画策定時に想定した増加人数の 9 万 3 千人を大きく上回る約 140 万人（H20 年の入場者数—H17 年の入場者数）の増加となり目標達成に大きく寄与した。

②高次都市施設 熊本城桜の馬場観光交流施設（仮称）整備事業

事業完了時期	平成 22 年度
事業概要	熊本城のエントランス部に、観光交流施設として、総合観光案内所、歴史文化体験施設、多目的交流施設等を整備するもの。
事業効果又は進捗状況	観光客などに、熊本城をはじめ熊本の魅力を実感できるものとして整備。あわせて、熊本の観光地や観光施設を案内することでの回遊性の向上や、滞在時間の延長による宿泊人員の増加などを目指している。開業から約 7 ヶ月で年間入場者数の目標である 100 万人に達した。

基本方針 3 「誰もが気軽に訪れることができるまちづくり」
 （数値目標）市電利用者数： **目標を達成する見込み。**

1) 目標数値の推移とその検証



※調査対象：現金運賃収入による利用者数（運賃収入/一人当たりの平均運賃）や定期券、プリペイドカード等の利用者数の合計により算出

※調査月：4月～翌年3月

※調査主体：熊本市交通局

平成22年の市電利用者数は、1期計画の基準値(H17)と比べて4.1%増加の9,536,782

1 章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

人となっており、目標の 9,280,000 人を大きく超え、目標を達成する見込みである。

これは、所要時間の短縮や定時性の確保を図った「路面電車優先信号整備事業」や、「低床式路面電車導入事業」、魅力ある企画乗車券の販売、市電の均一料金の導入などが寄与したものと考えられる。

⇒ **課題**として、今後は、九州新幹線の全線開業により観光客等の増加が見込まれることや、本市では平成 30 年には 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になると推計されているため、電停改良や、他の公共交通機関との結節強化など、市電を中心とした公共交通機関のアクセス性や利便性をさらに高め、「誰もが気軽に訪れることができるまち」づくりを進めて行く必要がある。

2) 主要事業の進捗状況及び事業効果

①低床式路面電車導入事業

事業完了時期	平成 20 年度
事業概要	低床式路面電車を導入するもの。
事業効果又は進捗状況	平成 21 年 4 月に低床式路面電車の運行を開始した。誰もが乗降しやすい市電を走行させることにより、利便性が向上した。

②地域創造支援事業 路面電車優先信号整備事業

事業完了時期	平成 22 年度
事業概要	市電の優先信号を整備し、所要時間の短縮や定時性の確保を図るもの。
事業効果又は進捗状況	平成 23 年 3 月 1 日に運用を開始し、整備区間の所要時間が平均 30 秒短縮したほか、定時性が大きく向上した。

(5) 総括

中心市街地の活性化を図るべく 3 つの基本方針とそれぞれに数値目標を設定し事業を実施してきた結果、基本方針 1 については数値目標を達成できない見込みが高いが、基本方針 2、3 については数値目標を大幅に達成する見込みであるなど、計画全体としては一定の効果が得られた。

基本方針 1 については、世界的な景気低迷、金融不安等による桜町・花畑地区の再開発事業の進捗の遅延や空き店舗の増加の影響が大きく、数値目標の達成ができない見込みが高いが、ハード・ソフト両面からの取り組みにより、歩行者通行量が前年度比でプラスに転じた地点もあるなど、平成 19 年度から徐々に効果の発現が見られる。

今後は、遅延している事業について効果の発現に向けて着実に進めて行く必要があるほか、喫緊の課題となっている空き店舗対策についても適切に対応していくことが求められる。

基本方針 2、3 については、前記のとおり数値目標を達成する見込みであるが、それぞれにおいて継続的な観光客の誘客や高齢化の進展といった新たな課題への対応が求められることから、引き続き取り組みを進める必要がある。

また、それぞれの基本方針における取り組みを連動させることで中心市街地の回遊性向上を図り、基本方針 2、3 の成果を基本方針 1 へとつなげる必要がある。

〔5〕住民ニーズ等

熊本市の中心市街地に関する市民アンケート調査

- ・調査期間：平成23年9月30日～10月14日
- ・調査対象者：18歳以上の市民
- ・調査方法：①郵送配布・回収（住民基本台帳より3,000人を無作為抽出）
②街頭での配布・回収【（平成23年10月8（土）、9日（日）
11：00～16：00、場所：「城下町大にぎわい市」会場（NTT 桜町ビル前）】
- ・回収結果：有効回収数（全体）1,258件
①1,111件（回答率37.0%）
②147件

（1）中心市街地への来街目的

○中心市街地に来る目的は買い物が多数

平成23年度に本市が行った市民アンケート調査（郵送による配布回収及び街頭調査）によると、中心市街地への来街目的として最も多いのは「買物」の75.5%、次いで「食事」の53.9%、「行政や銀行の手続き」30.5%と「展覧会等の催し物」30.3%と続いている。特に女性については、全ての年齢層で「買物」が80%以上となっている。

世代別にみた「中心市街地への来街目的」

		買物	食事	遊び	なんとなく ぶらぶら	展覧会等 の催し物	趣味等の 習い事	ボランティア、NPO等の 活動	行政や銀行の 手続き
全体		75.5%	53.9%	25.4%	17.5%	30.3%	8.4%	3.4%	30.5%
10・20代	男性	75.0%	47.2%	52.8%	19.4%	5.6%	5.6%	13.9%	13.9%
	女性	88.6%	65.7%	51.4%	24.3%	12.9%	5.7%	1.4%	14.3%
30・40代	男性	60.1%	60.7%	31.3%	22.1%	14.1%	3.1%	3.7%	22.7%
	女性	81.3%	57.2%	24.5%	17.9%	24.9%	7.4%	1.6%	30.7%
50・60代	男性	68.4%	53.7%	29.5%	13.7%	28.9%	6.8%	3.7%	32.6%
	女性	82.2%	56.9%	18.5%	18.1%	42.3%	11.0%	2.5%	34.9%
70代以上	男性	68.2%	38.6%	15.9%	13.6%	36.4%	9.8%	6.1%	36.4%
	女性	80.0%	43.2%	16.8%	15.2%	48.0%	14.4%	4.0%	35.2%

※複数回答、目的別に見て多いものに網掛

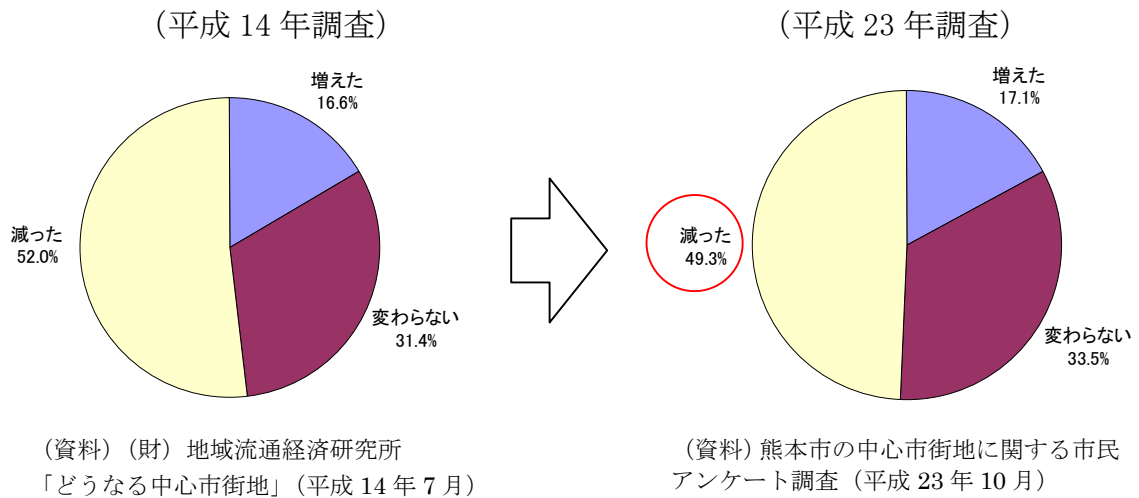
（2）中心市街地への来街頻度と手段

○中心市街地に出かける回数はやや増えている

中心市街地への来街頻度が「増えた」、または「変わらない」と回答した割合は、48%（H14：16.6%+31.4%）から50.6%（H23：17.1%+33.5%）になっており、前回調査に比べて出かける回数が「減った」と回答した人の割合を上回る結果となっている。

1 章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

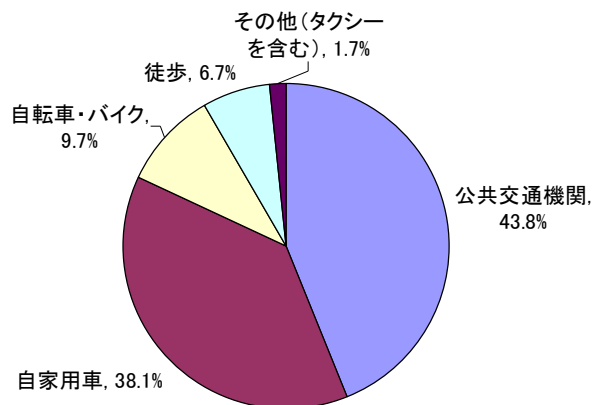
出かける回数の増減（全世代）



○自家用車や公共交通機関の利用者が多い

中心市街地への来街手段については、公共交通機関が全体の 43.8%、次いで自家用車が 38.1%となっている。

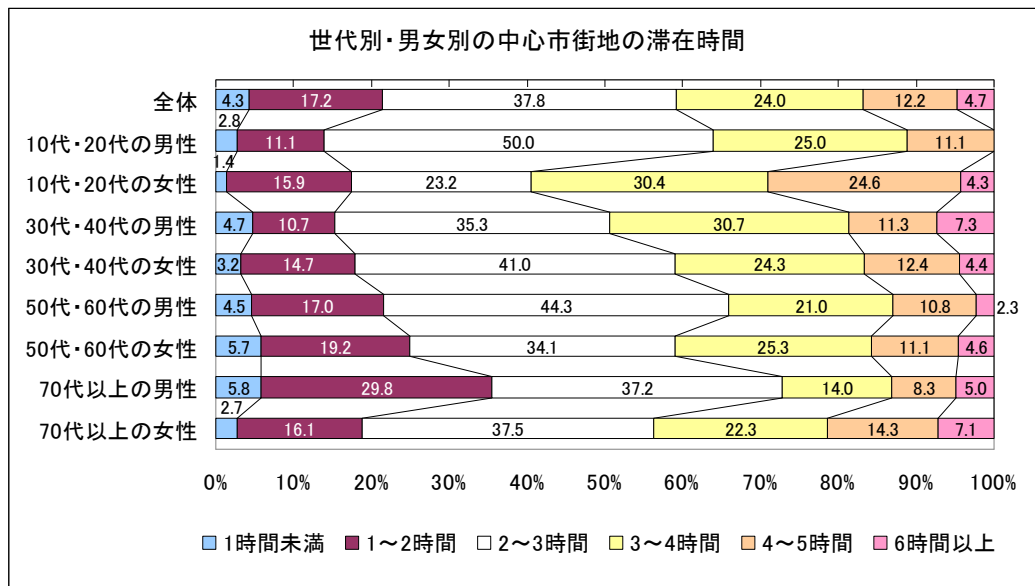
中心市街地への来街手段



○若者の滞在時間が長く、中高年の滞在時間が短い

中心市街地における滞在時間は、全体的には 2～3 時間という割合が最も多くなっている。世代・性別では、10 代・20 代の女性を中心とした若者で比較的長く、逆に、中高年の滞在時間が短くなっている。

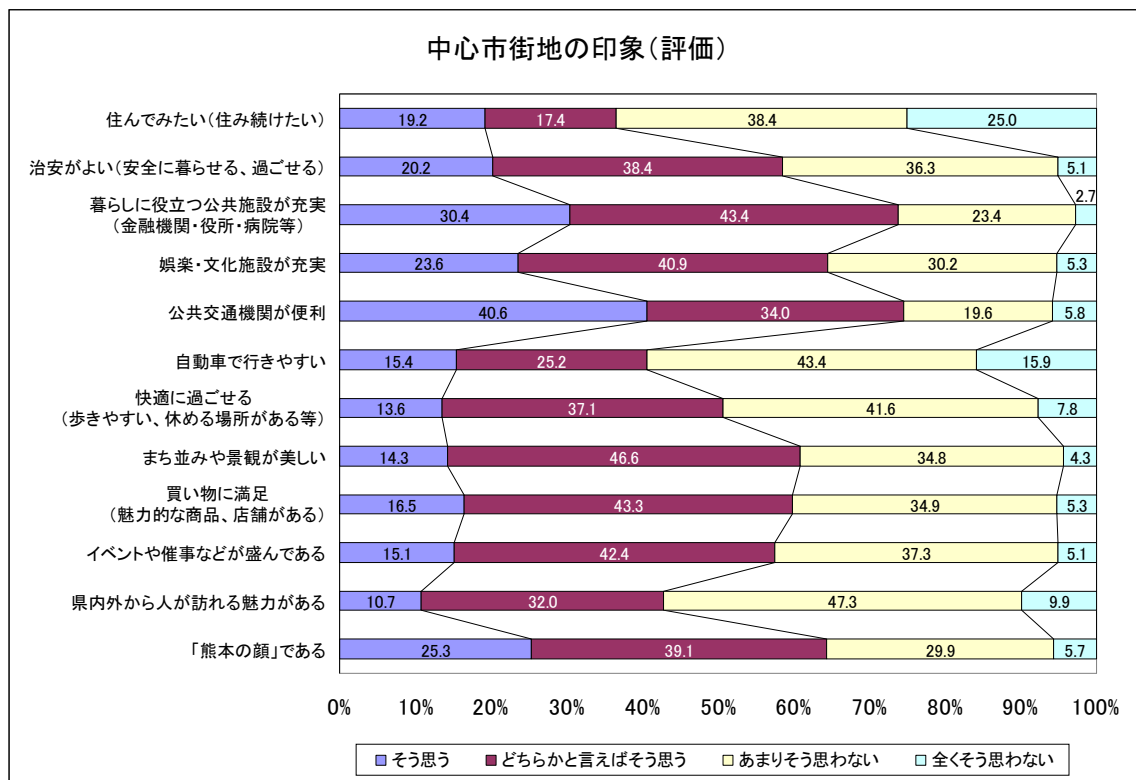
1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針



(3) 中心市街地の印象（評価）

○公共施設等は充実、中心市街地は「熊本の顔」

中心市街地の印象(評価)について、「公共交通機関が便利」と思う人の割合は74.6%、「暮らしに役立つ公共施設等が充実している」と思う人の割合は73.8%となっている。また、中心市街地を「熊本の顔である」と答えた人の割合は64.4%となっており、一定の評価が得られた。

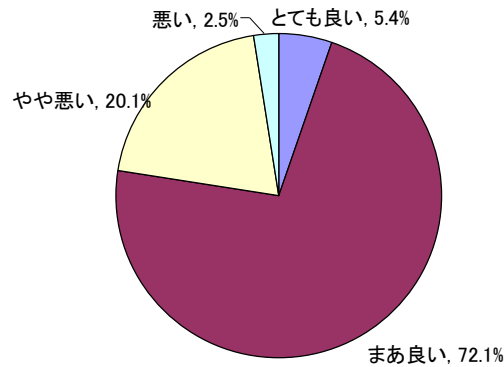


1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

○中心市街地の印象は良好

中心市街地の印象（評価）について、「とても良い（5.4%）」「まあ良い（72.1%）」と答えた人は全体の77.5%と多く、中心市街地の評価が非常に高いことが伺われる。

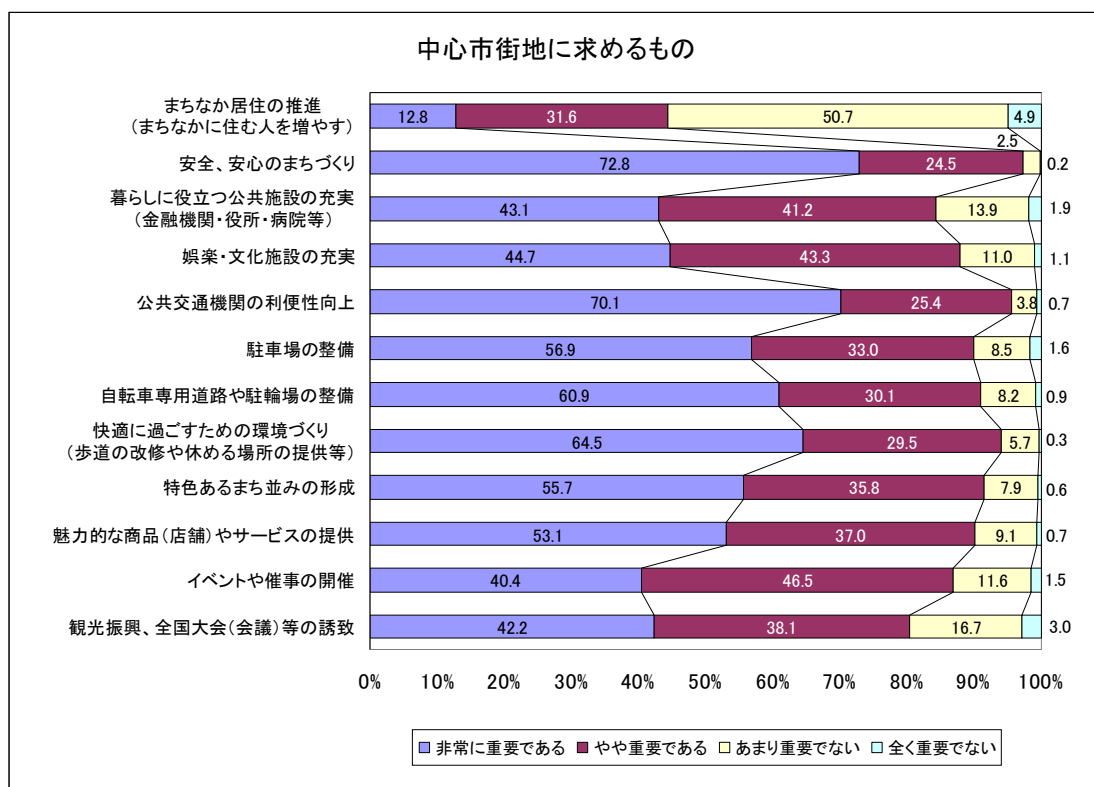
中心市街地全体の印象（評価）



（4）中心市街地に求めるもの

○安全、安心のまちづくりや公共交通機関の利便性向上が重要

中心市街地の活性化に向けた今後の取り組みの中での重要度としては、「安全、安心のまちづくり（97.3%）」「公共交通機関の利便性向上（95.5%）」「快適に過ごすための環境づくり（94.0%）」となっている。



(5) 総括

これまで中心市街地を活性化するために、3 つの基本方針に基づき取り組みを進めて来た。

基本方針 1 商店街歩行者量については、都市機能の集積と更新を図ってきたところであり、「公共施設」「文化・娯楽施設」の充実については評価が高く、歩行者通行量も下げ止まりの傾向にある。これは「中心市街地への来街回数」が、前回に比べ改善傾向にあることにも表れている。

今後も引き続き都市機能の集積と更新に努めるとともに、「魅力的な商品・商店」についても高評価となるよう取り組みを進める必要がある。

基本方針 2 熊本城年間入園者数については、城下町としての地域特性を活かし、多くの人を引き付ける魅力の創出に取り組んできたところである。「街並みや景観が美しい」については、一定の評価が得られており、熊本城の年間入場者数は目標を達成する見込みである。一方「県外からの人が訪れる魅力」については、評価が分かれており、さらに新たな魅力づくりと情報発信等に取り組む必要がある。

基本方針 3 市電年間利用者数については、バスや市電を中心とした公共交通網の整備を進めてきたところであり、市電の年間利用者数は目標を達成する見込みであり、市民の評価も高くなっている。その一方でアクセスの強化等の高いニーズがあり、さらに利便性を向上させる等公共交通網の整備に取り組む必要がある。

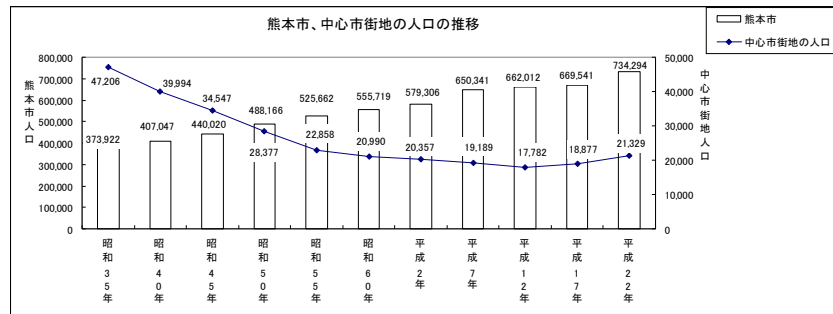
中心市街地全体については、「熊本の顔」として高い評価を得ている一方で、市民ニーズも全般的に高くなっており、今後とも中心市街地の活性化への取り組みが求められている。

[6] 中心市街地の現状分析と課題

(1) 人口動態に関する状況

○中心市街地の人口はやや増加傾向

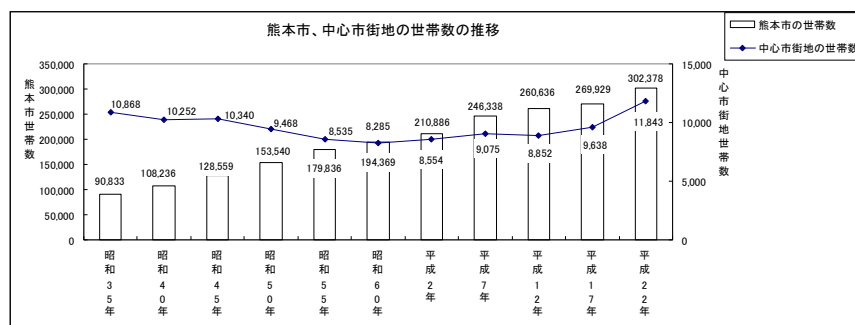
市全体の人口は、周辺 3 町との合併（H20：富合町、H22：城南町、植木町）により増加している。一方、中心市街地の人口は減少していたが、平成 12 年を底に上昇に転じている。



(資料) 国勢調査

○世帯数は増加傾向

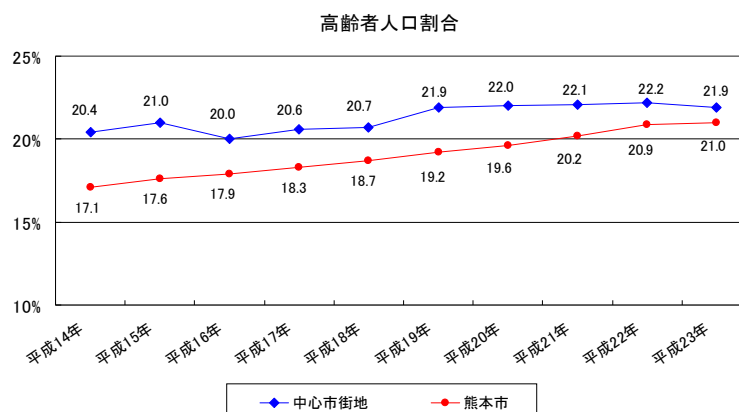
市全体の世帯数は、周辺 3 町との合併（H20：富合町、H22：城南町、植木町）により増加している。一方、中心市街地の世帯数については減少から横ばいであったが、平成 17 年からは増加している。なお、平成 22 年の市全体の増加は、富合、植木、城南町との合併による人口が加わったものである。



(資料) 国勢調査

○市全域に比べて高齢化率が高い

中心市街地では、本市全域に比べて高齢者の割合が多く、近年はほぼ横ばいで、平成 23 年は 21.9%となっている。

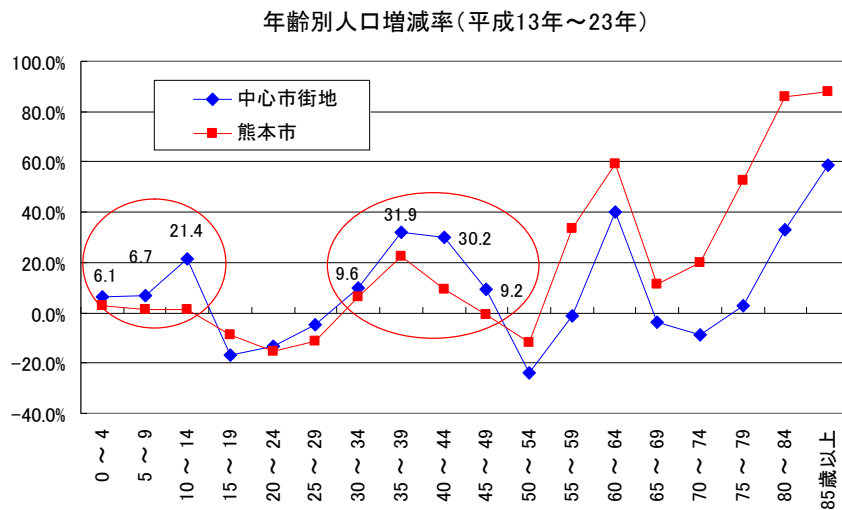


(資料) 住民基本台帳各年 4 月 1 日

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

○ファミリー層が都心回帰している

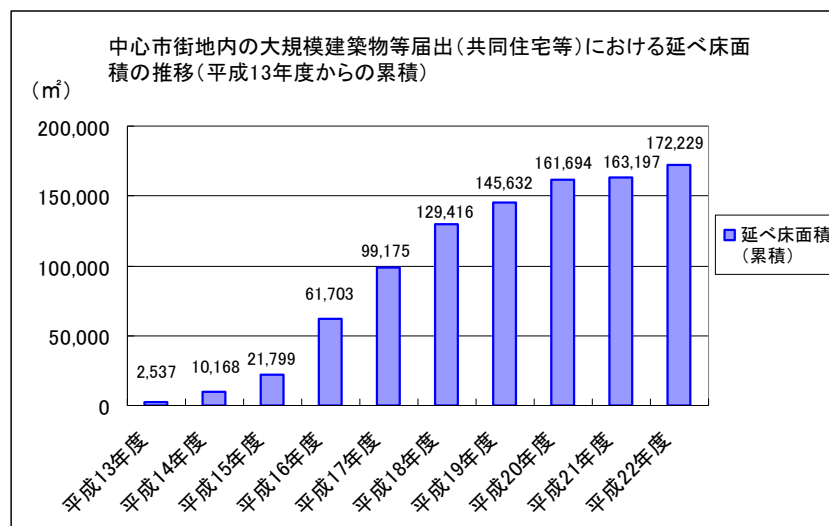
年齢別の人口の増減率では、中心市街地においては、0～14歳、30～49歳の人口の増加率が高くなっており、近年はファミリー層が都心回帰していると思われる。



(資料) 住民基本台帳 各年4月1日時点

○中心部へのマンション供給が続く

中心市街地のマンション（共同住宅等）の大規模建築物等届出における延べ床面積の累積（延べ床面積が1,000㎡以上のものを抽出）は、平成21年度では鈍化が見られるものの増加している。



(資料) 熊本市調べ

※大規模建築物：高さが13m以上の建築物等

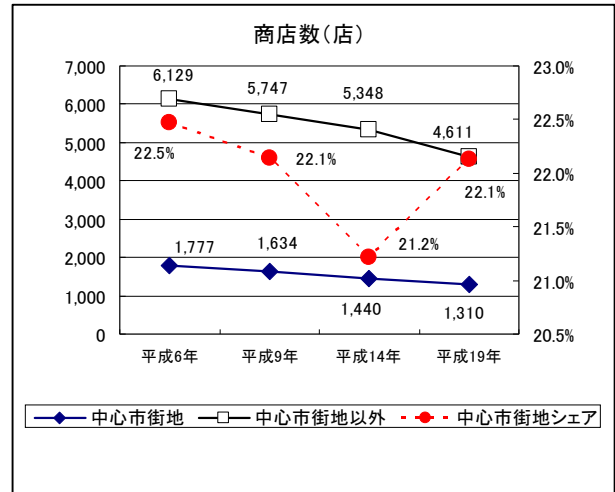
○中心市街地の人口は、近年増加傾向となっている。これは、マンション供給の増加により中心市街地にファミリー層が増えており、中心市街地居住者の構成が変動している。このような傾向を踏まえ、市民ニーズを見極めながら、良好な居住環境を整備していくことが重要である。

(2) 商業機能に関する状況

○減少傾向が続く商店数

小売業の商店数について中心市街地とそれ以外に分けて推移を見ると、いずれも減少傾向が続いている。

全市に占める中心市街地の商店数の割合については、平成19年が全市の減少が大きかったため、わずかながら増加している。

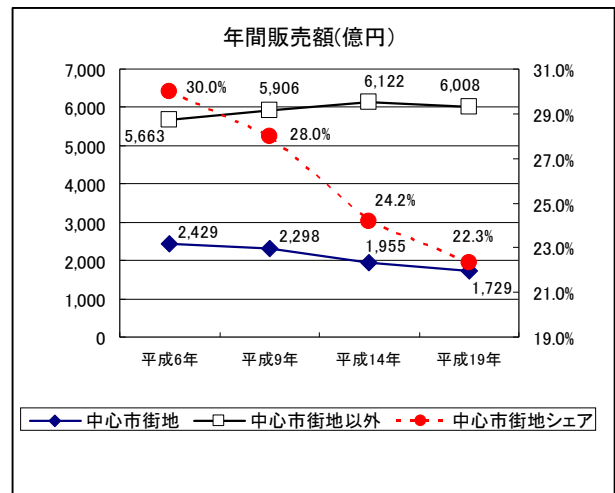


(資料) 商業統計

○商品販売額は減少傾向

商品販売額は、中心市街地、及び中心市街地以外のどちらも減少傾向にある。

全市に占める中心市街地の販売額も漸減している。



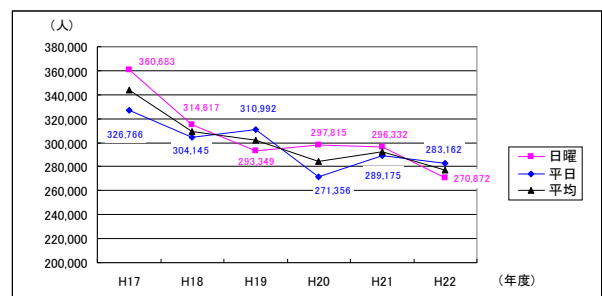
(資料) 商業統計

○減少している歩行者通行量

歩行者通行量は全体的には減少傾向にあるものの、近年の世界的経済不安の中でもこれまでに見られたような急激な減少はなく、曜日別では増加が見られる年もあり、下げ止まりと想定される。

商店街の歩行者通行量

(中心市街地内28地点の合計)



(資料) 熊本市「商店街歩行者通行量調査」

通行量の2日間(金曜日と日曜日)の平均値

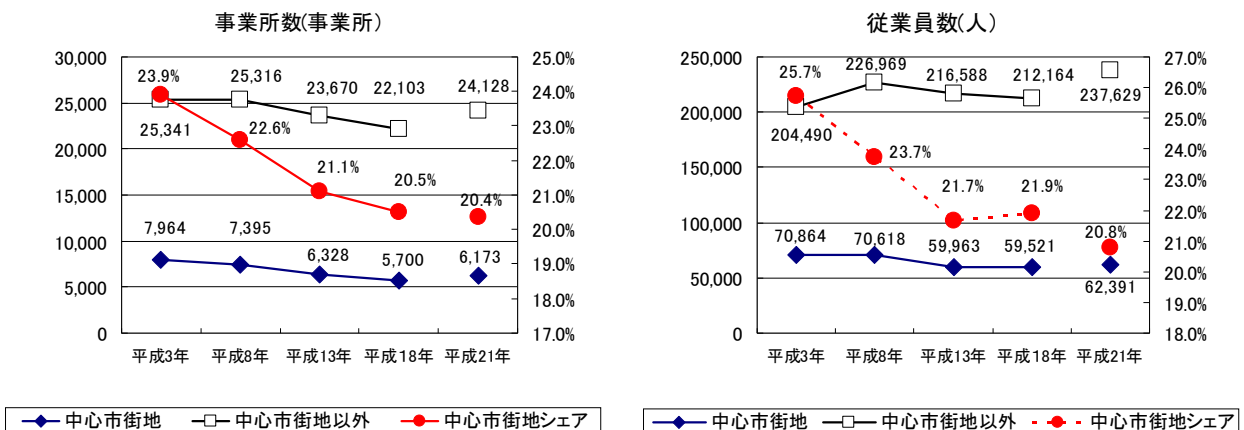
1 章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

- 中心市街地では、商店数、年間商品販売額の減少や市全体に占める割合の低下、歩行者通行量の減少がみられる。このうち歩行者通行量については、下げ止まりの傾向も見られており、今後も多様な業種・業態・規模の店舗が立地している中心商店街の特性を活かして滞在時間を増やす工夫をしたりするなどの対応策を講じていくことが必要である。

(3) 都市機能に関する状況

○事業所数、従業者数が減少

中心市街地の事業所数は、7,964 事業所（H3）から 5,700 事業所（H18）、従業者数は、70,864 人（H3）から 59,521 人（H18）と減少傾向にある。また、事業所数、従業者数ともに中心市街地のシェアは減少している。平成 21 年は統計調査の変更等により数字上増加しているが、一方で中心市街地のシェアは依然減少していることから、平成 21 年以降も事業所数、従業者数は引き続き減少傾向にあると考えられる。



(資料) 平成 18 年までは事業所・企業統計調査、平成 21 年は経済センサス

※経済センサスの集計値については、その集計方法が平成 18 年以前の調査とは異なるため、グラフ上では時系列比較を行わず単年度表示とした。

○中心市街地の空き店舗・事務所の面積が増加

中心市街地の空き店舗・事務所の面積が 4 年連続で増加しているが、伸率は鈍化している。これは、平均賃料が低下して借りやすくなったことが影響していると考えられる。

熊本市中心市街地の空き店舗・事務所の面積と賃料の推移

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
空室面積 (㎡)	27,641	23,574	30,998	43,338	48,920	51,207
伸び率 (%)	-	-14.7	31.49	39.81	12.88	4.68
平均月額賃料 (円)	4,965	5,221	4,560	4,216	4,631	4,361
伸び率 (%)	-	5.1	-12.7	-7.54	9.85	-5.84

(資料) 株式会社鑑定ソリュート熊本の資料を基に作成、月額賃料は 1 階部分の平均で、1 ㎡あたり。

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

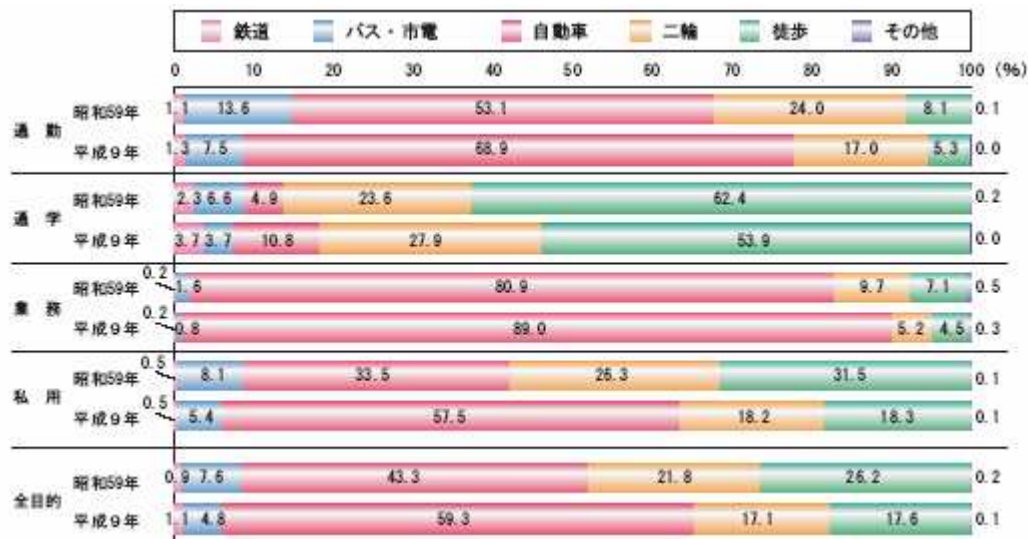
- 事業所数、従業者数は中心市街地が全市の20%強を占めているが、近年減少傾向が続いており、空き店舗・事務所の面積も増加している。
- 今後、空き店舗対策等により、遊休不動産の活用を進めることで、都市機能の回復を図って行く必要がある。

(4) 交通機能に関する状況

○熊本都市圏の自動車交通の利用割合は高い

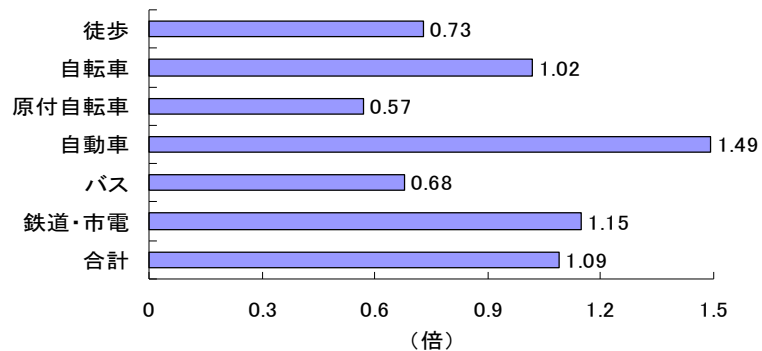
熊本都市圏においても、他の地方都市同様、モータリゼーションの進展や郊外への人口拡大等により自動車交通が増加している状況にある。交通手段別の利用者数の変化を見ても、路線バスの利用者が大幅に減少し、自動車交通の利用割合は高くなっている。

目的別交通手段の変化



(資料) 第3回パーソントリップ (H9) 調査データ

交通手段別の利用者数の変化 (平成9年/昭和59年)



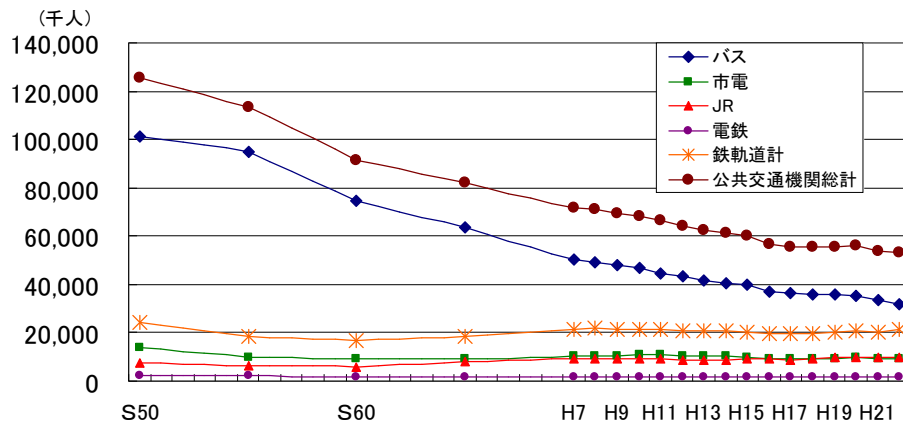
(資料) 「熊本都市圏交通アクションプログラム」

1 章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

○市内の公共交通利用者数は全体として減少を続けている

市内を走る公共交通全体の利用状況をみると、全体としては減少しており、バス利用者の減少によるところが大きい。

公共交通機関の輸送人員

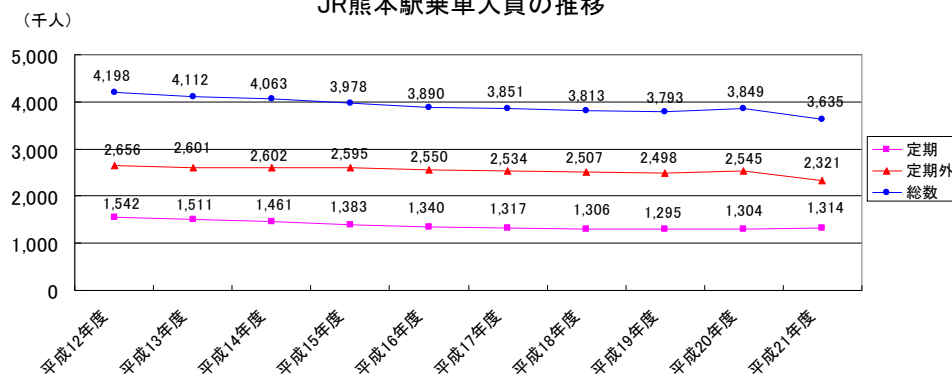


(資料) 熊本市交通政策総室独自データ

○JR熊本駅乗車人員も減少傾向

JR熊本駅の乗車人員については、最近 10 年間で次第に減っている状況にあるが、定期利用者については、平成 20 年度以降は微増傾向にある。

JR熊本駅乗車人員の推移

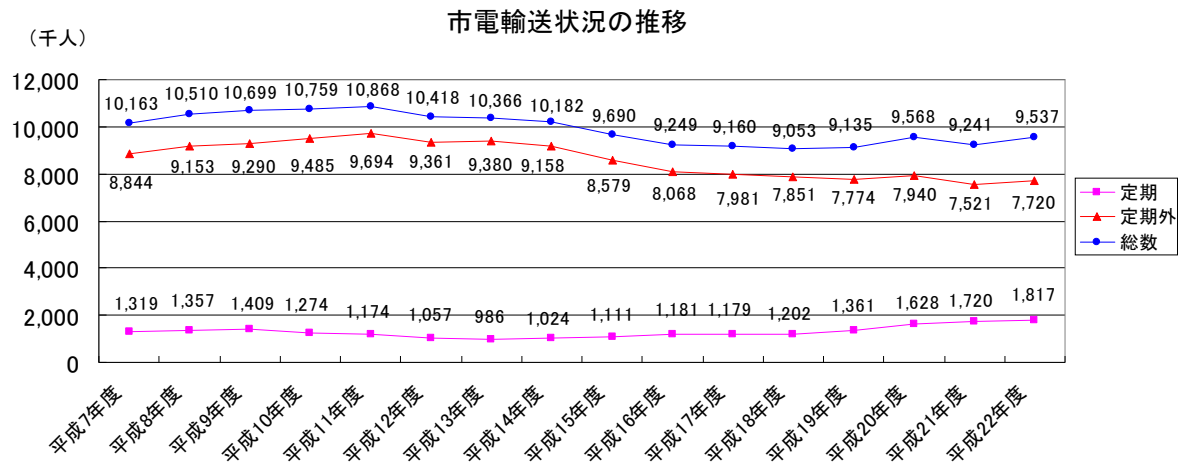


(資料) 「熊本市統計書」

1 章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

○市電利用者は、近年増加傾向にある

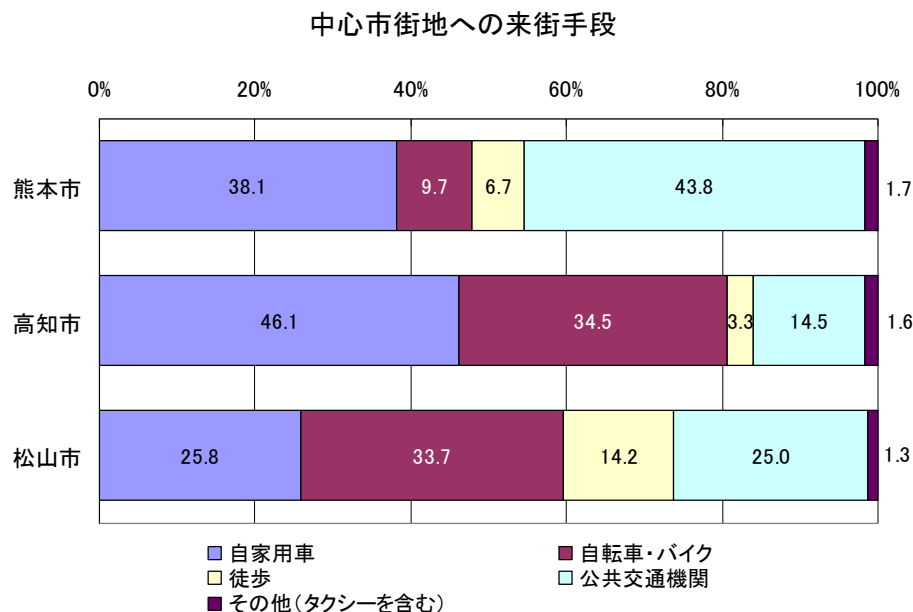
市電の輸送状況の推移をみると、平成 11 年頃をピークに、利用者が減少していたが、その後、定期利用者が平成 18 年度から、総数も平成 19 年度から増加傾向に転じている。



(資料)「熊本市統計書」

○公共交通手段での来街が他都市に比べ多い

中心市街地への交通手段について路面電車のある他の県庁所在都市（高知市、松山市）と比較してみると、本市は公共交通機関（路面電車・鉄道、バス）による来街の割合が高い。



(資料) 熊本市は「熊本市の中心市街地に関する市民アンケート調査」(平成 23 年 10 月)

高知市は「中心商店街における消費者と店主にかかる実態調査」(高知商工会議所) 平成 16 年度

松山市は「中央商店街における通行量及び消費者意識に関する調査報告書」(平成 18 年 3 月)

1 章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

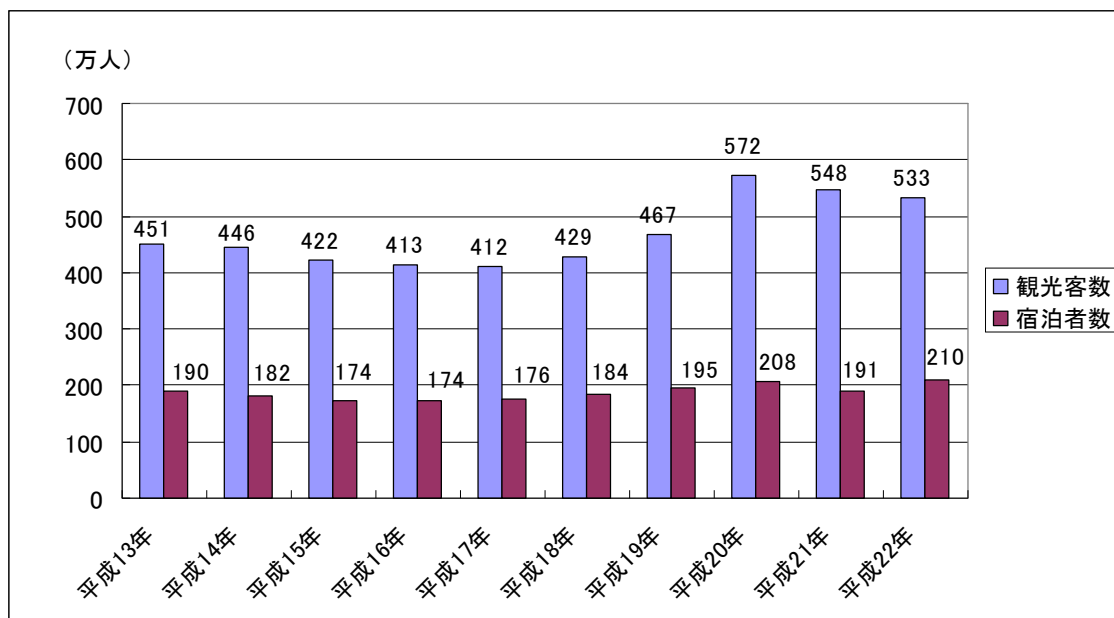
- 本市では、自動車交通の利用割合が高く、また、環状道路が未整備なこともあり、特に中心市街地において、熊本都市圏の南北方面からの通過交通によって渋滞が発生する状況となっており、経済的な損失のみならず、沿道環境の悪化にもつながっている。
- 公共交通では、陸の玄関口となる JR 熊本駅での乗車人員や中心市街地を通過している市電利用者は増加に転じてきているものの、バスの利用者は減少が続いている。
- 中心市街地への交通手段について路面電車のある他の県庁所在都市と比較してみると、本市は公共交通機関（路面電車・鉄道、バス）による来街の割合が高く、来街手段としてのポテンシャルは高いことから、さらに利便性を向上させるなどの方法により、その利用増進を図ることが必要である。

（５）観光に関する状況

○観光入込みは増加傾向

熊本市の年次別観光入込数は、平成 15 年～平成 18 年で 400 万人台前半にまで落ち込みを見せていたが、本丸御殿復元等の効果により平成 20 年からは 500 万人を超えている。同様に、宿泊客数も平成 15 年以降は 170 万人台で推移していたが、平成 18 年には 180 万人台に戻り、平成 19 年以降は 190 万から 200 万人台で推移している。

年次別観光客入込数（観光客数、宿泊客数）



（資料）平成 22 年熊本市観光統計

1 章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

○中心市街地には熊本城をはじめとして主要な観光・文化施設が所在

施設別の入園者数では、平成 22 年では、熊本城、フードパル熊本、熊本動植物園、水前寺成趣園、熊本県立美術館本館が入込のベスト 5 である。誘客施設は中心市街地に立地しているものも多く、なかでも熊本城は、熊本の歴史・文化の象徴的な存在となっており、市内有数の観光スポットとして平成 20 年は本丸御殿復元等の効果が大きく 200 万人を超える入園者数があったが、以後は減少している。

また、中心市街地に所在する施設の入園者数合計は、近年は 200 万人を超えて推移している。

市内主要観光施設入園者数

施設名	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	所在地
熊本城 (うち本丸御殿)	1,215,225 -	2,039,558 (1,356,904)	1,773,389 (1,387,799)	1,552,173 (1,113,832)	熊本市本丸1-1
水前寺成趣園	336,209	357,944	304,153	275,500	熊本市水前寺公園8-1
熊本市動植物園	593,944	589,342	681,900	680,705	熊本市健軍5丁目14-2
フードパル熊本	788,240	877,740	948,600	905,870	熊本市貢町581-2
熊本博物館	92,001	94,007	90,760	82,131	熊本市古京町3-2
水の科学館	79,287	91,660	94,787	99,979	熊本市八景水谷1丁目11-1
峠の茶屋公園(資料館)	15,692	20,261	17,970	15,129	熊本市河内町岳5-4
くまもと工芸会館	39,665	44,925	48,031	51,095	熊本市川尻1丁目3-58
立田自然公園	10,458	10,718	10,135	9,140	熊本市黒髪4丁目610
北岡自然公園	5,610	5,736	4,910	5,348	熊本市横手2丁目5-1
旧細川刑部邸	40,181	59,056	55,031	48,103	熊本市古京町3-1
夏目漱石内坪井旧居	9,894	11,242	10,678	9,560	熊本市内坪井町4-22
熊本洋学校教師ジェーンズ邸	3,171	3,488	3,704	3,837	熊本市水前寺公園22-16
小泉八雲熊本旧居	6,192	7,209	7,424	7,746	熊本市安政町2-6
徳富記念館	3,039	2,867	2,887	2,283	熊本市大江4丁目10-33
横井小楠記念館	3,884	2,823	5,012	9,150	熊本市沼山津1丁目25-91
後藤是山記念館	736	787	793	980	熊本市水前寺2丁目6-10
リデル、ライト両女史記念館	2,006	2,051	1,742	1,533	熊本市黒髪5丁目23-1
御馬下の角小屋	2,572	6,527	4,784	3,129	熊本市四方寄町1274
森林学習館	3,431	3,868	4,185	3,663	熊本市貢町
熊本県伝統工芸館	173,683	183,305	161,316	154,766	熊本市千葉城町3-35
熊本県立美術館 本館	152,738	272,801	112,603	208,578	熊本市古京町3-2
熊本県立美術館 分館	103,419	102,525	99,444	135,011	熊本市千葉城町2-18
熊本近代文学館	28,069	25,985	25,049	31,205	熊本市出水2丁目5-1
監物台樹木園	13,789	18,377	19,217	18,326	熊本市二の丸4-1
岩戸観音・五百羅漢	14,874	15,138	16,703	19,453	熊本市松尾町平山589(雲巖禅寺内)
島田美術館	4,517	8,206	9,024	5,647	熊本市島崎4丁目5-28
新聞博物館	2,802	2,637	0	1,539	熊本市世安町172
熊本国際民芸館	2,795	2,887	2,456	2,298	熊本市龍田1丁目5-2
本妙寺(宝物館)	1,155	1,674	831	541	熊本市花園4丁目13-20
神風連資料館	803	737	724	977	熊本市黒髪5丁目7-60
金峰森の駅みちくさ館	15,910	17,286	14,629	15,679	熊本市河内町岳1192
熊本市現代美術館	173,232	193,304	349,678	164,386	熊本市上通町2-3
熊本市塚原歴史民族資料館				3,353	熊本市城南町塚原1924
田原坂資料館				21,001	熊本市植木町豊岡862
植木温泉				230,344	熊本市植木町
全施設合計	3,939,223	5,076,671	4,882,549	4,780,158	
うち中心市街地に立地する施設	1,970,460	2,970,142	2,668,862	2,371,220	

(資料) 平成 21、22 年熊本市観光統計

※ 網掛けは中心市街地に立地する施設

1 章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

○熊本城は、その知名度の高さ等から団体客、個人客双方の訪問が多く、市内有数の観光スポットとして平成20年は本丸御殿復元等の効果により200万人を超える入園者数があったが、以後は減少に転じている。このため、「桜の馬場 城彩苑」との相乗効果や九州新幹線の全線開業による効果を活かしながら入園者数を増やすとともに、中心商店街への誘客へ繋げて行くことが求められている。また、熊本城以外にも、中心市街地には多様な観光・文化施設が所在しており、これらも地域資源として捉え、中心市街地へのにぎわいづくりに活かしていく必要がある。

〔7〕2 期中心市街地活性化の基本方針

（1）基本方針の考え方

1 期計画における評価・検証と中心市街地の現状分析から導かれた課題、住民ニーズの分析から活性化に必要なものは、核となる商業施設等の充実による「都市機能のさらなる集積と更新」、熊本城をはじめ地域の特性を最大限に活かし「多くの人を引きつける魅力の創出」、中心市街地に気軽に訪れることができるよう「公共交通網の整備」であると言える。これらは 1 期計画に位置づけられた活性化の方針と一致するものであることから、2 期計画の基本的な方針等は、1 期計画を踏襲するものとする。

また、1 期計画においては、基本方針 2 と基本方針 3 の数値目標は達成する見込みであるが、基本方針 1 の数値目標については達成できない見込みが高いことから、2 期計画では、基本方針 1 に寄与する事業を着実に推進し、基本方針 2、3 についても、1 期計画の総括での課題を踏まえて、数値目標を設定するとともに更なる効果の発現を目指すため、新規事業の追加や継続事業の完遂に向け取り組んで行く。

そこで、2 期計画における基本方針の考え方は、まず、通町筋・桜町の 2 つの商業機能等の核とこれを結ぶ上通、下通、新市街のアーケード街の機能改善により、更なるにぎわいを図るものとする。

また、熊本市民、県民のシンボルであり、全国的にも知名度の高い熊本城、及び城下町の町並みの魅力をさらに高め、これを広く内外に情報発信を行うとともに、広域交流拠点としての熊本駅周辺の機能拡充を行い、多くの都市圏住民や観光客等を中心市街地に呼び込むことを目指すものとする。

さらに、熊本都市圏住民や観光客など中心市街地への来街者の利便促進を図る観点から市電を中心とした公共交通機関の改善を行うものとする。

これらの取り組みを一体的に推進し、中心市街地の活性化を図ることで、人口減少・少子高齢化社会の到来に対応し、多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能が高度に集積した、魅力ある生活空間の実現を目指していくものとする。

（2）基本方針

基本方針 1 人々が活発に交流しにぎわうまちづくり

1 期計画において、下通アーケード改修事業、中心市街地活性化推進事業などを行ったが、空き店舗の増加による集客力低下、市街地再開発事業の遅延、熊本城から周辺地域への回遊性不足という課題があり、基本方針 1 に係る目標の達成は困難な状況である。

このため、2 期計画においては、空き店舗対策などに取り組むとともに、九州中央域の中核を担う行政、業務、文化など都市機能の更なる集積と更新を図ることとし、特に、通町筋・桜町周辺地区においては、核となる商業機能等を充実させることによりにぎわいの再生を図り、活力に満ちた一大商業ゾーンを形成する。

また、安全・安心で快適な歩行空間等の確保など、人々の多様なニーズに対応した機能の充実に努め、人・物・情報の交流でにぎわうまちづくりを進める。

基本方針 2 城下町の魅力があふれるまちづくり

1 期計画において、本丸御殿大広間の復元整備や熊本城築城 400 年祭、さらには熊本城での滞留時間の拡大を図るなどのため「桜の馬場 城彩苑」の整備などを行った。

平成 20 年度は、熊本城入園者数約 220 万人と日本の城郭で日本一の賑わいを記録し、基本方針 2 に係る目標は達成する見込みであるが、この賑わいを一過性のものにせず、継続的に観光客を惹きつけるよう、今後も更なる取り組みが必要である。

このため、2 期計画においても引き続き、熊本城地区の復元や昔からのまち割りや歴史的建造物が残る新町・古町地区などの一体的な魅力向上を図り、往時の風情が体感できる環境づくりを進める。さらに、熊本城地区内の城彩苑や美術館、伝統工芸館などの歴史・文化施設との連携強化や、通町筋・桜町周辺地区への歩行アクセスの強化などにより、熊本城を中心とした「城下町」としての特色を最大限に活かし、多くの人を引き付ける魅力と活力に溢れた回遊性の高い町並みを形成する。加えて、各種イベント等を通じ地域との暖かな触れ合いを演出するとともに、日本国内のみならず、東アジアに向けた情報発信、観光客・MICE（マイス）の誘致等を行うなど、海外に向けたプロモーション活動を積極的に展開する。

基本方針 3 誰もが気軽に訪れることができるまちづくり

1 期計画においては、低床式路面電車の導入や魅力ある企画乗車券の販売、市電の均一料金の導入など、ハード・ソフト両面からの取り組み等により、基本方針 3 に係る目標は達成する見込みである。

今後、2 期計画においては、九州新幹線の全線開業により観光客等の増加が見込めることや、更なる高齢化への対応などから、電停改良、市電と他の公共交通機関やターミナルとの結節強化、企画乗車券の販売検討など、市電を中心とした公共交通機関の利便性の向上を図るなど、公共交通網の整備に努め、さらには、自転車の走行空間や駐輪場の整備などにより、来街者、高齢者等も利用しやすい交通アクセスの向上を一体的に推進することで、誰もが気軽に訪れることができる環境整備に取り組み、中心市街地の更なる魅力と活力を創出する。

2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

位置設定の考え方

日本三名城の一つと謳われる熊本城は、加藤清正が慶長 6 年から 12 年にかけて、7 年の歳月を費やして築城したものである。清正は熊本の自然に、はじめて大規模な土木事業を行っており、この時から熊本市が城下町としての体裁を整えてきた。

江戸時代は細川氏により肥後熊本が治められたが、明治期では熊本城に鎮台がおかれ、熊本は城下町としてにぎわいを見せることとなる。明治の初年から、九州における政治・軍事の中心として、各種の官庁が置かれ、24 年鉄道の開通によって熊本駅が設けられた。また、30 年代に入って市区改正の大事業が行われ、中央部の山崎練兵場が市外に移され、跡地には会社、工場、商店その他施設が続々と軒を連ねるようになり、新市街地が形成されていった。

大正時代には市電が開通し、戦後の復興を経て、九州中央に位置する地方中核都市として着実な発展を続けている。

現状、多数の商業施設や事業所に加え、美術館、博物館、ホール等の公共公益施設が数多く整備されており、広域から人が集まる環境が整っている。

このように、熊本城周辺並びに熊本駅に広がる市街地は、400 年にわたり市街地としてにぎわいを形成してきた歴史があり、また、都市機能が集積して熊本県並びに九州地方の拠点としての役割を担っている地域であることから、中心市街地と位置づける。



〔2〕 区域

区域設定の考え方

(1) 区域についての考え方

中心市街地の区域は、前項の位置設定の考え方に基づき、本市中心市街地活性化の三つの基本方針の展開により、商業・業務等都市機能が集積している「通町筋・桜町周辺地区」、本市の陸の玄関口として整備を進めている熊本駅及びその周辺を含む「熊本駅周辺地区」、それら地区を結ぶ役割を果たし、城下町としての町割りや資源のある「新町・古町地区」及び熊本の象徴である熊本城や多数の歴史・文化施設のある「熊本城地区」を一体的に活性化していくことから、これらの地区からなる区域を中心市街地と設定する。

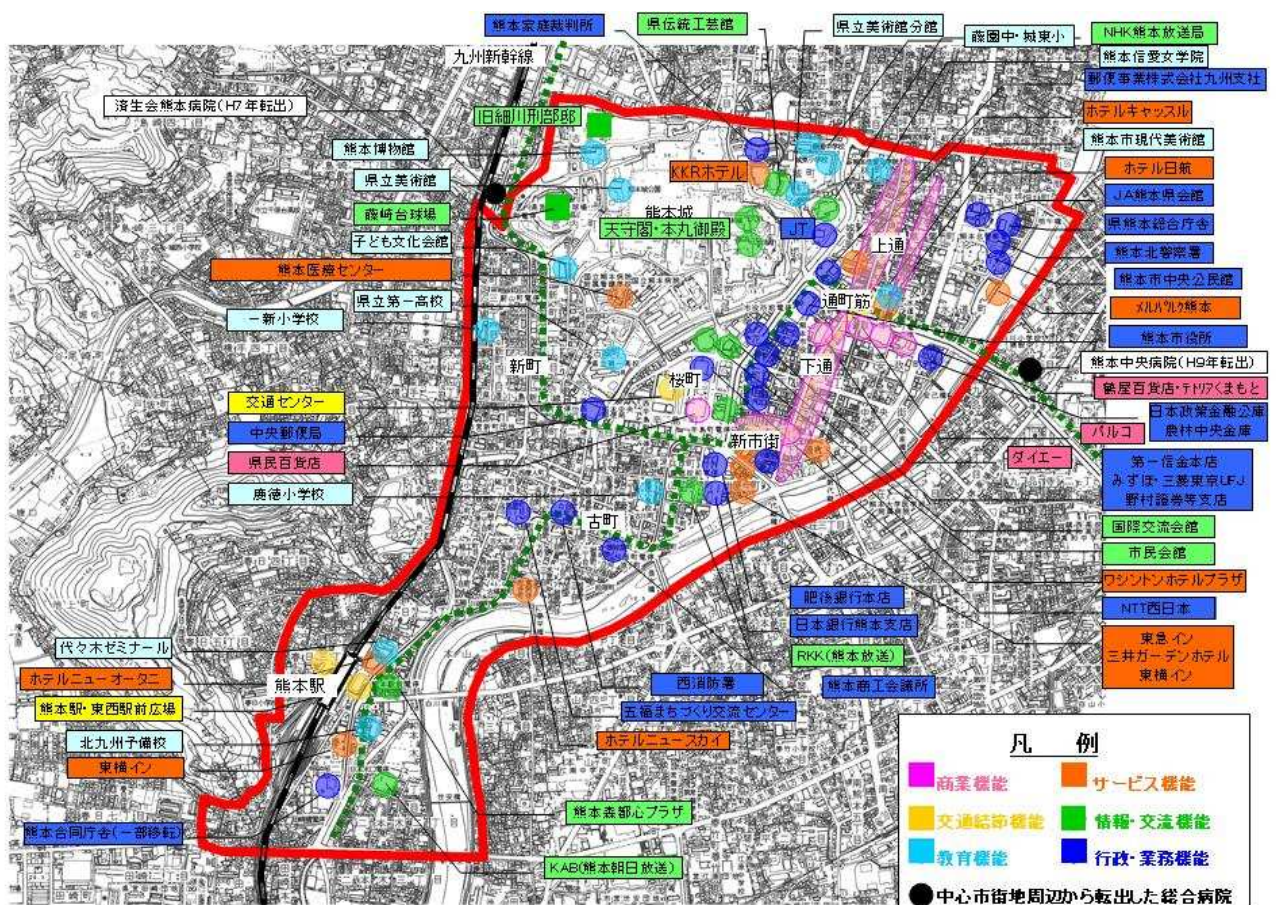
(2) 区域の境界となる部分

- ・ 東側境界 一級河川白川
- ・ 西側境界 J R鹿児島本線、熊本駅西土地区画整理区域界
- ・ 南側境界 主要地方道熊本高森線、市道二本木3丁目世安町第1号線
- ・ 北側境界 藤崎宮参道、主要地方道熊本田原坂線、市道上熊本2丁目第1号線

(3) 区域の面積

約 415ha

(区域図)



(4) 中心市街地を構成する地区の考え方について

中心市街地活性化法の基本理念は、快適で魅力ある生活環境の形成、都市機能の集積及び創造的な事業活動の促進であり、また、国が定めた「中心市街地の活性化を図るための基本的方針」には、中心市街地の活性化の意義として「歴史的・文化的背景と相まって、地域の核として機能できること」、「過去の投資の蓄積を活用しつつ、各種の投資を集中することによって、投資の効率性が確保できること」などが挙げられ、地域における社会的、経済的活動の拠点であることに加えて、文化的な拠点でもあるとされている。

また、追求すべき目標として、歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストックを有効活用しつつ、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能が集積した生活空間を実現し、文化的活動が活発に行われることにより、より活力ある地域経済社会を確立することが挙げられている。

このことから、本計画に掲げる『人々が活発に交流しにぎわうまちづくり』『城下町の魅力があふれるまちづくり』『誰もが気軽に訪れることができるまちづくり』という3つの基本方針、さらにはそれを実現するための国の支援内容でもある「商業の活性化」「市街地の整備改善」「街なか居住の推進」「都市福利施設の整備」「公共交通機関の利便増進」などを踏まえ、本市の中心市街地の区域は、平成19年3月に策定した「熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）」（1期計画）で設定した区域と同様の熊本城地区、通町筋・桜町周辺地区、新町・古町地区、熊本駅周辺地区で構成し、これらの地区の有する特色・機能を活かし、区域全体を一体的かつ効果的に活性化していくものとする。

①熊本城地区

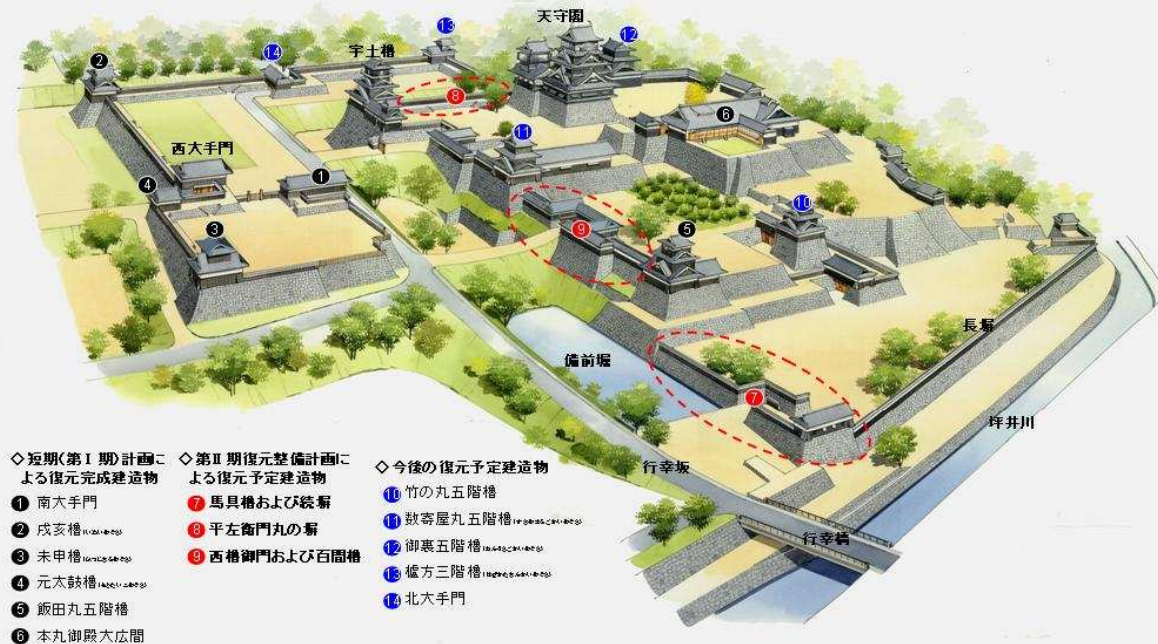
熊本城地区には、平成19年に築城400年を迎えた熊本城を中心に県立美術館や熊本博物館などの文化施設や複数の都市公園等があり、多くの観光客が訪れると共に、市民の憩いの場としても利用されている。

また、平成20年には、復元整備された熊本城本丸御殿大広間が一般公開され、国内の城郭において入園者数日本一を記録、さらに平成23年には熊本城のエントランス部分にあたる桜の馬場地区に観光交流施設として「桜の馬場 城彩苑」がオープンし、九州新幹線の全線開業効果と相まって、賑わいを見せている。

今後も、第Ⅱ期熊本城復元整備事業に基づく城域内の復元整備や、熊本博物館のリニューアルなど、熊本城地区が有する歴史的価値や集客ポテンシャルを活かす事業を実施する。

このように、この地域を中心市街地における歴史的な背景を明確に示しつつ文化的な拠点につなげていくこととしているために対象区域とするものである。

熊本城復元予想図



②通町筋・桜町周辺地区

本地区は、商業・業務集積が特に高い地域であるとともに、交通センターをはじめ交通機能の集積がみられる他、公共公益施設も多く立地するなど、本市中心市街地の中でも核となる地区である。

そこで、広範囲の商圈を有する商業機能の維持・拡充を図り、さらに、桜町周辺での新たな魅力創出につながる施設整備を促進し、回遊性の高い快適な街歩きが出来る空間整備に努めることで、「商業の活性化」に大きく寄与する。そのための道路整備をはじめとした「市街地の整備改善」も推進していくものである。

以上のことから、過去の投資の蓄積を活用し、各種の投資を集中することによって、投資の効率性を確保しながら、経済的活動の拠点としていくことから、対象区域とするものである。

③新町・古町地区

本地区は、呉服町、紺屋町、細工町などの地名や加藤清正の造った「一町一寺」の町割、西南戦争以降に復興した「町屋」や史跡など歴史と伝統が残る地区であり、平成 17 年 8 月に 24 事業からなる「熊本駅都心間協働のまちづくり計画書」を地域と市が協働して策定、平成 21 年度に同計画を総括し、市と協働して取り組む 7 事業を決定し推進してきたところである。

今後も、伝統的建造物の復元やサイン整備等を住民と協働で展開し、風情のある町並みや景観に配慮した城下町の魅力溢れるまちづくりを進めることとしている。

2章 中心市街地の位置及び区域

このように、この地域は、熊本城と相まって城下町としての歴史的・文化的背景を明確に示しつつ、残存する町屋等を景観資源の核として景観形成や文化活動の拠点として取り組みを進めていくことから対象区域とするものである。

④熊本駅周辺地区

本地区は、これまで東西駅前広場やアクセス道路等の整備、市街地再開発事業や熊本駅西土地区画整理事業などの「市街地の整備改善」を推進し、交流拠点としての機能向上に努め、更にはその利便性を活かした「街なか居住の推進」に取り組んできた。

平成23年3月に九州新幹線が全線開業し、更には、交流拠点として、熊本駅前東A地区市街地再開発事業における「くまもと森都心プラザ」の先行オープン、新熊本合同庁舎A棟も完成したところである。

今後は、連続立体交差事業に合わせ、東口駅前広場（完成形）の整備等により JR 熊本駅の交通結節機能を高め、公共交通機関の更なる利便性向上を図るとともに、地区計画等によるまちなみの形成を図り、交流拠点としての機能向上に取り組むこととしている。

このように本地区は、中心市街地の活性化において陸の玄関口として重要な地区であることから、区域の対象とするものである。



九州新幹線全線開業時の状況

2章 中心市街地の位置及び区域

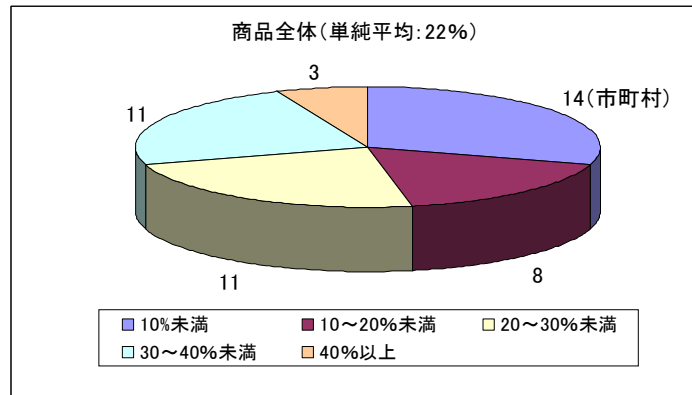
〔3〕中心市街地要件に適合していることの説明

要 件	説 明																				
第 1 号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること	○相当数の小売商業者が集積 本市の商業（小売業）（平成 19 年）は、商店数で 5,921 店、従業者数で 43,555 人、年間販売額で 7,737 億円、売場面積で 849,911 m ² と、熊本県でも高いシェアを占めており、そのうち、中心市街地は、商店数で 1,310 店、従業者数で 8,281 人、年間販売額で 1,729 億円、売場面積で 201,574 m ² と、それぞれ全市の 22.1%、19.0%、22.3%、23.7%のシェアを占めている。																				
	商業の集積																				
	<table><tr><td></td><td>中心市街地</td><td>熊本市</td><td>対市割合</td></tr><tr><td>商店数</td><td>1,310 店</td><td>5,921 店</td><td>22.1%</td></tr><tr><td>従業者数</td><td>8,281 人</td><td>43,555 人</td><td>19.0%</td></tr><tr><td>年間販売額</td><td>1,729 億円</td><td>7,737 億円</td><td>22.3%</td></tr><tr><td>売場面積</td><td>201,574 m²</td><td>849,911 m²</td><td>23.7%</td></tr></table>		中心市街地	熊本市	対市割合	商店数	1,310 店	5,921 店	22.1%	従業者数	8,281 人	43,555 人	19.0%	年間販売額	1,729 億円	7,737 億円	22.3%	売場面積	201,574 m ²	849,911 m ²	23.7%
		中心市街地	熊本市	対市割合																	
	商店数	1,310 店	5,921 店	22.1%																	
	従業者数	8,281 人	43,555 人	19.0%																	
	年間販売額	1,729 億円	7,737 億円	22.3%																	
	売場面積	201,574 m ²	849,911 m ²	23.7%																	
	（資料）平成 19 年商業統計																				
	○相当数の業務機能が集積 本市の事業所数（平成 21 年）は 30,301 事業所で、そのうち、中心市街地には 6,173 事業所（全市の 20.4%）があり、62,391 人の雇用の場を提供している。なお、中心市街地には民間事業所のほかにも、市役所や国の出先機関も多く集積している。																				
事業所の集積																					
<table><tr><td></td><td>中心市街地</td><td>熊本市</td><td>対市割合</td></tr><tr><td>事業所数</td><td>6,173 事業所</td><td>30,301 事業所</td><td>20.4%</td></tr><tr><td>従業者数</td><td>62,391 人</td><td>300,020 人</td><td>20.8%</td></tr></table>		中心市街地	熊本市	対市割合	事業所数	6,173 事業所	30,301 事業所	20.4%	従業者数	62,391 人	300,020 人	20.8%									
	中心市街地	熊本市	対市割合																		
事業所数	6,173 事業所	30,301 事業所	20.4%																		
従業者数	62,391 人	300,020 人	20.8%																		
（資料）平成 21 年経済センサス																					
○相当数の都市機能が集積 中心市街地内には、美術館、博物館、ホール等の文化施設をはじめ公共公益施設が数多く整備されており、人が集まる環境が整っている。ちなみに、中心市街地における宿泊施設の収容人員の割合は 65.2%と高く、ビジネス客や観光客に利用されている。																					
宿泊施設の集積																					
<table><tr><td></td><td>中心市街地</td><td>熊本市</td><td>対市割合</td></tr><tr><td>収容人員</td><td>8,415 人</td><td>12,902 人</td><td>65.2%</td></tr></table>		中心市街地	熊本市	対市割合	収容人員	8,415 人	12,902 人	65.2%													
	中心市街地	熊本市	対市割合																		
収容人員	8,415 人	12,902 人	65.2%																		
（資料）平成 22 年熊本市調べ																					
○超広域型商圈を形成 本市は、県内の小売業販売額の約44%（平成19年商業統計調査）が集中する県庁所在都市であって、商業集積も充実しており、その商圈は県内の広範囲に及んでいる。本市での購買率（生鮮食品から贈答品までの16項目）が20%を超えるのは、熊本市も含め熊																					

2章 中心市街地の位置及び区域

本県内47市町村（平成21年度熊本県消費動向調査当時）のうち25市町村であり、超広域型商圈を形成している。

熊本市での購買率

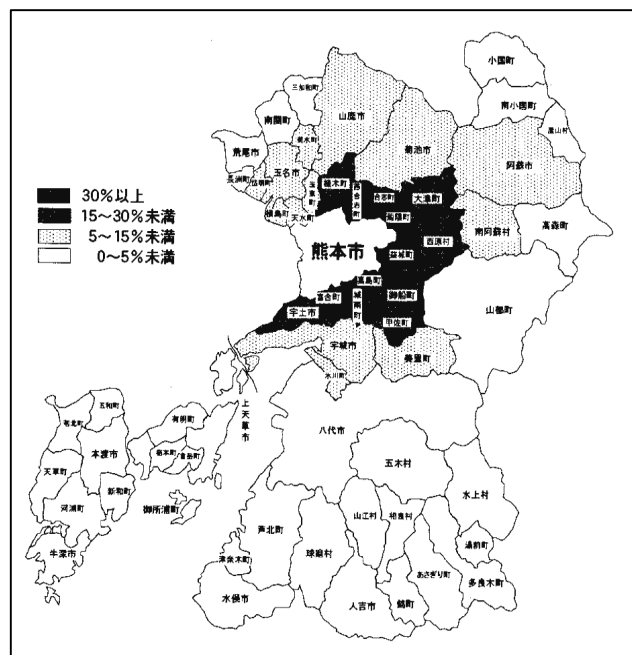


(資料) 熊本県「平成 21 年度熊本県消費動向調査報告書」

○広い通勤通学圏を形成

本市の近隣市町村において、それぞれの市町村の全通勤通学者の10%以上が熊本市に通勤通学している市町村は熊本市と合併した富合町、植木町、城南町を除くと15（旧天水町、合志町、西合志町を含む）あり、本市は業務や教育の中心としての役割を果たしている。

熊本市への通勤通学率の推移



(資料) 平成 17 年国勢調査

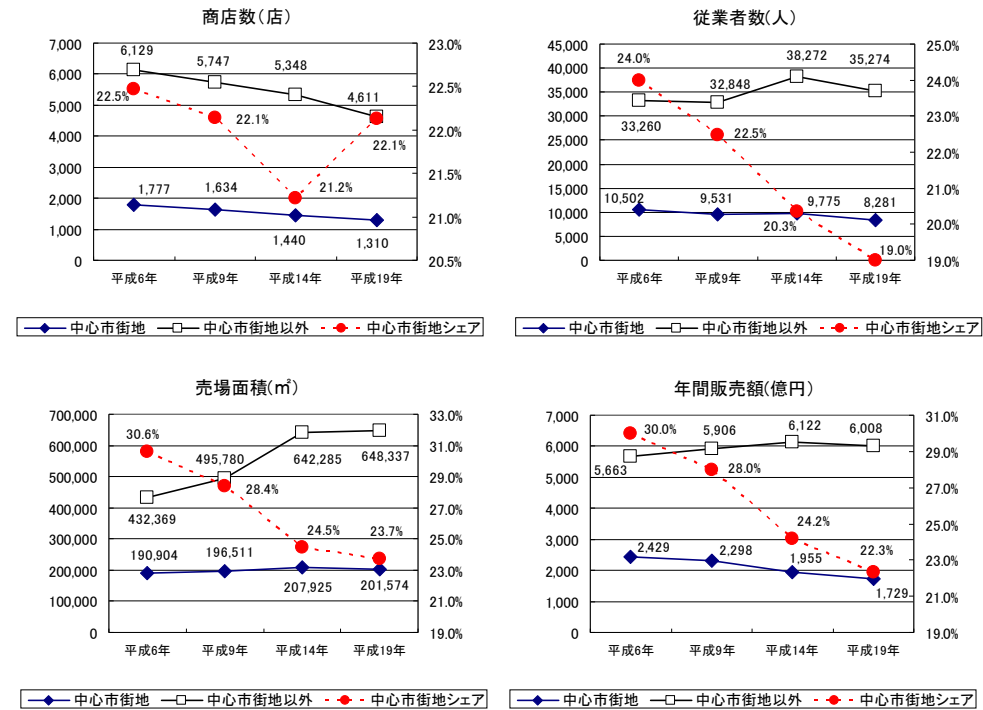
2章 中心市街地の位置及び区域

第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

○商店数、従業者数、年間販売額の減少

商業面では、中心市街地以外では、従業員数、年間販売額、売場面積は増加している一方で、中心市街地の商店数（小売業）は、平成6年に1,777あったものが、その後減少傾向にあり、平成19年には1,310まで減少している。従業者数や年間販売額についても減少している。



(資料) 商業統計

○空き店舗の増加

中心市街地の主な商店街の空き店舗率は、全商店街の平均で5%台にとどまっていたが、平成22年調査では10%を超え、一部の商店街で30%台まで上昇するなど、空き店舗率が増加している。

中心市街地の主な商店街の空き店舗率

商店街名	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
上通一番街商店街振興組合	3.6%	7.4%	10.0%	16.7%	26.9%
上通1・2丁目商店街振興組合	5.7%	5.6%	8.3%	10.8%	12.1%
熊本市上通町三、四丁目商店街振興組合	5.9%	1.9%	5.4%	3.7%	5.8%
熊本市上通五丁目商店街振興組合	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	8.1%
熊本市下通新天街商店街振興組合	11.5%	3.7%	0.0%	0.0%	7.4%
熊本市下通二番街商店街振興組合	0.0%	3.3%	0.0%	0.0%	6.5%
熊本市下通三番街商店街振興組合	13.3%	3.3%	6.9%	3.3%	6.9%
熊本市下通四番街商店街振興組合	3.7%	7.1%	8.3%	3.6%	3.7%
駕町通り商店街振興組合	7.3%	4.9%	3.3%	4.8%	4.9%
シャワー通り商店会	11.1%	13.9%	11.7%	16.1%	32.4%
熊本市新市街商店街振興組合	2.8%	6.1%	6.0%	11.8%	15.2%
計	5.9%	5.0%	5.7%	6.3%	11.4%

(資料) 熊本市「空き店舗調査」

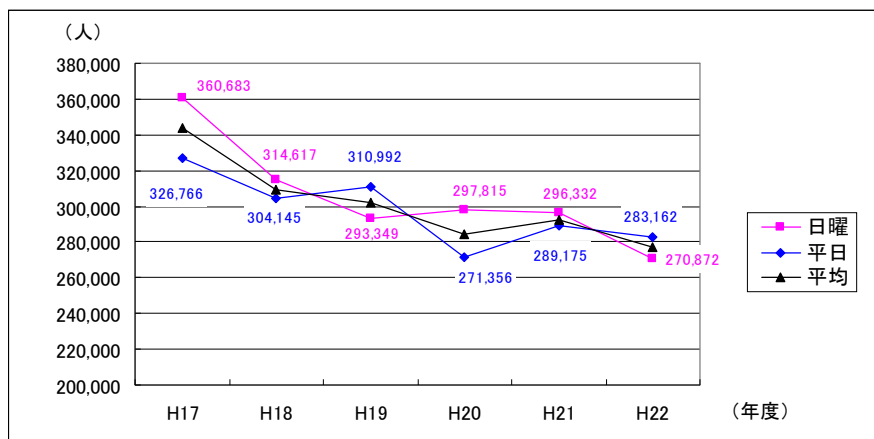
2章 中心市街地の位置及び区域

○中心市街地の歩行者通行量の減少

中心市街地内の歩行者通行量は、日曜と平日の平均では平成 17 年度の約 34.4 万人から平成 22 年度の約 27.7 万人と約 6.7 万人減少している。

ここ数年の状況は、日曜を見ると、平成 19 年度を底に平成 20、21 年度とほぼ横ばいとなっている。平成 22 年度は猛暑日の影響により減少したと考えられる。また、平日の通行量も、平成 20 年度を底に平成 21、22 年度とほぼ横ばいとなっている。

歩行者通行量の推移（中心市街地内 28 地点の合計値）

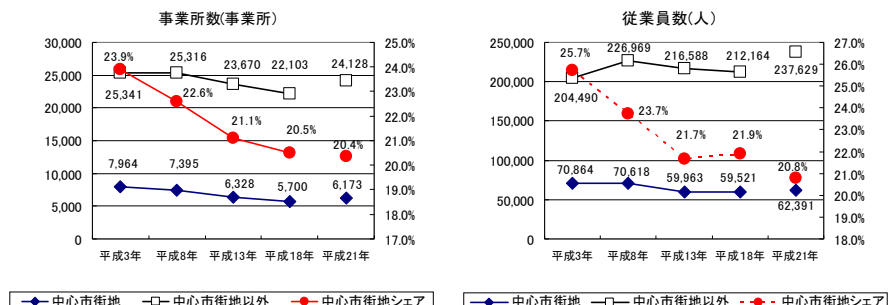


（資料）熊本市「平成 22 年度商店街通行量調査」

○中心市街地の事業所数の減少

中心市街地の事業所数は、平成 3 年の 7,964 から平成 18 年に 5,700、従業者数は、同じく 70,864 人から 59,521 人と減少傾向にある。また、事業所数、従業員数ともに中心市街地のシェアは減少している。平成 21 年は統計調査の変更等により数字上増加しているが、一方で中心市街地のシェアは依然減少していることから、平成 21 年以降も事業所数、従業者数は引き続き減少傾向にあると考えられる。

事業所数の推移



（資料）平成 18 年までは事業所・企業統計調査、平成 21 年は経済センサス

※経済センサスの集計値については、その集計方法が平成 18 年以前の調査とは異なるため、グラフ上では時系列比較を行わず単年度表示とした。

このように、中心市街地では、商業・業務面での各種指標の減少傾向、通行量の減少傾向がみられ、このような状況は、本市はもと

2章 中心市街地の位置及び区域

第3号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること	より熊本都市圏や熊本県の経済の発展、住民への各種都市サービス機能への影響が懸念される。 ・熊本市政令指定都市ビジョン 平成22年10月に策定した「熊本市政令指定都市ビジョン」の中では、「未来へ挑戦する交流拠点都市」を目指す都市の姿として掲げている。 この実現には、東アジアとの交流拠点となるとともに熊本都市圏や熊本県をけん引する役割を担いながら九州中央の中心都市としての本市の中心市街地の発展が不可欠となっており、中心市街地の発展の方向と整合性がとれている。 ○本市は、人口約73万人（九州全体としては福岡市・北九州市に次いで3番目）を数え、熊本県の人口の約40%を占めている。 このような中、中心市街地は、商業、業務、文化、娯楽など、熊本市民はもとより100万人を超える都市圏住民の都市的サービスを担い、また、行政、金融、教育文化、居住、交通施設など高次の都市機能が集積した地域となっている。 今後は、空き店舗対策等による商業機能の回復、熊本駅周辺地区における市街地整備や桜町周辺地区に新たな集客施設の整備等を集中的に実施することにより、経済活動を支える基盤を効率的かつ最大限に活かし、市民や都市圏住民、県民が、多様で質の高いサービスを享受できることから熊本市全体及び周辺市町村の活性化につながっていくものである。また、熊本の玄関口である熊本駅東口広場、路面電車やバスの電停改良などの都市圏と中心市街地を結ぶ公共交通機関の結節強化、スマートインタチェンジの検討や中九州横断道路（熊本大津間）の整備促進などの広域交通網の整備等により、市民や都市圏住民、県民が中心市街地にスムーズに訪れることができることから、市内全域及び都市圏全体にその効果をもたらすものである。
---	--

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

本計画では、中心市街地活性化の基本方針に基づき、次の3つを中心市街地活性化の目標として設定する。

目標1：人々が活発に交流しにぎわうまち

目標2：城下町の魅力があふれるまち

目標3：誰もが気軽に訪れることができるまち

[2] 計画期間の考え方

本計画の計画期間は、平成28年度には熊本駅西土地地区画整理事業が完了予定であるなど熊本駅周辺の整備事業等の進捗及びその効果等を考慮し、平成24年4月から平成29年3月までの5年とする。

[3] 数値目標設定の考え方

本計画で設定した中心市街地活性化の目標の達成状況を的確に把握できるよう、定期的なフォローアップに使用できる指標とすることを前提に、数値目標を設定し、目標の達成状況を管理する。

目標 1

「人々が活発に交流しにぎわうまち」に関する数値目標

(1) 指標の考え方

「人々が活発に交流しにぎわうまち」に関しての指標としては、中心市街地の賑わいを把握するものとして適切であり、来街者を定量的に測定することが可能である商店街歩行者・自転車通行量（※以下、「歩行者通行量」という。）により、施策の成果を計るものとする。

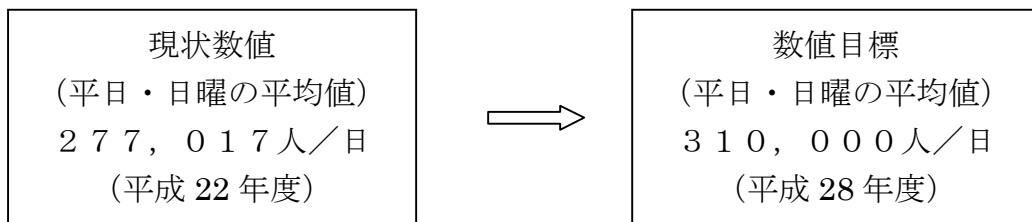
※調査対象：計測地点 28 か所における歩行者及び自転車

（中学生程度以上）通行量の 2 日間（金曜日と日曜日）の平均値

※調査主体：熊本市、熊本商工会議所

(2) 具体的な数値目標の考え方

- 1) 中心市街地における計測地点 28 か所の歩行者通行量 2 日間（平日と日曜）の平均値
中心商店街の機能の回復や新市街アーケードの路面改修、及び桜町周辺地区の市街地再開発事業等による核機能の強化とその波及効果による回遊性の向上等を見込み、5 年後の歩行者通行量の目標は、1 期計画策定時の数値である平成 18 年度の約 310,000 人まで引き上げることとする。



2) 数値目標設定の考え方

歩行者通行量の目標設定にあたっては、下記①のトレンドを踏まえて、②～⑦の各々の項目ごとの施策等の効果を積算して設定するものとする。

- ①直近のトレンドを踏まえた平成 28 年度の歩行者通行量
- ②「中心市街地空き店舗等総合活用事業」による増加
- ③通町筋・桜町周辺地区における市街地再開発事業等による歩行者通行量の増加
- ④熊本駅周辺地区における市街地再開発事業等による増加
- ⑤熊本城入園者数増により見込まれる増加
- ⑥「桜の馬場 城彩苑」入場者数により見込まれる増加
- ⑦熊本博物館入館者数増により見込まれる増加

3章 中心市街地の活性化の目標

①直近のトレンドを踏まえた平成 28 年度の歩行者通行量 277,017 人

熊本市では、延床面積 1 万㎡を超える大規模集客施設等の立地規制を行うなど、中心市街地のまちづくりに取り組んで来たため、郊外への大型店の出店や集客施設の移転は概ね平成 19 年度までで落ち着きを見せ、以後は、中心市街地とは業態を異にする中小型店の出店があるにとどまっている。

また、経済状況が大きく変動する中で、熊本県全体の商品販売額が落ち込みを見せており、中心市街地でも同様の傾向にあるものの、1 期計画に掲載の熊本城本丸御殿復元整備事業による熊本城入園者の増加（H19～）、下通アーケード改修事業による歩行者空間の環境整備（H21～）、くらし・にぎわい再生事業（熊本駅周辺地区）による医療専門学校の開校（H21～）等のハード整備や商店街との協働による賑わい創出を目的としたイベントの開催等ソフト事業の取り組みから、周辺の歩行者通行量が前年度比でプラスに転じるなど、効果の発現が平成 19 年度から徐々に見られている。このようなことから、中心市街地の歩行者通行量は、平成 22 年度の調査結果について、5 日間連続で最高気温が 36 度を超える猛暑日が続く、外出が抑制される中で実施され、測定結果に大きく影響したことを考慮してトレンドから除外すると、平日、日曜の平均では減少しているものの、個別には平日は増加、日曜はほぼ横ばいで推移している傾向が見られる。

また、熊本市が毎年実施している市政に関するアンケート調査（平成 23 年 2 月実施）でも、「中心市街地ににぎわいがあると感じるか」との問いに対して、「とても感じる」、「やや感じる」を合わせた割合が前回調査と比較すると、0.3 ポイント増加しており、市民の肌感覚においてもこの傾向が裏づけられることから、中心市街地の歩行者通行量は、今後も一定の範囲内で変動するものと考えられるため、トレンドとしては平成 22 年度の値を底値と考えて「横ばい」として設定する。【表 1、表 2 参照】

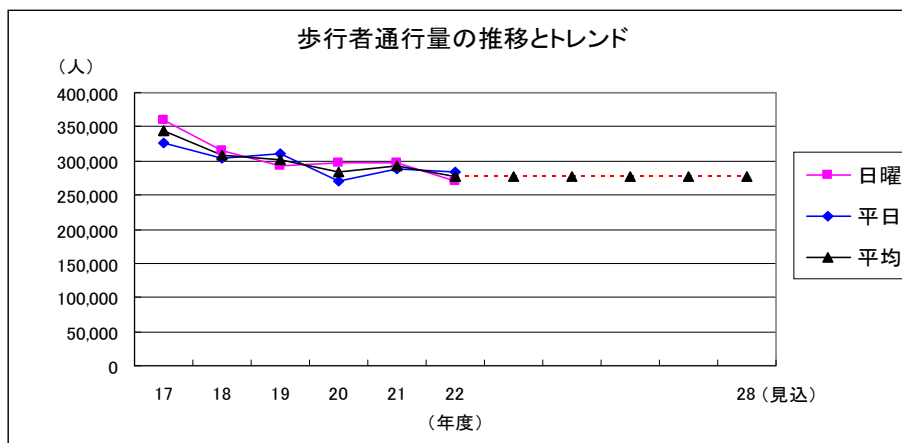
以上のことから、トレンドを踏まえた平成 28 年度の歩行者通行量は、平成 22 年度の歩行者通行量 277,017 人とする。

【表 1】

中心市街地商店街 28 地点歩行者通行量の推移（日曜・平日・平均）

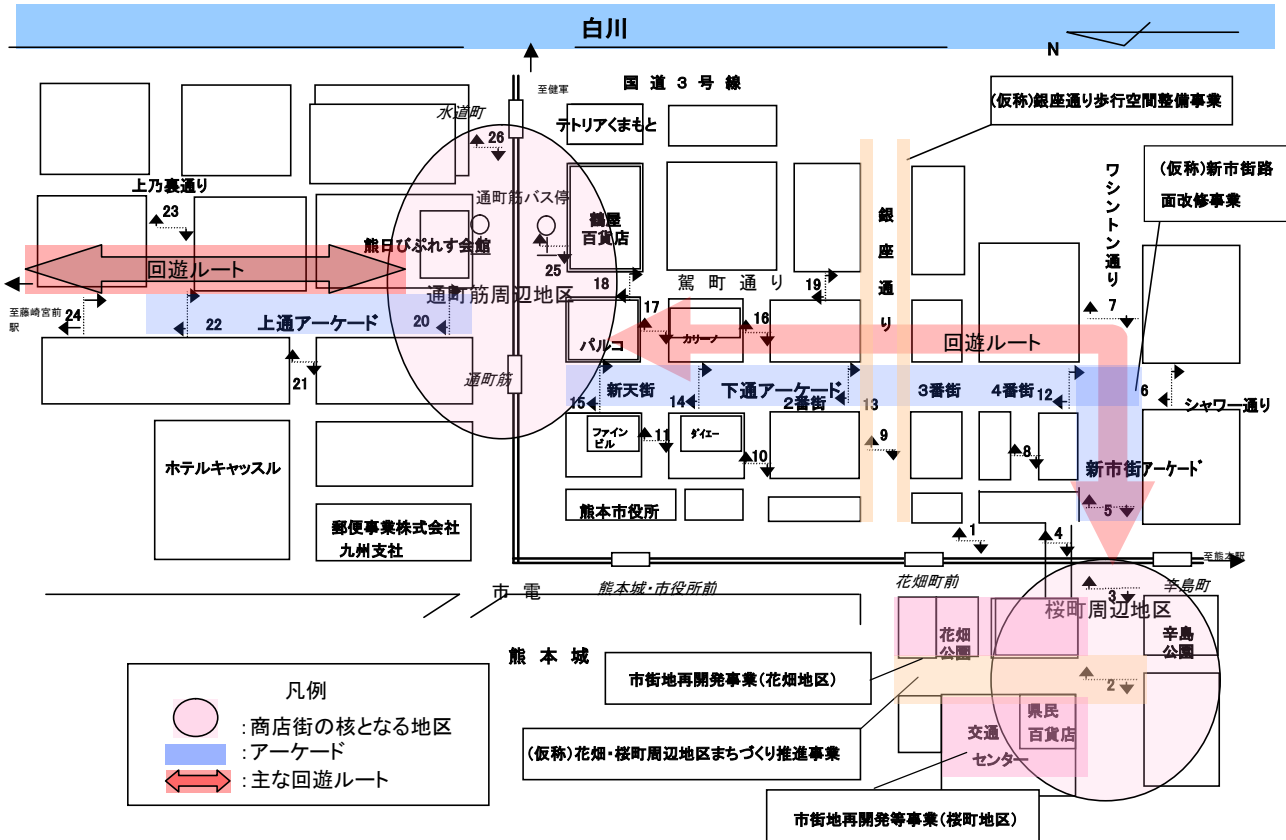
年度	17	18	19	20	21	22
日曜	360,683	314,617	293,349	297,815	296,332	270,872
平日	326,766	304,145	310,992	271,356	289,175	283,162
平均	343,725	309,381	302,171	284,586	292,753	277,017

【表 2】



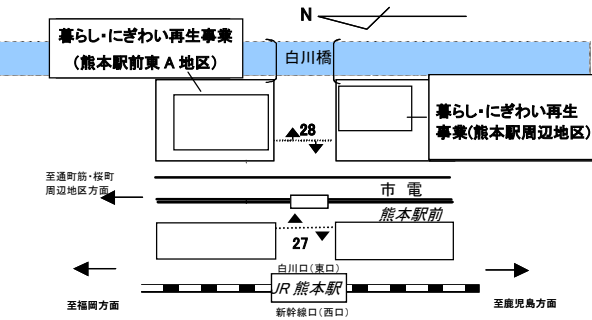
【図1】商店街歩行者通行量調査地点図

○通町筋・桜町周辺地区



※本市の中心商店街は下通商店街を中央に挟んで、北側に上通商店街、南側にサンロード新市街が連なっており、下通商店街の北側にある通町筋周辺地区、新市街の西側にある桜町周辺地区を2つの核として、各々にバス停、市電の電停等があり、公共交通機関利用者を中心に回遊する構造になっている。

○熊本駅前



※なお、九州新幹線全線開業に伴い、J R 熊本駅西側に新たに新幹線口（西口）が開設されており、駅周辺の通行量を補完する意味から、通行量調査における 28 地点とは別に、新幹線口の推移についても把握することとする。

No.	町名(通名)	調査地点
1	交通センター	熊本ファミリー銀行花畑支店前(スクランブル交差点)
2	県民百貨店	県民百貨店～旧産業文化会館(スクランブル交差点)
3	新市街	旧産業文化会館～新市街(スクランブル交差点)
4	新市街	幸島公園地下駐車場連絡通路
5	新市街	パチンコプラザ前
6	シャワー通り	新市街郵便局前
7	ワシントン通り	皆越洋服店前
8	ブルスコート	モアーズIIビル前
9	銀座通り	南日本銀行熊本営業部前
10	城見通り	南酒店前
11	市庁舎通り	山小屋ビル前
12	下通	カリノセカンド前
13	下通	三国屋前
14	下通	ダイエー・櫻井總本店前
15	下通	ファインビル前
16	安政町	カリノ下通 南側入口横
17	下通	カリノ下通 北側入口横
18	駕町通り	鶴屋本館西側入口横
19	駕町通り	ハッピービル前
20	上通	びぶれす熊日会館前
21	上通	長崎書店横
22	上通	第十美創ビル前
23	上通	坂梨カメラ前
24	上通	並木坂(園田屋前)
25	通町筋	鶴屋本館西口入口横
26	水道町	肥後銀行水道町支店前
27	熊本駅前通り	熊本駅前広場東口出口
28	熊本駅前通り	森都心プラザ前

3章 中心市街地の活性化の目標

②「中心市街地空き店舗等総合活用事業」による増加 3,000 人

平成 22 年度に熊本市が行った空き店舗調査によれば、平成 20 年度まで 5%台にとどまっていた中心市街地商店街全体の空き店舗率（1 階部）は、11.4%と初めて 10%を超える結果となった。中でも空き店舗率が最も高かったのはシャワー通り商店街の 32.4%で、前年度に比べて約 2 倍に増加、歩行者通行量調査（No. 6 地点）の結果においても前年比 25%減となるなど、空き店舗対策が急務となっている。

そこで、平成 23 年度に実施する中心市街地（上通、下通、新市街他）の商業ビル実態調査の結果を踏まえ、空き店舗等を活用した中心市街地の魅力や賑わいを創出するための事業を実施することとしている。この事業の対象となる商店街の入り店舗数（1 階部）は、328 店舗（平成 22 年度）であり、歩行者通行量調査地点（No. 5～19、21～24）の歩行者通行量 208,874 人を店舗数で割ると 1 店舗あたり約 600 人の通行量が見込めることになる。

また、当該計画期間中の空き店舗対策対象店舗数として 5 店舗を見込んでいることから、3,000 人の歩行者通行量の増加が見込まれる。

【積算】

$$208,874 \text{ 人（平成 22 年度中心市街地商店街 19 地点の通行量）} \div 328 \times 5 = 3,184 \div 3,000 \text{ 人}$$

※中心市街地商店街 19 地点（図 1 通行量調査地点図：No. 5～19、21～24）

③通町筋・桜町周辺地区における市街地再開発事業等による歩行者通行量の増加

15,300 人

i) 市街地再開発事業（花畑地区）の核機能向上による増加 13,500 人

ii) （仮称）銀座通り歩行空間整備事業による増加 800 人

iii) 熊本市上通自転車駐車場新設による増加 1,000 人

i) 市街地再開発事業（花畑地区）による核機能の向上による増加 13,500 人

現在進めている市街地再開発事業（花畑地区）は、商業、業務、文化ホール等集客力のある施設整備を行うとともに、開発の地区面積においても、当初は 0.9ha を予定していたが、その後同一街区の北側を含め 1.7ha に拡大したところである。

市街地再開発事業（花畑地区）により桜町周辺地区の核機能は従来以上に向上し、格段の効果を発揮することが想定される。

平成 14 年度に通町筋周辺地区で実施された再開発事業により、再開発ビル周辺の通行量調査 2 地点では、平成 15 年度の歩行者通行量が前回（平成 12 年度）と比較して 13%増加【表 3 参照】していることから、市街地再開発事業（花畑地区）についても同様に 13%の増加を見込む。

また、今回通町筋周辺から花畑、桜町両再開発事業の地区に直結する新市街アーケードや銀座通りでは、路面の改修や歩行者空間の整備を予定している。

3章 中心市街地の活性化の目標

本市においては、上通から下通、サンロード新市街を中心に回遊する傾向があり、加えて下通から花畑再開発事業の地区へは、銀座通りや西銀座通りを経て回遊することも多いことから、花畑の再開発事業により核機能が向上すれば、中心商店街全体の面的回遊性が高まることが見込まれたため、通町筋・桜町周辺地区主要 12 地点にも同様の効果が及ぶものと推定される。

したがって、平成 28 年度の通町筋・桜町周辺地区主要 12 地点の歩行者通行量は、平成 22 年度の歩行者通行量の 13%増に当たる約 13,500 人の増加が見込まれる。

【表 3】

平成14年度 通町地区再開発事業により効果のあった2地点の通行量

(単位:人/日)

調査地点	平成12年度	平成15年度
20 びふれす熊日会館前	35,923	36,831
25 テトリアくまもと前	5,773	10,295
平日・日曜合計通行量の平均値	41,696	47,126
アップ率	—	13.0%

【積算】

104,489 人 (平成 22 年度通町筋・桜町周辺地区主要 12 地点の歩行者通行量) $\times$ 13%
 $=$ 13,583 人 $\div$ 13,500 人

※通町筋・桜町周辺地区主要 12 地点 (図 1 通行量調査地点図: NO. 1~10、12~13)

ii) (仮称) 銀座通り歩行空間整備事業による増加 800 人

下通アーケードから花畑、桜町両再開発事業の区域につながる銀座通りについては、自転車駐輪スペースの廃止等による歩行空間の拡充や傷んだ歩道の改修を行うなど、ゆったりと安心して回遊できる歩行者空間の環境整備を実施することとしている。

平成 19 年度に行われた駕町通りの整備 (平成 19 年 3 月完成) では、歩行者通行量調査地点 (NO. 13) において、平成 22 年度の通行量が平成 18 年度との比較で約 13.5% 増加している (表 4 参照)。よって、銀座通りについても同様の効果が及ぶものと推定されるため、銀座通りの歩行者通行量調査地点 (NO. 9) の通行量は、平成 22 年度の 13.5%増に当たる 800 人の増加を見込む。

【表 4】

駕町通りの整備による効果

調査場所	平成 18 年度	平成 22 年度	増加率
No. 19 駕町通り (人/日)	5,652	6,415	13.50%

【積算】

6,135 人 (平成 22 年度通町筋周辺地区 NO. 9 地点の歩行者通行量) $\times$ 0.135 $=$ 828
 $\div$ 800 人

※通町筋周辺地区 1 地点 (図 1 通行量調査地点図: NO. 9)

3章 中心市街地の活性化の目標

iii) 熊本市上通自転車駐車場新設による増加 1,000 人

「自転車でお出かけしたくなるまちづくり」を基本理念として、平成 23 年度に策定した「第 2 次熊本市自転車利用環境整備基本計画」に基づき、自転車が利用しやすい環境や快適な走行空間を整備することとしている。この計画では、自転車利用者は来街頻度が高く、また一定の消費もあることから、街のにぎわいを支えているとしている。また、「熊本市駐輪場対策調査（平成 18 年 2 月）」では、中心市街地の自転車利用者から自転車駐車場整備に関する意見が多くあがっていることから、利用者ニーズに応え自転車駐車場を整備すれば、利用者をより中心部へ呼び込むことに繋がると考えられる。このようなことから自転車駐車場の整備や民間事業者が行う自転車駐車場の整備費用を補助するなど、自転車利用者の利便性向上と放置自転車の解消に取り組んでおり、その一環として、上通東側に 650 台収容できる自転車駐車場を新設することとしている。

平成 22 年度調査による上通ゾーンの放置自転車数は 145 台であり、これは新設する駐車場で十分解消されることが見込まれるため、この分を除き新たに駐車可能となる台数が 505 台であること、新設駐車場はアーケードに近接していることから、利用者が中心市街地の通行量調査地点のいずれかの地点を往復するものとして、少なくとも利用者 $505 \text{ 人} \times 2 \text{ 回} = 1,010 \div 1,000$ 人の歩行者通行量の増加を見込む。

④熊本駅周辺地区における市街地再開発事業等による増加 10,400 人

i) 「熊本駅前東 A 地区市街地再開発事業」等による増加 400 人

ii) 「熊本駅前東 A 地区市街地再開発事業」及び「暮らし・にぎわい再生事業（熊本駅前東 A 地区）」等による増加 3,000 人

iii) 「熊本駅前東 A 地区市街地再開発事業」による共同住宅整備による増加 700 人

iv) 「暮らし・にぎわい再生事業（駅周辺地区）」による増加 200 人

v) 熊本合同庁舎整備等事業による増加 4,100 人

vi) 熊本駅西土地地区画整理事業による増加 2,000 人

i) 「熊本駅前東 A 地区市街地再開発事業」等による増加 400 人

「熊本駅前東 A 地区市街地再開発事業」及び「暮らし・にぎわい再生事業（熊本駅前東 A 地区）」により情報交流施設（A 棟）が整備され、その 1、2 階部分は商業、業務施設となっている。また同一敷地内の B 棟（共同住宅）の 1、2 部分及び C 棟は、商業・業務施設が予定されている。

平成 14 年度に通町筋周辺地区で実施された再開発事業により、再開発ビル周辺の通行量調査 2 地点では、平成 15 年度の歩行者通行量が前回（平成 12 年度）と比較して 13%増加【表 3 参照】していることから、今回の再開発事業等により、熊本駅周辺地区 2 地点にも同様の効果が及ぶものと見込まれる。したがって、平成 28 年度熊本駅周辺地区 2 地点の歩行者通行量は、平成 22 年度の歩行者通行量の 13%増に当たる約 400 人の増加を見込むものとする。

3章 中心市街地の活性化の目標

【積算】

3,485 人（平成 22 年度熊本駅周辺地区 2 地点の歩行者通行量） $\times 13\% = 453$ 人
 $\div 400$ 人

※熊本駅周辺地区 2 地点（図 1 通行量調査地点図：No. 27, 28）

- ii) 「熊本駅前東 A 地区市街地再開発事業」及び「暮らし・にぎわい再生事業（熊本駅前東 A 地区）」等による増加 **3,000 人**

「熊本駅前東 A 地区市街地再開発事業」及び「暮らし・にぎわい再生事業（熊本駅前東 A 地区）」により情報交流施設が整備され、平成 23 年 10 月 1 日にオープンしたところである。当施設の来館者数については、約 1,500 人／日（表 5 参照）を想定していることから、1,500 人が熊本駅前にある 2 地点（図 1 通行量調査地点：No.27、No.28）のいずれかの 1 地点を往復するとして $1,500 \text{ 人} \times 2 \text{ 回} = 3,000$ 人の増加を見込む。

【表 5】

くまもと森都心プラザ利用者予測

部門	年間利用者数(人)	資料
プラザ図書館	240,000	市立図書館実績を参考に推計
ビジネス支援センター	6,000	他都市類似施設事例を参考に推計
観光・郷土情報センター	110,000	他都市類似施設事例を参考に推計
ホール等	150,000	産文会館実績を参考に推計
計	506,000	—
(人／日)	1,500	開会館予定日数：339 日

- iii) 「熊本駅前東 A 地区市街地再開発事業」による共同住宅整備による増加 **700 人**

今回建設されている B 棟（共同住宅）により、225 戸が供給されるもので、部屋タイプ別で、2LDK（33 戸）・3 LDK（102 戸）・4LDK（90 戸）となっている。

平成 17 年の国勢調査（表 26）「住居の種類、住宅の所有関係別居住密度」によると、熊本市の 1 世帯あたりの人員は、住宅に住む一般世帯で主世帯（持ち家）の場合は、2.87 人であり、当住宅はファミリー向けの戸数が多くなっていることから $225 \text{ 戸} \times 2.87 \text{ 人} = 645$ 人が新たな居住者となる。この居住者の外出時の移動手段として熊本都市圏都市交通アクションプログラム（熊本都市圏交通円滑化総合対策部会 H15.6）による中心市街地における自動車の分担率 43.2%を考慮したうえで、熊本駅前にある 2 地点（図 1 通行量調査地点：No.27、No.28）のいずれかの 1 地点を外出で往復するとして、 $\text{居住者 } 645 \text{ 人} \times (100\% - 43.2\%) \times 2 \text{ 回} = 732 \div 700$ 人の歩行者通行量の増加を見込む。

- iv) 「暮らし・にぎわい再生事業（駅周辺地区）」による増加 **200 人**

熊本駅前に新たに医療施設が整備され、施設職員として 100 人の雇用（見込み）を予定している。このことから 100 人が熊本駅前にある 2 地点（図 1 通行量調査地点：No.27、No.28）のいずれかの 1 地点を往復するとして $100 \text{ 人} \times 2 \text{ 回} = 200$ 人の歩行者通行量の増加を見込む。

3章 中心市街地の活性化の目標

v) 熊本合同庁舎整備等事業による増加 4,100 人

熊本合同庁舎B棟整備事業業務要求水準書によると、B棟（平成24年秋着工）完成時には職員、一般来客者を含めA、B棟の合計で2,555人／日の入居人員（職員：2,075人、来客者：480人）が想定されている。この入居人員全て（2,555人）の交通手段として市電利用に加えて、来客者（480人）の自家用車利用を考慮したうえで、入居人員が熊本駅前にある2地点（図1 通行量調査地点：No.27、No.28）のいずれかの1地点を往復するとして4,100人の歩行者通行量の増加を見込む。

このとき、各交通手段の利用率については、平成10年の「熊本市中心市街地来街者意識調査」をもとに、中心部へ訪れる人の来街手段として、市電の割合は13%、自家用車の割合は27.6%として推計する。

【積算】

$\{2,075 \text{ 人} \times (100\% - 13\%) + 480 \text{ 人} \times (100\% - 13\% - 27.6\%)\} \times 2 \text{ 回} = 4,180$
 $\div 4,100 \text{ 人}$

vi) 熊本駅西土地区画整理事業による増加 2,000 人

熊本駅西地区は、建物が密集し道路も狭く公園等の施設が不足しているとともに、駅に隣接しているという特性が活かされていないことから、住民が安心して住み続けられるよう環境に配慮したまちをつくるため、土地区画整理事業により道路、公園等の整備を行い、宅地の利用増進を図っている。

また、西口駅前広場を核として交通結節機能を高めるとともに商業を活性化させ、活気のある人にやさしく住みよいまちづくりを行っている。

熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業の事業計画書による当事業の区画整理面積は、18.1haで、整備完了後の人口は1ha当たり102人になると推計されている。このことから $102 \text{ 人} \times 18.1 = 1,846$ 人が居住することとなる。この居住者の外出時の移動手段として熊本都市圏都市交通アクションプログラム（熊本都市圏交通円滑化総合対策部会 H15.6）による中心市街地における自動車の分担率43.2%を考慮したうえで、熊本駅前にある2地点（図1 通行量調査地点：No.27、No.28）のいずれかの1地点を外出で往復するとして、居住者 $1,846 \text{ 人} \times (100\% - 43.2\%) \times 2 \text{ 回} = 2,097 \text{ 人} \div 2,000$ 人の増加を見込む。

⑤熊本城入園者数増により見込まれる増加 1,200 人

平成28年度の熊本城の入園者数は200万人を予定しており、平成22年度より約56万人の増加が見込まれている。平成23年3月オープンした「桜の馬場 城彩苑」との相乗効果、熊本城と連携した商店街のイベントの実施やレンタサイクル事業、地元まちづくりの会の観光ツアーなど多様な取り組みにより、熊本城を中心とした回遊性の向上が図られるものと考えられる。

熊本市が実施した「熊本城及び桜の馬場城彩苑観光実態調査（平成23年4月29日から5月8日の連休中に実施）」によれば、熊本城入園者数の約4割が「中心市街地へ行く・行った」と答えている。（表6参照）

よって、中心市街地行く人は $560,000 \text{ 人} / \text{年} \times 0.4 \div 365 \text{ 日} = 613 \text{ 人} / \text{日}$ である。この

3章 中心市街地の活性化の目標

ことから中心市街地の通行量調査地点のいずれかの地点を往復するとして $613 \text{ 人} \times 2 \text{ 回} = 1,226 \div 1,200 \text{ 人}$ の通行量の増加を見込む。

【表 6】

「中心市街地へ行くか・行ったか」

調査場所	行く・行った	全数	割合
熊本城	392	1,040	37.69%

(資料) 熊本城及び桜の馬場城彩苑観光実態調査

⑥「桜の馬場 城彩苑」入場者数により見込まれる増加 600 人

平成 23 年 3 月に熊本城域内に観光文化交流施設「桜の馬場 城彩苑」が新たにオープンした。城彩苑には、飲食・物販の「桜の小路」と熊本城の歴史や文化を体感する「湧々座」がメイン施設としてあり、市民はもとより県内外の観光客で連日にぎわいをみせており、開業から約 7 ヶ月で年間入場者数の目標である 100 万人に達した。

熊本市が行った「熊本城及び桜の馬場城彩苑観光実態調査（平成 23 年 4 月 29 日から 5 月 8 日の連休中に実施）」によれば、(⑤との重複を除くため) 城彩苑入場者数のうち「熊本城へ行かない」と答えた人の割合を見ると 24% である。また、城彩苑入場者数の約 5 割が「中心市街地へ行く・行った」と答えている。(表 7 参照)

よって、熊本城へ行かない城彩苑入場者のうちで中心市街地へ行く人は、入場者目標数 $1,000,000 \text{ 人} / \text{年} \times 0.24 \div 365 \text{ 日} \times 0.5 = 328 \text{ 人} / \text{日}$ である。このことから中心市街地の通行量調査地点のいずれかの地点を往復するとして $328 \text{ 人} \times 2 \text{ 回} = 656 \div 600 \text{ 人}$ の通行量の増加を見込む。

【表 7】

「熊本城へ行く・行ったか」

調査場所	行かない	全数	割合
城彩苑	243	1,033	23.52%

「中心市街地へ行くか・行ったか」

調査場所	行く・行った	全数	割合
城彩苑	478	1,033	46.27%

(資料) 熊本城及び桜の馬場城彩苑観光実態調査

⑦熊本博物館入館者数増により見込まれる増加 300 人

平成 23 年 3 月にリニューアルオープンしたプラネタリウムが人気で、4 から 8 月の 5 ヶ月間の観覧者数は前年同期で 2 倍を超えている。約 9,500 個の星を鮮明に再現、デジタル投影機の導入で「はやぶさ」の旅を描いた新番組等を上映している。また、プラネタリウムを除く入館者数は、同じく前年同月比で約 1 割減となっているため、今後は、展示資料や内容を含めたリニューアルを行うことで入館者増を目指している。

プラネタリウムを含めた博物館のリニューアルの効果については、博物館入館者数が

3章 中心市街地の活性化の目標

ほぼ一定していること、(1)プラネタリウムを前年同期からの推定値（平成 22 年 9 月から改修のため）の 2 倍、(2)その他の入館者数を前年同期からの推定値の 9 割分の 2 倍と推計し、合計で 345 人／日増を見込む。

※入館者数等は、熊本博物館提供

【積算】

(1) リニューアル後のプラネタリウム観覧者数

$$22,148 \text{ 人（平成 22 年度プラネタリウム観覧者数：4～8 月）} \div 5 \text{ 月} \times 12 \text{ 月} \times 2 \\ = 106,310 \text{ 人}$$

(2) リニューアル後の博物館（プラネタリウム観覧者数を除く）の入館者数

$$18,209 \text{ 人（プラネタリウム観覧者数を除く平成 22 年度入館者数：4～8 月）} \times 0.9 \\ \div 5 \text{ 月} \times 12 \text{ 月} \times 2 = 78,663 \text{ 人}$$

(3) リニューアル後の博物館入館者数（全館）

$$(1) + (2) = 184,973 \text{ 人}$$

(4) 平成 22 年度入館者数（全館）79,812 人

(5) リニューアルによる入館者数（全館）の増加見込み数の日量

$$((3) - (4)) \div 305 \text{ 日（開館予定日数）} \div 345 \text{ 人／日}$$

また、同じ熊本城域内の施設である城彩苑での実態調査（表 7 参照）により、中心市街地へ行く人は入場者の約 5 割であることから、同様に博物館入館者の 5 割が中心市街地へ行き、通行量調査地点のいずれかの地点を往復するとして $345 \text{ 人／日} \times 0.5 \times 2 \text{ 回} = 345 \div 300 \text{ 人／日}$ の通行量の増加を見込む。

【中心市街地 28 地点における歩行者通行量目標値の積算】

①平成 28 年度の歩行者通行量見込み（トレンドは、平成 22 年度並で推移。）

277,017 人

②「中心市街地空き店舗等総合活用事業」による増加

3,000 人

③通町筋・桜町周辺地区における市街地再開発事業等による歩行者通行量の増加

15,300 人

④熊本駅周辺地区における市街地再開発事業等による増加

10,400 人

⑤熊本城入園者数増により見込まれる増加

1,200 人

⑥「桜の馬場 城彩苑」入場者数増により見込まれる増加

600 人

⑦熊本博物館入館者数増により見込まれる増加

300 人

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{6} + \textcircled{7} = 307,817 \text{ 人}$$

3章 中心市街地の活性化の目標

これらの積算の他に、「地域子育て支援拠点事業（ひろば型）」、「(仮称)上通 3・4・5 丁目アーケードE C O改修事業」、「(仮称)下通新天街アーケード照明L E D化及び路面改修事業」、「(仮称)中心市街地公衆無線L A N整備事業」、「ブランド化推進協力店事業」など様々な新たな取り組みを行うことにより、目標値は 310,000 人を見込む。

【表 8】

中心市街地活性化基本計画目標 1 の積算表

調査地点番号	調査地点	平成22年度平日・日曜合計平均値	①歩行者通行量(トレンド)	②「中心市街地空き店舗等総合活用事業」による増加分	③-i)市街地再開発事業(花畑地区)による核機能の向上による増加分	③-ii)(仮称)銀座通り歩行空間整備事業による増加分	③-iii)熊本市上通自転車駐車場新設による増加分	④-i)「熊本駅前東A地区市街地再開発事業」等による増加分	④-ii)「熊本駅前東A地区市街地再開発事業」及び「暮らし・にぎわい再生事業(熊本駅前東A地区)」等による増加分
		a	b=a×100%		c=a×13%	d=a×13.5%			
1	熊本ファミリー銀行花畑支店前(スクランブル交差点)	2,812	2,812		350				
2	県民百貨店～旧産業文化会館(スクランブル交差点)	4,921	4,921		640				
3	旧産業文化会館～新市街(スクランブル交差点)	10,821	10,821		1,400				
4	辛島公園地下駐車場連絡通路	4,744	4,744		600				
5	③-i)パチンコプラザ前	14,766	14,766		1,920				
6	通町筋・桜町周辺地区主要12地点	3,265	3,265		420				
7		3,326	3,326		430				
8		2,022	2,022		260				
9		6,135	6,135		790	800			
10		5,640	5,640		730				
12		20,065	20,065		2,600				
13		25,972	25,972		3,360				
	小計	104,489	104,489		13,500	800			
11	山小屋ビル前	4,369	4,369						
14	ダイエー・櫻井總本店前	25,572	25,572						
15	ファインビル前	31,828	31,828						
16	カリノ下通 南側入口横	6,063	6,063						
17	カリノ下通 北側入口横	13,196	13,196						
18	鶴屋本館西側入口横	11,334	11,334						
19	ハッピービル前	6,415	6,415						
20	びぶれす熊日会館前	29,644	29,644						
21	長崎書店横	3,416	3,416						
22	第十美創ビル前	15,952	15,952						
23	坂梨カメラ前	4,024	4,024						
24	並木坂(園田屋前)	5,514	5,514						
25	鶴屋本館北口入口	6,937	6,937						
26	肥後銀行水道町支店前	4,779	4,779						
	小計	169,043	169,043						
	通町筋・桜町周辺地区小計(1～26)	273,532	273,532	3,000	13,500	800	1,000		
27	④熊本駅2地点	2,055	2,055						
28		1,430	1,430						
	駅周辺地区小計(27～28)	3,485	3,485					400	3,000
	合計値、目標値(①以降の数値は積算後の概数)	277,017	277,017	3,000	13,500	800	1,000	400	3,000

3章 中心市街地の活性化の目標

調査地点番号	調査地点	(4-iii) 「熊本駅前東A地区市街地再開発事業」による共同住宅整備による増加分	(4-iv) 「暮らし・にぎわい再生事業(駅周辺地区)」による増加分	(4-v) 熊本合同庁舎整備等事業による増加分	(4-vi) 熊本駅西土地区画整理事業による増加分	⑤ 熊本城入園者数増により見込まれる増加分	⑥ 「桜の馬場 城彩苑」入場者数により見込まれる増加分	⑦ 熊本博物館入館者数増により見込まれる増加分	平成28年度の目標通行量 (①～⑦の合計)
1	熊本ファミリー銀行花畑支店前(スクランブル交差点)								3,162
2	県民百貨店～旧産業文化会館(スクランブル交差点)								5,561
3	旧産業文化会館～新市街(スクランブル交差点)								12,221
4	辛島公園地下駐車場連絡通路								5,344
5	③-i) バチンコプラザ前								16,686
6	通町筋・桜町周辺地区主要12地点								3,685
7	新市街郵便局前								3,756
8	皆越洋服店前								2,282
9	モアーズⅡビル前								7,725
10	南日本銀行熊本営業部前								6,370
12	南酒店前								22,665
13	カリノセカンド前								29,332
	三国屋前								
	小計								118,789
11	山小屋ビル前								4,369
14	ダイエー・櫻井總本店前								25,572
15	ファインビル前								31,828
16	カリノ下通 南側入口横								6,063
17	カリノ下通 北側入口横								13,196
18	鶴屋本館西側入口横								11,334
19	ハッピービル前								6,415
20	びぶれす熊日会館前								29,644
21	長崎書店横								3,416
22	第十美創ビル前								15,952
23	坂梨カメラ前								4,024
24	並木坂(園田屋前)								5,514
25	鶴屋本館西口入口横								6,937
26	肥後銀行水道町支店前								4,779
	小計								169,043
	通町筋・桜町周辺地区小計(1～26)					1,200	600	300	293,932
27	④熊本駅								2,055
28	2地点								1,430
	森都心プラザ前								
	駅周辺地区小計(27～28)	700	200	4,100	2,000				13,885
	合計値、目標値(①以降の数値は積算後の概数)	700	200	4,100	2,000	1,200	600	300	307,817

3章 中心市街地の活性化の目標

3) 目標達成に必要な事業等の考え方

目標達成のためには、上記に掲載の中心市街地空き店舗等総合活用事業、市街地再開発関連の事業、新市街アーケードの路面改修等のハード整備による面的な回遊性の向上が有効であると考えられるが、これに誘発される市民ニーズに応えた魅力ある店舗の増加等民間活力の増進、魅力ある商店街づくり等に努めていくことが重要である。

4) フォローアップの考え方

平成 26 年度に進捗調査を実施し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間満了時点で再度調査を行い、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

具体的には、歩行者通行量は、熊本市と熊本商工会議所が毎年実施する通行量調査のデータを根拠として、それに基づき数値目標の達成状況を確認することで、通行量の推移を適確に把握するものとする。

目標 2

「城下町の魅力があふれるまち」に関する数値目標

(1) 指標の考え方

「城下町の魅力があふれるまち」に関しての指標としては、本市の城下町の歴史と伝統は、日本三名城の一つである「熊本城」が象徴的存在であることから、「熊本城」の入園者数により、施策の成果を計るものとする。

(2) 具体的な数値目標の考え方

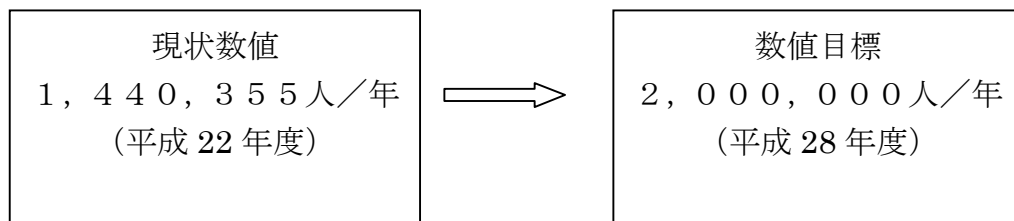
1) 熊本城入園者数

本市の「第 6 次総合計画」の分野別施策においては、本市特有の歴史や文化を生かした観光の振興を図るとして、熊本城の年間入園者数を成果指標として掲げ、平成 28 年までに 200 万人とすることを目標値として設定し、様々な施策を行っているところである。

平成 20 年度においては、本丸御殿復元事業により年間入園者数が 220 万人を超えたが、その後は減少に転じている。

そこで本計画では、新町・古町地区など城下町の風情を体感できるまちづくりや外国人観光客の誘致、さらには各種中心市街地活性化事業との連携による熊本城との回遊性の向上を図るとともに、熊本城の次なる 100 年に向けて熊本城第Ⅱ期復元整備事業を進め、新たな魅力を創出することで入園者数を増加させることとしている。

よって平成 28 年度における熊本城への年間入園者数 2,000,000 人を数値目標とする。



2) 数値目標設定の考え方

熊本城入園者数については、本丸御殿復元事業の効果により平成 20 年度の 220 万人をピークに減少に転じているものの、平成 23 年度上半期の入園者は、前年同月比で 9.4% 増の約 80 万人となるなど、安定した入園者数を確保しているところである。これは、築城 400 年を機に春夏秋冬、季節に応じた「くまもとお城祭り」の開催に加え、「名月鑑賞の夕べ」や熊本城本丸御殿催事「春の宴」、「秋夜の宴」といった夜間開園によるイベントなど多様な催しものが行われており、訪れた観光客はもとより市民の憩いの場所として年間を通して賑わいを見せていることがあげられる。さらには、熊本城の復元費用を募るために始めた一口城主制度を活用し、城主限定の施設入園券や特典が詰まった「城下町散策手形」引換券、城主限定の「宝探し」などの案内を送付することで、リピーターの確保に努めているためである。

このようなことから入園者数のトレンドとしては、今後も多少の変動はあるものの現在の水準を維持し、年間 140～160 万人の間で推移すると考えられるため、「横ばい」とし

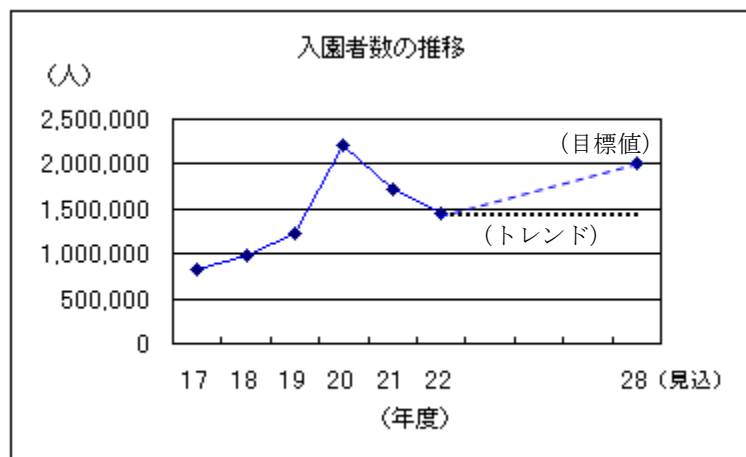
3章 中心市街地の活性化の目標

て設定する。

また、数値目標の設定にあたっては、本基本計画の施策のうち、熊本城第Ⅱ期復元整備事業による新たな効果や海外に向けたプロモーション活動の展開、平成23年3月熊本城域内にオープンした観光文化交流施設「桜の馬場 城彩苑」による効果等を勘案した。

熊本城入園者数のトレンド

年度（平成）	17	18	19	20	21	22
入園者数（人）	825,807	988,434	1,228,268	2,219,517	1,710,201	1,440,355
前年比（％）	-	120％	124％	181％	77％	84％



（資料）市勢概要

① 熊本城第Ⅱ期復元整備事業による増加 51,000 人

平成29年度を目処に、御幸坂から見た往時の熊本城の復元整備を図るために、「馬具櫓一帯」、「平左衛門丸の堀」、「西櫓御門及び百間櫓一帯」の区域の整備を進めることとしている。

このうち平成24年に着手が予定されている馬具櫓は、高さ約7.2mの木造平屋で床面積は約130㎡、江戸期の絵図や明治初期の写真、史料などに基づき、全て江戸時代当時の建物を忠実に再現、高さ約2mの続堀も木造で整備する。

加えて、熊本城に隣接した新町・古町地区は、「一町一寺」という城下町特有の町割りが現存する風情ある町並みや歴史的建造物が残る地区で、現在、それらの地域資源を活かしたまちづくりを地元住民が主体となって進めている。たとえば、この地区を訪れる人が気軽に立ち寄ることができる「まちの駅」の設置や、地区の名所を地元ボランティアが案内する「町案内人」の養成などである。また今後は、それら地元住民による「おもてなしの案内」を継続的に行うことはもとより、往時の姿を残す町屋の保存活用と街並みルールづくりに取り組むことで城下町の風情を感じる街並みづくりを進めるなど、当地区を訪れる人が城下町の風情を体感しながらゆっくり散策でき、さらには熊本城との回遊性を高められるような取り組みを、地元住民と行政が協働で進めているところである。

こうした取り組みにより、熊本城復元事業の効果が一過性に終わることなく持続可能なものとなる仕組みとなっている。

3章 中心市街地の活性化の目標

今回の数値目標の設定にあたっては、平成 16 年に復元した飯田丸五階櫓の熊本城入園者数の押し上げ効果が約 10%であったと考えられることから、復元規模（床面積比で約 35.7%）を考慮に入れて、3.57%の押し上げ効果を見込み、約 51,000 人の入園者の増加を見込むものとする。

【積算】 $1,440,355 \text{ 人 (平成 22 年入園者数)} \times 0.0357 = 51,420 \div 51,000 \text{ 人}$



飯田丸五階櫓



熊本城第Ⅱ期復元整備事業

② 海外に向けたプロモーション活動の展開による外国人観光客の増加 43,000 人

本市の「第 6 次総合計画」では、「観光立市くまもと」の実現に向けて、国際観光客の誘致や経済波及効果の高い観光やコンベンションの振興を図ることとしており、海外、特に東アジア地域との交流、連携、情報発信などを戦略的に進め、東アジアから選ばれる都市となることを目的に「熊本市東アジア戦略」（平成 22 年 3 月）を策定して、「東アジアに熊本市の存在感を示す都市ブランドの確立と観光振興・コンベンションの誘致」をチャレンジの 1 つとして掲げて取り組みを進めているところである。

そこで、海外に向けたプロモーション活動の一環として、近隣国であり本市を訪れる外国人観光客のうち上位を占める韓国、中国、台湾を主なターゲットとして、各国・地域の観光展等へ出展し、熊本城を始めとする本市の魅力を阿蘇や天草の大自然や温泉とともに紹介し、外国人観光客の誘致を図っている。

特に、本市を訪れる外国人観光客のトップである韓国については、人気のあるブロガー（ブログを書いて公開している人）等を招請して熊本市の魅力を紹介してもらうなど新たな取り組みを進めている。

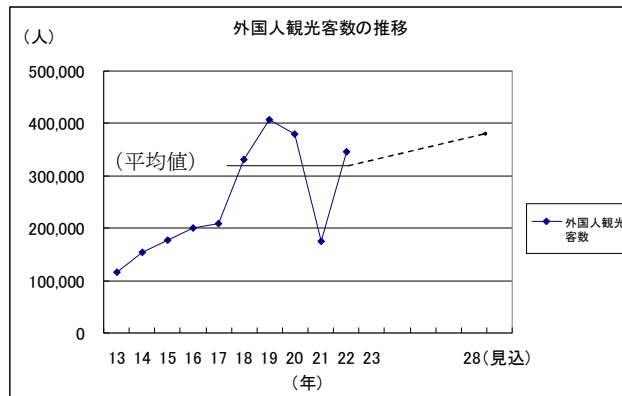
また、中国では熊本など九州の観光情報を紹介する季刊誌「南国風」が上海市で創刊され、九州新幹線や「桜の馬場 城彩苑」のほか馬刺しや熊本ラーメン、水資源の豊かさなどが紹介されており、今後、開設の準備が進む上海事務所と連携して、観光情報の発信を行うなど、観光客誘致の取り組みを強化している。

3章 中心市街地の活性化の目標

外国人観光客のトレンド

年（平成）	13	14	15	16	17	18
外客数（人）	116,287	154,751	177,645	200,736	208,146	331,889
前年比（％）	－	133％	115％	113％	104％	159％

年（平成）	19	20	21	22	28（見込）
外客数（人）	406,757	379,675	175,425	346,788	389,861
前年比（％）	123％	93％	46％	198％	－



（資料）熊本市観光統計

外国人観光客数の過去のトレンドを見ると、平成 18 年から 21 年は本丸御殿復元の効果で大幅に増加し、平成 21 年にはインフルエンザの影響で大きく減少したものの、翌平成 22 年には概ね V 字回復している。その後、平成 23 年 3 月の東日本大震災の影響等により一時的に大きく減少が見られているが、次第に回復に向かっているところである。

よって、トレンドについては、ハード、ソフトの取り組みにより増加傾向にあるものの変動幅が大きいことや震災等の影響を加味して、平成 17 年から平成 22 年までの平均値を基準値としたうえで、平成 23 年以降を年 4％（平成 17 年度の前年比）の増加があるものとして見込むものとする。

このことにより、平成 28 年において 389,861 人の外国人観光客が本市を訪れることになり、平成 22 年より約 43,000 人の増加が見込まれる。外国人観光客のほとんどが熊本城を訪れるものと考えられることから、熊本城入園者数の増加は同数とする。

【積算】

308,113 人（平成 17 年から平成 22 年までの外客数の平均値） $\times$ 1.04⁶－346,788 人（平成 22 年外客数）＝43,073 $\div$ 43,000 人

③ 「桜の馬場 城彩苑」による増加 326,000 人

平成 23 年 3 月に熊本城域内に観光文化交流施設「桜の馬場 城彩苑」が新たにオープンした。城彩苑には、熊本城の歴史や文化を体感する「湧々座」と飲食・物販の「桜の小路」がメイン施設としてあり、市民はもとより県内外の観光客で連日にぎわいをみせており、開業から約 7 ヶ月で年間入場者数の目標である 100 万人に達した。

3章 中心市街地の活性化の目標

今回の数値目標の設定にあたっては、城彩苑内の施設のうち、総事業費が明らかとなっている「湧々座」及びこれに付随する施設による事業効果を、平成20年に復元し延床面積が同程度である「本丸御殿」と比較することとし、施設規模（総事業費の比較で約29.6%にあたること）及び城彩苑入場者数の内訳（「本丸御殿」入館者は全て熊本城入園者であるが、城彩苑入場者の場合は、実態調査によると熊本城入場の割合が76.5%であること）を考慮して、事業効果をその分低く積算した上で、「本丸御殿」の熊本城入園者数の押し上げ効果が約80%であったと考えられることをもとに、城彩苑の整備による押し上げ効果を見込み、約326,000人の入園者の増加を見込むものとする。

「本丸御殿」と「桜の馬場 城彩苑」の施設整備規模比較による事業効果

	延床面積	総事業費	事業効果	備考
「本丸御殿」	2,951 m ²	約54億	80%	※1
「湧々座」他	2,810 m ²	約20億	29.6%	80%（※1）×20/54
（参考）桜の小路	2,340 m ²	-	-	

熊本市が行った「熊本城及び桜の馬場城彩苑観光実態調査（平成23年4月29日から5月8日の連休中に実施）」

「熊本城へ行く・行ったか」

調査場所	行く・行った	行かない	全数
城彩苑	790	243	1,033
割合	76.5%	23.5%	100%

【積算】1,440,355人（平成22年入園者数）×0.296×0.765＝326,153≒326,000人

④ 九州新幹線全線開業による増加 170,000人

JR熊本駅の乗降客数について、平成23年3月12日に全線開業となった九州新幹線による影響を対前年同月と比較すると、開業後の4月から6月までの3ヶ月間の平均で約20%増加している。開業前日の震災の影響や6月の長雨で138本が運休する中で着実に伸びており、今後もこの伸びを維持するものと考えられるため、少なくとも平成22年度一日平均20,666人／日の20%増加が見込める。

3章 中心市街地の活性化の目標

開業後 対前年同月比較（JR 提供）

（単位：人／日）

(1)	H23. 4 月	H23. 5 月	H23. 6 月	4～6 月の平均
在来線	14, 297	14, 454	13, 312	14, 021
新幹線	11, 029	10, 417	10, 406	10, 617
合 計	25, 326	24, 871	23, 718	24, 638

(2)	H22. 4 月	H22. 5 月	H22. 6 月	4～6 月の平均
在来線のみ	20, 659	20, 935	19, 516	20, 370

(1) - (2)	4, 667	3, 936	4, 202	4, 268
増加率	22. 6%	18. 8%	21. 5%	21. 0%

また、九州新幹線熊本駅乗降客アンケート調査（平成 23 年 7 月、財団法人地域流通経済研究所）によれば、熊本駅乗降客数のうち、熊本県外の乗降客数は 54. 5%であり、このうち観光客数が 30. 3%である。さらに熊本市内への観光を目的にする人が 68. 6%であり、ほとんどが「熊本城へ行く」と答えていることから、熊本城入園者数の増加は同数とする。

【積算】

20, 666 人／日 (H22 年度 JR 熊本駅乗降客数) × 0. 2 × 0. 545 × 0. 303 × 0. 686 × 365 日
= 170, 900 ÷ 170, 000 人／年

【熊本城入園者数目標値の積算】

1, 440, 355 人 + ① + ② + ③ + ④ = 2, 030, 355

これらの積算の他に、熊本城マラソン事業などの新たな取り組みを行うこととしており、目標値は 2, 000, 000 人を見込む。

3) 目標達成に必要な事業等の考え方

熊本城復元事業には、市民を始め全国各地から多くの寄付が寄せられており、熊本城復元に対する人々の思いと期待が表れている。これまで市民協働で取り組んできた熊本城の魅力づくりが高く評価され、にぎわいのあるお城に繋がっている。

今後は、次なる 100 年に向け熊本城の歴史的な価値をさらに高めるため、第Ⅱ期復元整備事業を着実に推進し、往時の勇姿を今日に復元するとともに、熊本城奉行丸周辺ライトアップ事業、隣接の通町筋・桜町周辺地区で行うストリート・アート・プレックスや光のページェント、複数の商店街が連携して行う各種イベント等、熊本城及び周辺でのソフト事業の拡充、強化により熊本城一帯の魅力を高め、入園者の増加を図ることとする。

また、東アジアへの観光宣伝の積極的展開により海外観光客の誘致を図るとともに、

3章 中心市街地の活性化の目標

市立博物館、県立美術館、県伝統工芸館など城域及び周辺の文化施設、あるいは通町筋・桜町地区の商店街や新町・古町地区など周辺地域との連携を強化し、まち歩きを促進するなど、周辺地域との一体性と回遊性の向上を図り、歩行者通行量の増加にも繋げる。

さらには、お城のエントランス部にあたる「桜の馬場 城彩苑」については、認知度や駐車場不足も課題となっており、隣接する熊本合同庁舎の移転に伴い駐車場の整備を検討するなど、熊本城と一帯となった観光スポットとして定着を図って行くこととする。

4) フォローアップの考え方

平成 26 年度に進捗調査を実施し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間満了時点で再度調査を行い、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

具体的には、毎年度の熊本城入園者数に基づき数値目標の達成状況を確認するとともに、上記関連事業の進捗も併せて確認し、状況に応じて目標達成に向けた措置を講じるものとする。

【熊本城下の取り組み例】



(城下町くまもと大にぎわい市の様子)



(みずあかりの様子)

目標 3

「誰もが気軽に訪れることができるまち」に関する数値目標

(1) 指標の考え方

誰もが気軽に訪れることができるまちづくりを行うことに関しての指標としては、路線バスの利用者数等も指標として考えられるが、市全域としての利用者数しか算出できず、中心市街地への影響を定量的に測定することが困難である。

一方、市電については、中心市街地内に 16 の電停が設けられ、利用者全体の約 54% が乗降している状況にあり、また、路線が中心市街地の骨格を形成するように配置されており（後述の市電の路線図及び乗降人員の推移表参照）より正確なデータ指標となるため、数値指標として採用するもの。

なお、この数値については、本市交通事業者が自ら調査を行っており、フォローアップが可能である。

市電電停別乗降人員の推移

(単位：人)

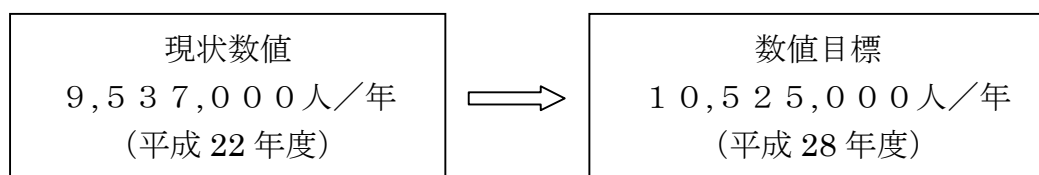
年度（平成）	11	13	16	19	22
中心市街地エリア内 16 電停の合計	30,365	30,444	27,180	26,481	27,153
市電全体	56,550	56,322	50,080	48,548	50,756
中心市街地エリアの割合	53.70%	54.05%	54.27%	54.55%	53.50%

※熊本市交通局調査より（2～3 年毎に 10 月の平日（木）の 1 日だけ各電停ごとに調査を実施）

(2) 具体的な数値目標の考え方

1) 市電の利用者数

九州新幹線全線開業による効果や新たに実施する市電の電停改良事業、さらには公共交通の利便性向上による効果等を見込み、平成 28 年度の市電の年間利用者数の目標は、10,525,000 人とする。

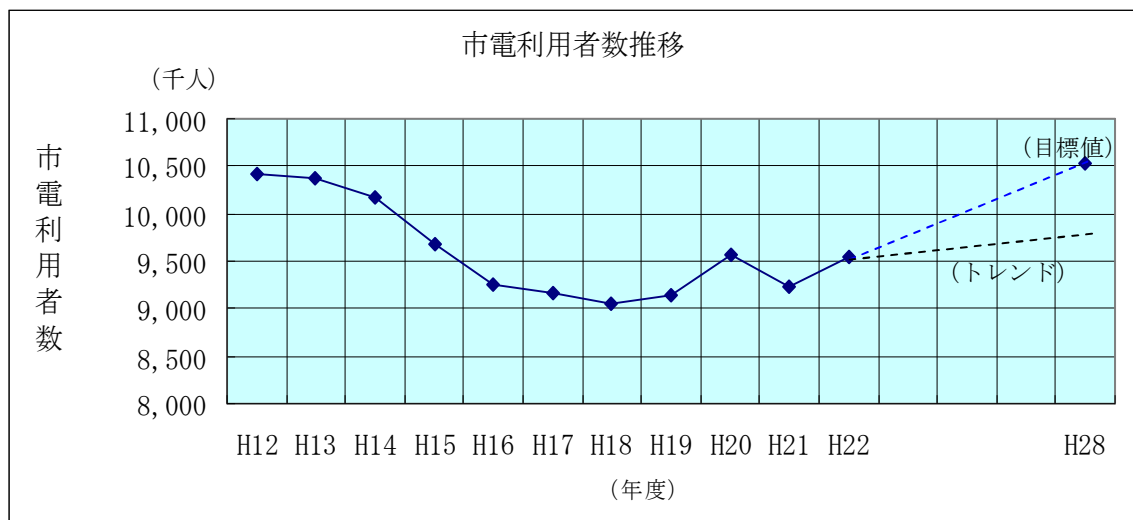


3章 中心市街地の活性化の目標

2) 数値目標設定の考え方

本基本計画の施策のうち、新たに実施する市電電停改良事業の他、各施策展開によるにぎわい創出や公共交通利便性向上、九州新幹線全線開業の効果等から、市電の利用者数を設定した。なお、この数値は、利用者の減少に歯止めがかかってきた平成 17 年からの利用者数のトレンドを加味するものとする。

市電の利用者数の動向と数値目標



① 利用者数のトレンド 9,826,000 人

平成 22 年度の利用者数について、5 年前からの推移を見ると、平均で毎年 0.5%ほど伸びている。今後も利便性の向上に向けた利用促進事業の実施等により同様に利用者の増加が続くものと推測される。利用者数を予測すると平成 28 年度には 9,826,000 人となる。

(単位: 千人)

年度(平成)	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	28
利用者数	10,418	10,366	10,182	9,690	9,249	9,160	9,053	9,135	9,568	9,241	9,537	9,826
前年比(%)	-	99.5	98.2	95.2	95.4	99.0	98.8	100.9	104.7	96.6	103.2	-

【積算】 $9,537,000 \text{ (平成 22 年度利用者数)} \times 1.005^6 = 9,826,000 \text{ 人}$

3章 中心市街地の活性化の目標

- ② 利用者数の増加見込み 699,000 人 i) 378,000+ ii) 66,000+ iii) 117,000
+ iv) 138,000

- i) 九州新幹線全線開業による増加 378,000 人

JR 熊本駅の乗降客数については、平成 10 年度に一日平均で 24,520 人であり、平成 21 年度には 20,006 人となり、毎年減少傾向にあったが、平成 22 年度には年度末に新幹線効果も加わり 20,666 人／日という結果となった。この間、平成 20 年度には本丸御殿完成の影響により普通旅客が一時的に増加、熊本駅周辺の整備が進むにつれ、通学や通勤定期利用者が微増傾向にある。

開業後 対前年同月比較（JR 提供）

（単位：人／日）

(1)	H23. 4 月	H23. 5 月	H23. 6 月	4～6 月の平均
在来線	14,297	14,454	13,312	14,021
新幹線	11,029	10,417	10,406	10,617
合 計	25,326	24,871	23,718	24,638

(2)	H22. 4 月	H22. 5 月	H22. 6 月	4～6 月の平均
在来線のみ	20,659	20,935	19,516	20,370

(1) - (2)	4,667	3,936	4,202	4,268
増加率	22.6%	18.8%	21.5%	21.0%

JR 熊本駅の乗降客数について、平成 23 年 3 月 12 日に全線開業となった九州新幹線による影響を対前年同月と比較すると、開業後の 4 月から 6 月までの 3 ヶ月間の平均で約 20%増加している。開業前日の震災の影響や 6 月の長雨で 138 本が運休する中で着実に伸びており、今後もこの伸びを維持するものと考えられるため、少なくとも平成 22 年度一日平均 20,666 人／日の 20%増加が見込める。また、熊本駅で市電に乗り換える乗客の割合は 25.1%（熊本駅周辺整備基本計画資料編（H17 年 6 月）における実態調査）であることをもとに、熊本駅電停での市電利用者の増加数については、378,000 人／年を見込むものとする。

【積算】

20,666 人／日 (H22 年度 JR 熊本駅乗降客数) × 0.2 × 0.251 × 365 日 = 378,663
≒ 378,000 人／年

- ii) 拠点施設等整備効果による増加 66,000 人

平成 10 年の「熊本市中心市街地来街者意識調査」によると、中心部へ訪れる人の来街手段の市電の割合は 13%となっている。平成 23 年 10 月完成の情報交流施設（熊本駅前東 A 地区市街地再開発事業）への来館者については、506,000 人／年（P52、表 5

3章 中心市街地の活性化の目標

参照)を見込んでおり、来館者の市電利用者数については、調査をもとに 66,000 人／年を見込むものとする。

【積算】

$$506,000 \text{ 人／年} \times 0.13 = 65,780 \text{ 人} \div 66,000 \text{ 人／年}$$

iii) 中心市街地での歩行者通行量による増加 117,000 人

平成 14 年度に通町筋周辺地区で実施された再開発で、その前後の年度を比較して歩行者通行量が 13%増加 (P50、表 3 参照) している。市街地再開発事業 (花畑地区) の完了により同地区の電停付近の歩行者通行量の増加を来街者の増加と捉え、平成 10 年の「熊本市中心市街地来街者意識調査」(中心部へ訪れる人の来街手段の市電の割合は 13%) をもとに市電利用者の増加を 117,000 人見込むものとする。(位置については前述の商店街歩行者通行量調査地点図参照)

電停名	No.	調査地点	平成 22 年度 歩行者通行量 (人／日)
辛島町	2	県民百貨店～旧産業文化会館	4,921
辛島町	5	パチンコプラザ前	14,766
合 計			19,687

【積算】 $19,000 \text{ 人／日} \times 0.13 \times 0.13 \times 365 \text{ 日} = 117,201 \div 117,000 \text{ 人／年}$

※ No.3 の調査地点は、スクランブル交差点であり、No.2、No.5 とダブルカウントする可能性が高いので採用しないものとする。

iv) 市電の利便性向上による増加 138,000 人

・ J R 新水前寺駅結節強化による増加の見込み

J R 新水前寺駅における J R 豊肥本線と市電の結節強化に向けた交通結節点整備 (平成 23 年度完成) による市電の利用者の増加について、熊本市交通局が策定した交通事業経営健全化計画 (H22.3 月策定) により、市電の新水前寺駅前電停での利用者数が 10%増加するとされていることをもとに、105,000 人／年の増加を見込む。

なお、市電新水前寺駅前の乗降客数の推移については、J R 新水前寺駅結節前の平成 23 年 7 月調査によれば、一日平均 3,027 人で、結節後の 10 月では、3,479 人であり、452 人／日 (14.9%) 増という結果となっており、想定の実業効果が見込まれる。

【積算】

$$2,900 \text{ 人／日 (H22 年度 新水前寺電停市電利用者数)} \times 0.1 \times 365 \text{ 日} = 105,850 \text{ 人／年} \div 105,000 \text{ 人／年}$$

・ 市電電停改良による増加

都市マスタープラン (平成 21 年 3 月改定) の中で、公共交通機関の利用促進のための交通網の整備方針として、誰もが利用しやすい施設整備に努めることとしており、電停のバリアフリー化を進めている。

平成 28 年までに改良計画がある電停の利用者数のうち老年人口の割合は約

3章 中心市街地の活性化の目標

31%（H21 年度交通計画調査）である。また、高齢人口の今後（H22～27 年度）の推移見込みは 3%増（熊本市第 6 次総合計画）となっており、これを利用者数（バリアフリー化により新たに市電利用が促進される人数）の増加と捉え、33,000 人／年の増加を見込む。

【積算】

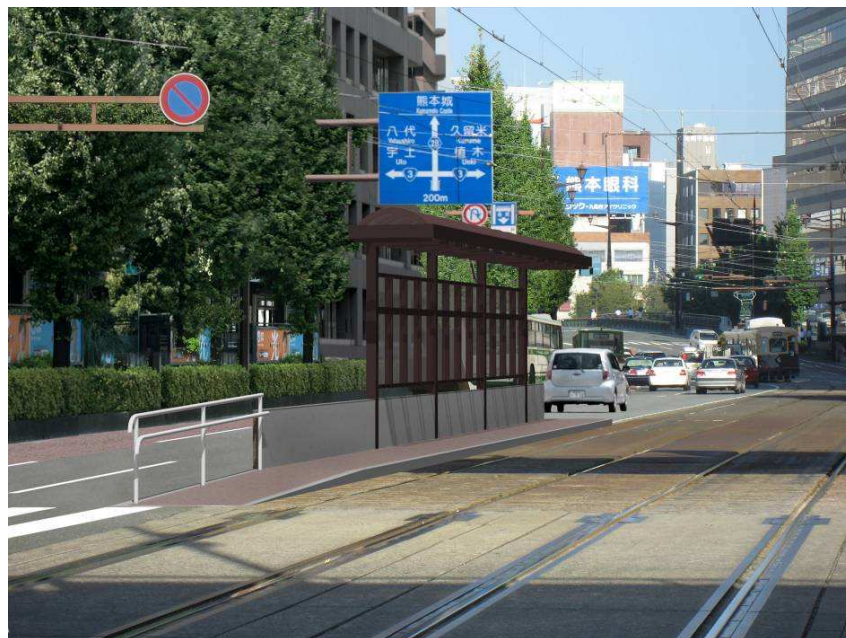
10,000 人／日（H22 年度利用者数） $\times 0.31 \times 0.03 \times 365$ 日 = 33,945 $\div$ 33,000 人／日

平成 28 年度までに改良計画がある市電電停

電停名称	H22 年度利用者数（人／日）	整備予定年度
九品寺交差点電停	1,406	H22～H23
神水・市民病院前電停	1,563	H23～H27
熊本城・市役所前電停※	1,905	H24～H25
通町筋電停※	5,732	H24～H27
杉塘電停	149	H23～H28
合計	10,755	—

※：中心市街地にある電停

完成イメージ図



【市電利用者数目標値の積算】

①+②=9,826,000+699,000=10,525,000 人

これらの積算の他に、市電ロケーションシステム導入事業などの新たな取り組みを行うこととしており、目標値は 10,525,000 人を見込む。

3章 中心市街地の活性化の目標

3) 目標達成に必要な事業等の考え方

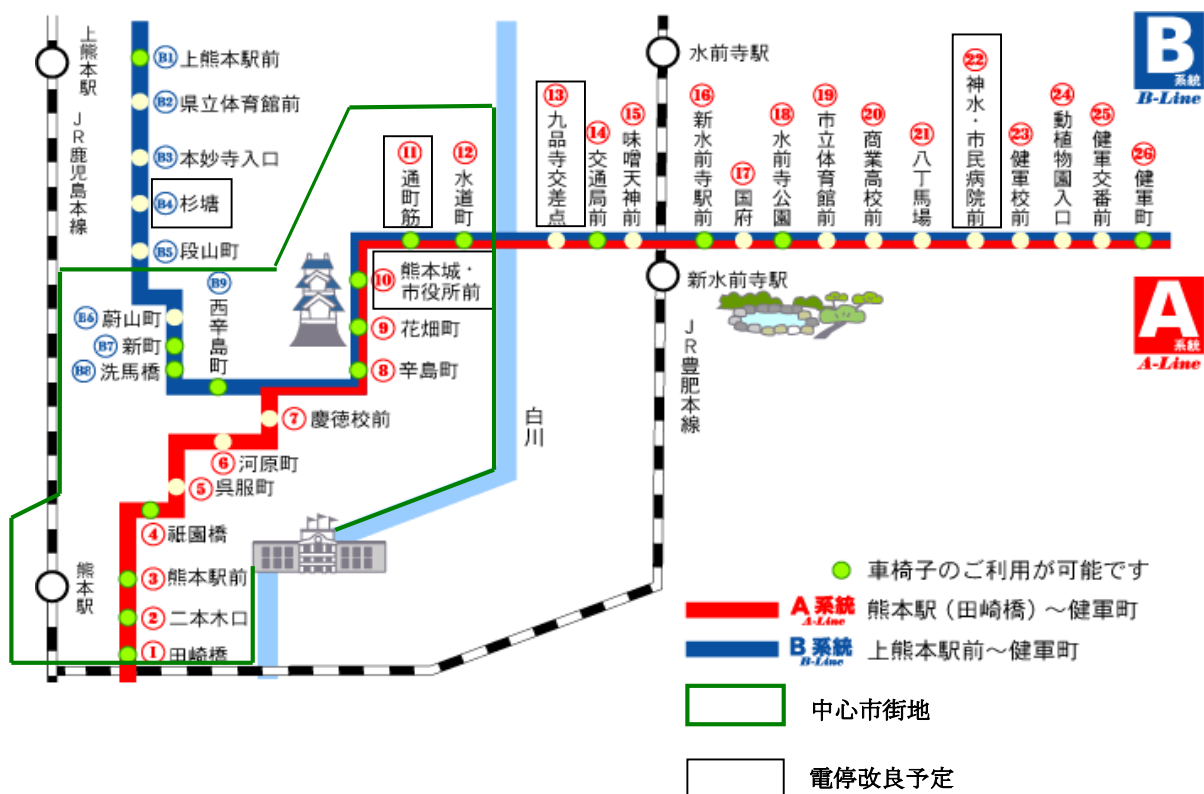
目標達成に関しては、市街地再開発事業（花畑地区）を予定どおり完了させるとともに、電停改良等公共交通の利便性向上を図り、加えて中心市街地の魅力アップを図っていくことが重要である。

4) フォローアップの考え方

平成 26 年度に進捗調査を実施し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間満了時点で再度調査を行い、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

具体的には、市電の利用者数は、本市交通局が実施する調査データを根拠としており、それに基づき数値目標の達成状況を確認し、状況に応じて目標達成に向けた措置を講じるものとする。

(参考) 市電の路線図



4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

熊本市の中心市街地は、商業、業務、芸術・文化、娯楽、交流など、様々な活動の中心地として市及び近隣市町村の核となってきた。現在でも、道路・公園等の都市基盤の整備の大半がなされ、また、都市規模に比べコンパクトな市街地が形成され、中心市街地を発着点とするバスセンターや市電などの公共交通機関も整備されており、市域のみならず熊本都市圏 100 万人の業務・消費などの日常の生活から芸術・文化やレクリエーション活動を支えている。

しかしながら、近年のモータリゼーションの進展と相まって市街地の拡大が進み、総合病院等の郊外移転や郊外型大規模商業施設の立地など、都市機能の拡散が進んだことで、中心市街地における年間商品販売額（小売業）の減少や歩行者通行量の低迷など、地域経済の衰退が危惧されているだけでなく、都市圏を牽引してきた中心性が失われつつあることから、本市の都市づくりをさらに進めるうえで、中心市街地の整備・改善は重要である。

これまで本市では、中心市街地の活性化について、平成 11 年 3 月に「熊本市中心市街地活性化基本計画」（旧計画）を策定、その後、平成 18 年度のまちづくり 3 法の改正にあわせ、平成 19 年 3 月に「熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）」（1 期計画）を策定、同年 5 月に内閣総理大臣から認定を受け、この計画に基づく施策、事業を展開してきた。

平成 23 年 3 月の九州新幹線の全線開業により、広域的な交通利便性が向上し、博多駅ー熊本駅間が約 40 分短縮され、最短 33 分で結ばれるなど、九州各都市との移動時間が大幅に短縮され、九州の一体化が促進された一方で、各都市間や都市圏間の競争が厳しくなっている。今後、本市がこうした状況に的確に対応し、九州中央の拠点都市にふさわしい魅力的なまちをつくるためには、熊本の顔であり、行政・経済はもとより文化など、高次な都市機能を備え、様々な活動の舞台となる中心市街地の更なる活力向上が喫緊の課題である。

(2) 市街地の整備改善の必要性

現状を踏まえ、熊本の陸の玄関口である熊本駅周辺地域においては、これまで行ってきたアクセス性、快適性、防災上の安全性の向上に向けた都市基盤の全般的な整備改善に引き続き取り組む必要がある。また、同地域における公共施設の核を担う新熊本合同庁舎の整備についても、引き続き取り組む必要がある。

通町筋・桜町周辺地区においては、熊本都市圏を牽引してきた 2 核 3 モールの位置づけを改めて明確にし、その 1 核を担いながら通町筋周辺地区に比べ活力の低下が懸念される桜町周辺地区の 2 つの再開発事業に引き続き取り組むとともに、その両再開発に挟まれた道路の歩行者空間化を図り、熊本城から市街地への回遊性を高める必要がある。

(3) フォローアップの考え方

中心市街地活性化基本計画に位置づけられた施策は、進捗調査を毎年度実施し、中心市街地活性化協議会と十分な協議を行いながら、状況に応じて事業等の見直しや改善を図る。

また、計画期間満了時点において最終的な検証・評価を行い、その結果に応じて必要な施策を検討し、長期的な展望にたって、中心市街地活性化の推進を図っていく。

熊本駅周辺の整備



[2] 具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

特になし。

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：熊本駅周辺まちづくり推進経費 実施場所：熊本駅周辺地区 事業概要： 熊本駅周辺地区まちづくり住民会議及び連絡会議の開催。市街地整備ゾーン（駅直近街区約 22ha、東 B、南 A、二本木地区等）におけるまちづくり基本計画や地区計画策定等に向けた協議。 実施時期：H18 年度～H28 年度頃	熊本市	これまでの熊本駅周辺整備にあわせ、民間と行政が協働で良好な市街地環境の形成を図る取り組みは、さらなる交流拠点性の高い中心市街地を推進していく事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業と一体の効果促進事業) ○実施時期 H23 年度～H26 年度	
事業名：熊本駅西土地区画整理事業 実施場所：熊本市春日 3 丁目～7 丁目、田崎 1 丁目の一部 事業概要： 熊本駅西における土地区画整理事業 H17 年度から施行計画に基づき順次仮換地指定を行うとともに、宅地造成や道路築造の工事に着手しており、九州新幹線の全線開業時には、新幹線口となる西口駅前広場やそのアクセス道路等の整備を行うとともに、安全で安心な居住環境の整備を行う。施行面積 18.1ha 実施時期：H13 年度～H28 年度	熊本市	公共施設の整備改善と宅地利用の増進を図るとともに交流拠点性の高い中心市街地を推進していく事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金(都市再生土地区画整理事業(熊本駅西土地区画整理事業)) ○実施時期 H23 年度～H25 年度	
事業名：花畑地区広場整備事業 実施場所：熊本市花畑町 事業概要： 花畑地区に、広場を整備する事業 ・施行区域：約 2,900 m ² 実施時期：H25 年度～H30 年度	熊本市	桜町再開発地区で整備される施設群と、これに隣接する花畑地区広場、シンボルプロムナードの整備において、地区全体としてのまちの賑わいを生み出す都市空間としての機能の最大化を図り、中心市街地の回遊性が高められ、にぎわい創出が期待できることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(熊本型コンパクトシティ形成地区)) ○実施時期 H25 年度～H27 年度	

4章 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名：市街地再開発等事業 (桜町地区)	民間事業者 (地権者等関係者の協議により決定)	中心市街地の核として、広域的な公共交通ターミナルとしての機能強化、利便性向上、商業・業務の拠点としてのにぎわいを創出、街なか居住の促進などに寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等(桜町地区)) ○実施時期 H22 年度～	
実施場所：熊本市桜町				
事業概要： 通町筋・桜町地区に、都市圏交通、文化交流、商業・業務等の複合機能を集積する事業。 ・施行区域：約 3.5ha				
実施時期：H20 年度～				
事業名：桜町・花畑周辺地区まちづくり推進事業	熊本市	2核3モールの1核である桜町・花畑周辺地区の再開発事業区域に面したシンボルプロムナードの歩行者専用空間について、まちなみ景観や利活用の検討を行い、市民や観光客等が集える新しい顔づくりを進めることで、中心市街地の回遊性が高められ、にぎわい創出が期待できることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等と一体の効果促進事業) ○実施時期 H23 年度～H24 年度	
実施場所：熊本市				
事業概要： 桜町の再開発に面したシンボルプロムナードについて、まちなみ景観と利活用の 2つの側面から検討を行い、整備を進める。				
実施時期：H23 年度～H30 年度				

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：J R鹿児島本線外1線連続立体交差事業 実施場所：熊本市池田～田崎 事業概要： 鉄道を高架化し、踏切を除去する。 ・延長約 L=7.1km 実施時期：H13 年度～H28 年度	熊本県	鉄道を高架化し、踏み切りを除去する当事業を進めることで、鉄道による東西市街地の分断を解消し、交通の円滑化や土地利用の一体的な促進が図られ、様々な事業・商業活動を促進するものであり、将来を見越した民間の投資や融資を促すことが見込め「人々が活発に交流しにぎわうまち」という目標に寄与する事業であることから中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) ○実施時期 H21 年度～H25 年度	
事業名：熊本駅周辺 街路事業 実施場所：熊本駅周辺地域 事業概要： ○春日池上線：延長 L=300m、幅員 W=30m ○熊本駅帯山線：延長 L=240m、幅員 W=32m ○熊本駅城山線：延長 L=610m、幅員 W=30m 実施時期：H13 年度～H30 年度				
事業名：熊本駅周辺 街路事業 実施場所：熊本駅周辺地域 事業概要： ○春日池上線：延長 L=300m、幅員 W=30m ○熊本駅帯山線：延長 L=240m、幅員 W=32m ○熊本駅城山線：延長 L=610m、幅員 W=30m 実施時期：H13 年度～H30 年度	熊本市	九州新幹線全線開業による効果を最大限に活かすため、熊本駅周辺地区において、道路、東口駅前広場、及びバス停の整備など街路事業により円滑な交通網を形成し、交流拠点の形成を図ることは、「人々が活発に交流しにぎわうまち」という目標に寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)および住宅市街地総合整備事業) ○実施時期 H21 年度～H25 年度	

4章 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名：熊本駅西土地区画整理事業【再掲 p74 に記載】			○支援措置名 社会資本整備総合交付金(道路事業(区画整理))	
実施場所：				
事業概要：				
実施時期：			○実施時期 H21 年度～H25 年度	
事業名：(仮称)銀座通り歩行空間整備事業	熊本市	中心市街地における銀座通りの歩道空間の整備を行い、荷捌きスペース等を設置し、来街者等の利便の促進を図り、「人々が活発に交流しにぎわうまち」という目標に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金(道路事業)	
実施場所：銀座通り				
事業概要： 路線名：花畑町大江本町第1号線(花畑工区)について歩行者空間の整備を行い、荷捌きスペース、タクシー乗り場を設置する。(延長 0.56 km)			○実施時期 H22 年度～H24 年度	
実施時期：H22 年度～H24 年度				

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：白川緊急対策特定区間整備事業	国	治水に対する安全性が向上されることで、災害に強い、安全安心のまちづくりを推進するとともに白川へのアクセスルートの改善が図られ、中心市街地における回遊性の向上と、にぎわいの創出が期待できることから、中心市街地の活性化に必要である。	国直轄事業	
実施場所： 中心市街地				
事業概要：白川は熊本市の中心部を貫流しているにも係わらず堤防整備率約 50%の状況である。また、市街地は天井川を呈していることから河川の氾濫により広範囲で甚大な被害が想定される。そのため、H15 年度より白川水系河川整備計画に定めた毎秒2千㍓の目標流量を安全に流下させるため、堤防の整備、橋梁の改築を行う。				
実施時期：H15 年度より概ね 10 年				
事業名：新熊本合同庁舎の整備	国	熊本駅前東A地区の再開発ビルとともに、駅周辺地区の拠点施設として、大きな集客性が期待されるとともに、今後の民間開発等を誘発する要素を含んでおり、交流拠点性の高い中心市街地を推進していく事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	国直轄事業	
実施場所：熊本市春日2丁目10番1号				
事業概要： ・敷地面積：約 2.5ha ・施設規模：A 棟約 26,000 ㎡(H22 年 11 月完成) B 棟約 24,000 ㎡(着工準備中)				
実施時期：H 19 年度～H 26 年度				

4章 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

(4)国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：熊本駅周辺まちづくり推進事業 実施場所：熊本駅周辺地域 事業概要： ・熊本駅周辺地域まちづくり推進協議会の開催 熊本駅周辺地域整備基本計画の推進 ・熊本駅周辺地域都市空間デザイン会議の開催 実施時期：H16 年度～H28 年度頃	熊本県 熊本市	良好な都市空間の形成を図ることや、新幹線開業後のまちづくりの推進は、さらなる交流拠点性の高い中心市街地を推進していく事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
事業名：熊本駅周辺都市機能誘導等推進事業 実施場所：熊本駅周辺地域 事業概要： 県、熊本市、J R九州並びに地元経済界等による「熊本駅周辺整備に関するトップ会議」の議論を踏まえ、駅周辺に導入が望まれる都市機能について、核となる施設の選定や配置等について検討を行う。 実施時期：H18 年度～H30 年度	熊本県	熊本駅周辺地域の魅力やにぎわい創出のため、民間を主体とした都市機能導入のための検討を行う事業であって、交流拠点性の高い中心市街地を推進していく事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地には、文化的な催しの場等に活用されている施設としては、熊本市市民会館、熊本市国際交流会館、熊本市子ども文化会館、県民交流会館パレアなどが立地しているが、他都市で開催されているような大規模な MICE（マイス）機能については十分とはいえない状況にある。

医療・福祉施設に関しては、国立病院機構熊本医療センターが立地している。以前はそれ以外に 2 つの総合病院が中心市街地近隣に位置し、市電で通院可能な位置にあったが、平成 7 年と平成 9 年に相次いで郊外部に移転し、高齢者等交通弱者にとっては不便な状況となっていた。その後、平成 21 年に国立病院機構熊本医療センターが現在地で建替えられ、機能が拡充されたことにより、その 2 病院の役割を担っている。

また、平成 16 年 12 月に城東地区（通町筋・桜町周辺地区）で、民間事業者による高齢者向けの医療介護機能を併設した集合住宅が整備された。そのほか新町・古町地区では、「総合福祉村構想」を掲げる NPO 法人一新まちづくりの会が、これまで精神障がい者の就労継続支援(B 型)事業所や障がいのある方の交流や相談支援等を行う地域生活支援センターの誘致、さらには、グループホームの運営を実現しており、今後は、知的障がい者の就労継続支援(B 型)事業所や老人小規模多機能施設の誘致・運営を計画している。

教育施設・文化施設に関しては、熊本市立熊本博物館、熊本県伝統工芸館、熊本県立美術館、熊本市現代美術館などがあるが、昭和 53 年に現在の建物が新築された熊本博物館の老朽化が進行しており、収蔵物の保存・整理や、時代に即応した展示内容への対応が課題となっている。また、小泉八雲やリロイ・ランシング・ジェーンズといった偉人の記念館については、一定の来館者はあるものの、十分に活用されていないとの指摘がある。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

九州中央の交流拠点として本市が飛躍するためには、文化的な催しの場等に活用する施設は不可欠であり、熊本県知事、熊本大学学長、熊本市長、熊本経済同友会代表幹事、熊本商工会議所会頭からなる「くまもと都市戦略会議」においても、国内外から選ばれるコンベンションシティの実現を図る必要性について議論され、国内外の大規模な MICE（マイス）に対応できる施設整備について方向付けがなされた。その具体策として、中心市街地での整備について検討されており、現在、その基本構想の策定を進めている。

教育施設・文化施設としては、博物館の機能改善を図り、収蔵物の適切な保存・管理を行うとともに、展示内容や展示方法の充実を図っていくことが必要である。

また、記念館については、本市の歴史や文化を継承するために欠かせないものであり、施設の改修による機能更新や中心市街地への移築復元により一層の活用が求められている。

5章 都市福利施設を整備する事業に関する事項

(3) フォローアップの考え方

中心市街地活性化基本計画に位置づけられた施策については、進捗調査を毎年実施し、中心市街地活性化協議会と十分な協議を行いながら、状況に応じて事業等の見直しや改善を図る。

また、計画期間満了時点において最終的な進捗管理を行い、長期的な展望にたって、中心市街地活性化の推進を図っていく。

[2] 具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

特になし。

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：地域創造支援事業 （コミュニティセンター整備） 実施場所：熊本市春日3丁目 事業概要： 熊本駅西土地地区画整理事業区域内のコミュニティ住宅に地域コミュニティセンターを併設するもの。 ・敷地面積 約 2,000 m ² ・規模 約 450 m ² 実施時期：H18 年度～H24 年度	熊本市	コミュニティ住宅に地域コミュニティセンターを併設することで、地域住民のコミュニティの醸成と新しいまちづくり活動の拠点となる。当事業は「人々が活発に交流しにぎわうまち」という目標に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金(都市再生土地地区画整理事業(熊本駅西土地地区画整理事業)と一体の効果促進事業) ○実施時期 H23 年度～H24 年度	
事業名：暮らし・にぎわい再生事業(熊本駅周辺地区) 実施場所：熊本市春日 事業概要： 熊本駅周辺地区に都市機能のまちなか立地として、医療系専門学校や社会福祉施設等を整備する事業。 ・施行区域：約 0.5ha 実施時期：H20 年度～H29 年度	民間事業者	九州新幹線が全線開業し、熊本の玄関口にふさわしい魅力ある市街地整備を官民連携で進めるため、熊本駅周辺地域整備基本計画と連携した民間開発を支援し、にぎわいと潤いのある中心市街地に寄与することを目的とした事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(熊本駅周辺地区)) ○実施時期 H22 年度～H26 年度	

5章 都市福利施設を整備する事業に関する事項

事業名：暮らし・にぎわい再生事業（熊本駅前東 A 地区） 実施場所：熊本市春日 1 丁目～2 丁目の一部 事業概要： ・熊本駅前東 A 地区における第二種市街地再開発事業（本工事分） ・施行面積 1.4ha ・施設規模 延床面積 約 51,900 m² （公益施設 約 9,500 m²、商業・業務施設 約 3,600 m²、住宅施設 約 20,400 m²、共用部 約 18,400 m²） 実施時期：H20 年度～H24 年度	熊本市	公益施設を含む複合施設の整備、さらには、公共的な屋外空間の整備を一体的に行うことは、賑わいがあり、人にやさしい都市環境の創出を図ることができる事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（熊本駅前東 A 地区）） ○実施時期 H20 年度～H24 年度	
事業名：暮らし・にぎわい再生事業（花畑地区） 実施場所：熊本市花畑町 事業概要： 通町筋・桜町地区に、都市機能のまちなか立地として、公益的施設を整備する事業。 ・施行区域：約 2.0ha 実施時期：H20 年度～H24 年度	民間事業者・熊本市（地権者等関係者の協議により決定）	中心市街地の核としての機能を備え、にぎわい空間創出等都市の再生を促進する事業であって、中心市街地全体の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（花畑地区）） ○実施時期 H22 年度～H24 年度	
事業名：花畑地区広場整備事業 【再掲 p74 に記載】 実施場所：熊本市花畑町 事業概要： 花畑地区に、広場を整備する事業 ・施行区域：約 2,900 m² 実施時期：H25 年度～H30 年度	熊本市	桜町再開発地区で整備される施設群と、これに隣接する花畑地区広場、シンボルプロムナードの整備において、地区全体としてのまちの賑わいを生み出す都市空間としての機能の最大化を図り、中心市街地の回遊性が高められ、にぎわい創出が期待できることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（桜町・花畑地区）） ○実施時期 H25 年度～H30 年度	
事業名：桜町・花畑周辺地区まちづくり推進事業 【再掲 p75 に記載】 実施場所：熊本市 事業概要： 桜町の再開発に面したシンボルプロムナードについて、まちなみ景観と利活用の 2 つの側面から検討を行い、整備を進める。 実施時期：H23 年度～H30 年度	熊本市	2 核 3 モールの 1 核である桜町・花畑周辺地区の再開発事業区域に面したシンボルプロムナードの歩行者専用空間について、まちなみ景観や利活用の検討を行い、市民や観光客等が集える新しい顔づくりを進めることで、中心市街地の回遊性が高められ、にぎわい創出が期待できることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（桜町・花畑地区）） ○実施時期 H25 年度～H30 年度	

5章 都市福利施設を整備する事業に関する事項

事業名：MICE（マイス）施設整備事業	熊本市	交通の利便性が高く、宿泊施設や飲食・商店街に近い桜町地区を立地場所に想定した「コンベンションシティ基本構想」を平成 23 年度に策定。学会やイベント等で活用できる多目的施設を整備することで、中心市街地の賑わいを創出する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（桜町・花畑地区）） ○実施時期 H25 年度～H30 年度	
実施場所：熊本市桜町（予定）				
事業概要：市街地再開事業（桜町地区）と連携し、多目的に利用できる施設機能を備えた施設の整備				
実施時期：H24 年度～H30 年度				

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業特になし。

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名：地域子育て支援拠点事業（ひろば型）	熊本市	父親など普段子育て支援センターを利用することが困難な子育て中の家庭でも気軽に利用できるように子育て親子の交流等の促進を図るため、ひろば型の子育て支援拠点施設として、中心商店街に設置し、中心市街地の都市福利機能の充実を図る事業であって、人々の交流を促す事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 子育て支援交付金 ○実施時期 H25 年度～	
実施場所：中心商店街等				
事業概要： ・親子 10 組程度が利用できる空き店舗等を活用した子育て支援拠点を設置。 ・運営は NPO 等民間団体のノウハウを活用。				
実施時期：H25 年度～				

(4)国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：博物館展示整備事業 実施場所：熊本市古京町 事業概要： 熊本博物館のリニューアル（現況：敷地面積 14,000 m ² 、建築面積 3,754 m ² 、建物延面積 6,107 m ² ） 実施時期：H22 年度～H26 年度	熊本市	熊本城域に位置する熊本博物館は、開設から 33 年が経過しているが、この間、本格的な展示の刷新は行われておらず、社会状況の変化等を踏まえ、展示の更新や展示環境等の改善を行い、歴史・教育文化施設としての機能強化及び多くの市民や観光客を呼べるような魅力向上を図る事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		

5章 都市福利施設を整備する事業に関する事項

事業名：ジェーンズ邸の移築 復元事業	熊本市	ジェーンズ邸を当初の所在地に近い熊本城域周辺へ移築、復元し、日本初の男女共学を実施した熊本洋学校、日本赤十字社の前身である博愛社や日本最後の内戦である西南戦争などを紹介する資料館として活用するとともに、「桜の馬場 城彩苑」などと連携を図る事業であって、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
実施場所：熊本城域周辺				
事業概要：ジェーンズ邸を当初の所在地に近い熊本城域周辺へ移築、復元し、資料館として活用する。				
実施時期：H23 年度～				
事業名：記念館改善計画事業	熊本市	本市では市に「ゆかり」のある偉人に関する建物 8 館を記念館として一般公開している。そのうち中心部にある、小泉八雲旧居の展示内容や展示手法などをリニューアルする。		
実施場所：熊本市安政町				
事業概要：小泉八雲旧居の展示内容や展示手法などをリニューアルする。				
実施時期：H23 年度～				
事業名：（仮称）新町地区総合福祉施設整備事業	NPO 法人一 新まち づくり の会	新町地区において、老人福祉、障害福祉、児童福祉等の対応について、地元の医療機関、保健センターと共に検討を進めながら、施設の運営等を行い、中心市街地の都市福利機能の充実を図る事業であって、人々の交流を促す事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
実施場所：熊本市新町				
事業概要：老人福祉、障害福祉、児童福祉等の施設運営等				
実施時期：H19 年度～				
事業名：熊本市民健康フェスティバル	熊本市 民健康 フェス ティバ ル実行 委員会 ほか	市民の健康の保持・増進を図るため、中心市街地において、行政機関と医師会、保健医療専門団体連合会等が一同に会し、保健、医療に関する相談や検査等を行い、市民に健康の大切さ等を体験してもらうものであって、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
実施場所：熊本市手取本町・上通				
事業概要：熊本市民健康フェスティバルの開催 ○開催日：例年 10 月中旬 ○主なコーナー：①相談・・・健康相談、歯科、くすり、栄養、看護など ②測定・・・血圧、体脂肪、骨密度など ③体験・・・口腔、作業療法、AED など				
実施時期：H 元～				

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための 事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

中心市街地の人口は減少傾向が続いていたが、平成12年から平成22年にかけては、春日、古町校区を除いた5つの校区（硯台、城東、慶徳、一新、五福）において増加に転じており、結果として、中心市街地全体の人口については下げ止まり、世帯数については核家族化の進行により増加傾向にあり、年齢層別の人口増減で考察すると、ファミリー層の都心回帰が進んでいる。その要因は、中心市街地においてマンションの新規供給戸数が増加したためと考えられる。

一方で、古くからの木造住宅や、新町・古町地区において西南戦争以降に復興された町屋が残っており、町屋の利活用を進め、城下町風情の感じられるまちづくりを推進しているものの、耐震性や維持管理の問題等から空き家となり解体されるケースも増えている。

(2) 街なか居住の推進の必要性

このような現状から、中心市街地に集積している都市機能を活かしながら、誰もが住みやすく暮らしやすい住環境の整備を推進し、賑わいへとつなげていくためには、マンションの適正な維持管理を推進していくとともに、城下町らしさを創出できる町屋の長寿命化や、耐震性の劣る木造住宅等の耐震改修を推進していくことが必要である。

(3) フォローアップの考え方

中心市街地活性化基本計画に位置づけられた施策については、進捗調査を毎年実施し、中心市街地活性化協議会と十分な協議を行いながら、状況に応じて事業等の見直しや改善を図る。

また、計画期間満了時点において最終的な進捗管理を行い、長期的な展望にたって、中心市街地活性化の推進を図っていく。

[2] 具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

特になし。

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

特になし。

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：あんしん住み替え相談窓口事業 実施場所：熊本市内 事業概要： 高齢者、障がい者、子育て世帯等（住宅確保要配慮者）が民間賃貸住宅等へ円滑に入居できる環境を整備するため、住み替えについて安心して相談ができる窓口を運営する。 実施時期：H23 年度～	居住支援協議会	高齢の夫婦や単身者が郊外の広くて段差の多い戸建住宅に住み、子育て世帯は比較的狭い賃貸住宅に住むという住まいのミスマッチを解消し、ライフステージの変化に合わせ、安心して暮らせる住まいへの住み替えを進めるため、相談窓口を設置し、既存ストックの有効活用による空き家対策や街なか居住の推進につながる事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業) ○実施時期 H23 年度～H27 年度	
事業名：マンション管理適正化事業 実施場所：熊本市内 事業概要： マンションの適正な維持管理の誘導を図るため、関係団体との協働によるセミナー開催、マンション管理士派遣、無料相談会開催などにより、マンション管理に必要な知識・情報などを提供し、管理組合の自立的運営や適切な管理を支援する。 実施時期：H21 年度～	熊本市	分譲マンションの住みやすさや居住環境はマンション管理の良し悪しによって決まると言われるが、管理費等の滞納問題、居住者の高齢化による管理組合機能の低下、コミュニティの衰退など、様々な問題が発生している。民間マンションの供給によって街なか居住が進む中、マンション管理適正化を図り、良好な居住環境を整備することで、街なか居住の推進につながる事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業) ○実施時期 H23 年度～H27 年度	

6章 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

事業名：住宅・建築物耐震改修事業	熊本市	住宅・建築物耐震改修事業の実施により、木造住宅や、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を図り、より安全で安心な住環境の整備を促進することで、街なか居住の推進につながる事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業、住宅・建築物安全ストック形成事業) ○実施時期 H23年度～H27年度	
実施場所：熊本市内				
事業概要： 旧耐震基準により建てられた住宅や建築物の耐震化を促進し、地震に対して安全で安心なまちづくりを目指すために、戸建木造住宅の耐震診断および耐震改修、緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断を行う所有者等へ、助成をおこなうもの。				
実施時期：H20年度～H27年度				

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
特になし。

(4) 国の支援がないその他の事業
特になし。

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

(1) 現状分析

本市は、県内の年間商品販売額（小売業）の約 44%、熊本都市圏で見ると約 85%（平成 19 年商業統計調査）を占めている。また、本市も含め県内 47 市町村のうち 25 市町村が、本市での購買率（生鮮食料品から贈答品までの 16 項目の単純平均）が 20%を超える（平成 21 年度熊本県消費動向調査）など、商業機能が集積し、その商圈は県内の広範囲に及んでいる。特に本市の中心市街地には、熊本県随一の百貨店や商店街の集積がみられ、熊本市の商圈形成に大きく寄与している。

しかしながら、県内の年間商品販売額（小売業）について、平成 14 年度と平成 19 年度の調査結果（商業統計調査）を比較すると、熊本都市圏内で熊本市の占める割合が約 7%減少している。これは、本市周辺において大規模商業施設の立地が進んだためである。

加えて、その後の世界的な景気低迷、金融不安の影響等により、本市の中心市街地の空き店舗率は、平成 20 年度までは 5%台（本市空き店舗調査、建物の 1 階部分のみ）にとどまっていたが、平成 22 年度には 11.4%となるなど、中心市街地の商業機能の低下が危惧されている。特に、上通エリアにおける空き店舗率は、平成 21 年度の 7.8%に対して平成 22 年度には 13.2%、シャワー通りでは、平成 21 年度の 16.1%に対して平成 22 年度には 32.4%と急増しており、商業機能の回復、強化が喫緊の課題となっている。

(2) 商業の活性化のための事業及び措置の必要性

空き店舗の増加は、中心市街地そのものの魅力低下に繋がるため、平成 23 年度には、中心市街地の空き店舗に関連する商業実態調査を実施し、平成 24 年度から空き店舗解消と新たな魅力を創出する効果的な支援策の検討を行うこととしている。

また、中心市街地の活性化を図るためには、にぎわいづくりに欠かせない中心商店街の商業機能の集積を高めるうえでも、魅力の低下が懸念される桜町周辺を重点的に整備することが必要となっている。

あわせて、市民ニーズからは安全・安心で快適な歩行者空間の整備が求められており、アーケードの路面改修や放置自転車解消のための駐輪場整備、照明の LED 化の導入など環境面へ配慮しながら快適なおもてなし空間づくりを進め、民間活力が活発に創出する魅力ある商業集積地の実現を図ることが必要となっている。

(3) フォローアップの考え方

中心市街地活性化基本計画に位置づけられた施策については、進捗調査を毎年実施し、中心市街地活性化協議会と十分な協議を行いながら、状況に応じて事業等の見直しや改善を図る。

また、計画期間満了時点において最終的な進捗管理を行い、長期的な展望にたって、中心市街地活性化の推進を図っていく。

〔2〕 具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

特になし。

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：安全・安心で美しい熊本づくり事業 実施場所：中心市街地 事業概要：地域住民、企業、行政が一体となってアーケード内における歩行喫煙を禁止し、安全で快適な商業空間の創出を図る。 実施時期：H19年度～	熊本市	H19年7月からポイ捨て及び歩行喫煙禁止区域指定条例を施行し、歩行喫煙の禁止を行い、アーケード内の安全で快適な空間を確保する事業であって、「人々が活発に交流しにぎわうまちづくり」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業と一体の効果促進事業) ○実施時期 H24年度～H26年度	
事業名：中心市街地活性化ソフト事業 実施場所：中心市街地 事業概要： ・熊本駅周辺まちづくり推進事業【再掲 p77 に記載】 ・中心市街地活性化推進事業（中心商店街等が連携したイベント等）【再掲 p89 に記載】 ・安全・安心で美しい熊本づくり事業【再掲 p87 に記載】 ・企業立地促進事業【再掲 p91 に記載】 ・景観条例関連経費（景観重要・形成建造物）【再掲 p96 に記載】 ・蔚山広域市との交流推進事業【再掲 p99 に記載】等 実施時期：H19年度～H28年度	熊本市および中心商店街等連合協議会、城下町大にぎわい市実行委員会等	季節ごとに事業者、商店街等が連携して、中心市街地の魅力向上につながるイベント等のソフト事業を実施する(助成する場合を含む) ことにより、中心市街地の再活性化を図る。	○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業 ○実施時期 H24年度～H28年度	

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

特になし。

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

特になし。

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の
商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

(4)国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：市街地再開発等事業 (桜町地区) 【再掲 p75 に記載】 実施場所： 事業概要： 実施時期：				戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金を活用予定
事業名：(仮称) 上通 3・4・5丁目アーケードE C O改修事業 実施場所：熊本市城東町(上通) 事業概要：築後 10 数年が経過し、劣化したアーケード天井部のポリカーボネイト改修を行うとともに、来街者に、安全・安心で環境にやさしい空間を提供するため、照明の LED 化及び防犯カメラの増設を行うもの。 実施時期：H24 年度予定	・上通 5 丁目商店街振興組合 ・上通 3・4 丁目商店街振興組合	誰もが安全・安心で快適に歩くことができる歩行者空間をつくり、商店街の魅力の向上を図ることを目的にした事業であり、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
事業名：(仮称) 下通新天街アーケード照明 L E D 化及び路面改修事業 実施場所：熊本市下通(新天街) 事業概要：整備後 20 数年が経過した新天街エリアの路面改修を行うとともに、アーケード照明の L E D 化を図るもの。 実施時期：H24 年度予定	下通新天街商店街振興組合	誰もが安全・安心で快適に歩くことができる歩行者空間をつくり、商店街の魅力の向上を図ることを目的にした事業であり、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
事業名：(仮称) 新市街路面改修事業 実施場所：熊本市新市街 事業概要：平成 4 年のアーケード竣工時に併せて路面整備を行ったものだが、約 20 年が経過しており、劣化がみられることから、来街者の安全のため、新たに整備を行うもの。 実施時期：H24 年度予定	熊本市新市街商店街振興組合	誰もが安全・安心で快適に歩くことができる歩行者空間をつくり、商店街の魅力の向上を図ることを目的にした事業であり、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の
商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

事業名：中心市街地空き店舗等総合活用事業 実施場所：中心市街地 事業概要：「中心市街地（上通、下通、新市街他）の商業ビル実態調査」（H23年度実施）の結果を踏まえ、空き店舗等の利活用を進めるための支援措置を講じるもの。 実施時期：H24年度予定	熊本市 または 民間事業者	平成22年度、本市空き店舗調査によると、中心市街地の空き店舗率がはじめて10%を超え、その対策は急務であり、平成23年度に実施する、中心市街地（上通、下通、新市街他）の商業ビル実態調査の結果を踏まえ、空き店舗等の利活用を進め、中心市街地の魅力や賑わいを創出する事業であり、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
事業名：中心市街地活性化推進事業（中心商店街等が連携したイベント等） 実施場所：中心市街地 事業概要：年間を通して、まちの魅力づくりを行うストリート・アート・プレックスや四季折々に街なかの賑わいを創出する、「城下町くまもとゆかた祭」「城下町くまもと銀杏祭」、「はしご酒」、「大にぎわい市」、「光のページェント」等を開催する。 実施時期：H16年度～	熊本商 工会議 所、中 心商店 街等連 合協議 会、城 下町大 にぎわ い市実 行委員 会他	継続的な、まちの文化、芸術の発信や季節ごとに事業者、商店街等が連携して、中心市街地の魅力向上につながるイベントを実施するものであって、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
事業名：（仮称）中心市街地公衆無線LAN整備事業 実施場所：中心市街地 事業概要：上通、下通、新市街とその周辺商店街エリアに、中心商店街が主体となって、公衆無線LANの整備を行う。 実施時期：H24年度～	熊本ま ちなか Wi-Fi 化協議 会他	中心商店街が中心となって中心市街地一帯に公衆無線LANを整備し、これを活用して様々な情報を発信することで、中心市街地の活性化を図るとともに、熊本の魅力を県内外にPRする事業であり、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
事業名：ブランド化推進協力店事業 実施場所：中心市街地飲食店 事業概要：熊本の豊富な食材や、それを活かした商品を提供するブランド化推進協力店（仮称）を募集する。 実施時期：H25年度予定	熊本市	「ブランド化推進協力店（仮称）」の登録制度を設け、熊本の豊富な食材や、それを活かした商品を提供する飲食店を「ブランド化推進協力店（仮称）」として登録し普及・促進させ、市民や観光客に“熊本の食の魅力”を体感させる事業であり、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

事業名：九州食品見本市(仮称)	熊本市、熊本市、熊本市、金融機関、商工団体等	商談会等を通じ多くの人々が交流を深めていく本事業は、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
実施場所：グランメッセ、ホテル大ホール他複数会場				
事業概要：本市の政令市移行を絶好の機会ととらえ、九州の中心に位置する本市において、九州各地の農水産物や加工品等を一同に集めた商談会を開催する。				
実施時期：H24 年度～				
事業名：農産物フェア開催事業	農産物フェア実行委員会（市・JA・花き農協等）	農水産物の一大産地で大消費地でもある本市の特色を市民や観光客に PR し、消費拡大に繋げるため、中心市街地の飲食店などにおいて、食してもらい、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
実施場所：中心市街地飲食店				
事業概要：熊本市産の農産物を飲食店等を通して多くの市民に食してもらい、今後の市産農産物の普及・消費拡大につなげるイベントを開催する。				
実施時期：H24 年度予定～				
事業名：「夢未来みかん」祭り	JA 熊本市柑橘部会	本市の名物である「河内みかん」を市民や観光客に PR するため、中心市街地において、試食販売会を開催するものであり、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
実施場所：上通びぶれす広場				
事業概要：JA 熊本市柑橘部会を中心にみかん等の試食販売会をびぶれす広場内にて開催するもの。				
実施時期：H23 年度～				
事業名：安全安心まちづくり推進事業	熊本市	H18 年 6 月に制定した「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」(H18 年 10 月 1 日施行) に基づき、安全安心なまちづくりを推進することによって、健全で魅力ある繁華街等の形成に資し、「人々が活発に交流しにぎわうまちづくり」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
実施場所：中心市街地				
事業概要：市、市民、事業者及び警察その他関係行政機関との連携及び協働により、繁華街等における違法行為の防止に資するパトロール、広報啓発活動等を行う。				
実施時期：H18 年度～				
事業名：産業支援サービス業等立地促進事業	熊本県	産業支援サービス関連企業の立地への支援措置を講じるものであって、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
実施場所：中心市街地				
事業概要：産業サービス関連企業の立地を促進するため、進出企業に対して支援措置を講じるもの。				
実施時期：H18 年度～				

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の
商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

事業名：企業立地促進事業	熊本市	空きオフィス等への事業所の新設、増設への支援措置を講じるものであって、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
実施場所：中心市街地				
事業概要：中心市街地へのオフィス等の誘致を促進するための支援措置を講じるもの。				
実施時期：H11 年度～				
事業名：自転車駐車場整備等補助事業	熊本市	中心市街地における放置自転車対策として、駐輪場を整備し、安全・安心で快適に歩くことができる歩行者空間や都市景観の改善を実現するとともに、「誰もが気軽に訪れることができるまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
実施場所：中心市街地				
事業概要：民間による駐輪場整備費用に対して補助するもの。（自転車 3,800 台、バイク 800 台）				
実施時期：H23 年度～H28 年度				
事業名：市内中心部放置自転車対策事業	熊本市	中心市街地における放置自転車対策として、駐輪場の有料化、駐輪場の利用啓発や放置自転車の撤去を行い、安全・安心で快適に歩くことができる歩行者空間や都市景観の改善を実現する事業であり、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
実施場所：中心市街地				
事業概要：駐輪場の利用啓発や歩行や緊急自動車の妨げ、都市景観の悪化等の問題となる放置自転車の撤去。				
実施時期：H23 年度～				
事業名：違法駐車防止等啓発事業	熊本市	中心市街地の違法駐車を解消し、道路が公共の施設として広く一般の用に共されることを確保し、市民の安全で快適な生活環境を保持するものであり、「誰もが気軽に訪れることができるまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
実施場所：中心市街地				
事業概要：中心市街地の違法駐車防止等のため啓発活動を行うもの。				
実施時期：H23 年度～				
事業名：街なか花絵巻賑わい事業	(株)まちづくり熊本(くまもと花絵巻実行委員会)	中心市街地アーケード内にて、熊本を代表する四季折々の花で装飾するとともに熊本の豊かな物産品の普及啓発を推進するための軽トラ市などを開催する。また、ファッション等に関連したイベントも行い、魅力を増した中心市街地の創出と、活気ある街・潤いのある街の演出を目的としたものであり、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
実施場所：中心市街地一帯				
事業概要：アーケード内で花の装飾や、熊本の物産品の軽トラ市などを開催する。また、ファッション等に関連したイベントも行う。				
実施時期：H24 年度～				

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	
[1]— 1 公共交通機関の利便性の増進 (1) 現状分析 熊本市の公共交通網としては、J R等の鉄道、市電、バス網が整備されており、周辺部から公共交通を利用する形で中心部に来訪しやすい構造となっている。しかしながら、バス専用レーンの整備や公共車両優先システムの導入など、これまで様々な公共交通利便性向上策を講じてきているものの、依然として公共交通の利用者は減少傾向である。 熊本市の都市交通整備に関しては、「熊本都市圏都市交通アクションプログラム (H15策定、H21 更新)」で定めており、その中で、高齢化社会の進展、環境の保全等の社会情勢を踏まえ、「人や環境にやさしい」交通体系を図るため、新水前寺駅の交通結節点の整備や市電の熊本駅への乗り入れなど、公共交通の利便性の向上と既存の鉄軌道の利便性向上策やバス網の総合的な整備を図るとともに、新たな公共交通ネットワーク等の施策に取り組むとしている。また、熊本の玄関口にふさわしい熊本駅周辺の整備や、自転車ネットワークの形成、歩行者・自転車にやさしい空間の形成などに取り組むとしている。 このうち、新水前寺駅の交通結節点の整備が完了し利便性が向上しているが、誰もが気軽に公共交通を利用できる環境をさらに推進していくためには、取り組むべき課題も残っている。 (2) 公共交通機関の利便性の増進の必要性 市電の利便性向上をさらに図るため、バリアフリー化が必要な電停の改良や、超低床電車のさらなる導入、市電の熊本駅への乗り入れ、市電ロケーションシステムの整備、市電乗車券等の利便性・付加価値向上など、ハード・ソフトの取り組みを一体的に推進する必要がある。 また、併せて、自転車が利用しやすい環境や快適な走行空間の整備を行うため、自転車専用通行帯の整備や、駐輪場の整備などにも取り組む必要がある。 [1]— 2 熊本城地区の整備 (1) 現状分析 熊本城においては、約 100ha の城域内に宇土櫓や長塀など 13 件が国の重要文化財に指定されている。平成 10 年から本格的な復元に着手し、南大手門をはじめとする西出丸一帯の建造物及び飯田丸五階櫓が完成した。平成 20 年 4 月には、復元整備が進められていた本丸御殿大広間が完成、公開され、同年度においては、全国の城郭の中で日本一の入園者数（約 220 万人）を記録するなど活況を呈した。 この復元にあたっては、市民をはじめ全国各地から多くの寄付金が寄せられており、熊本市民、県民のみならず全国、世界各国のファンに支持された。	

さらに、平成23年3月には、熊本城のエントランスにあたる桜の馬場地区に、観光案内所や歴史体験施設、レストラン、土産物店といった機能を備えた「桜の馬場 城彩苑」がオープンした。観光客はもとより、市民にとっても新たな魅力としてにぎわいを創出しており、開業から約7ヶ月で年間入場者数の目標である100万人に達した。

しかしながら、熊本城の入園者数については、平成20年度をピークに減少傾向にあるため、更なる魅力の創出を図る必要があること、また、「桜の馬場 城彩苑」については利用者の駐車場が不足しているという現状がある。

(2) 熊本城地区の整備の必要性

今後は、熊本城の歴史的な価値をさらに高め魅力を創出するためには、第Ⅱ期復元整備に沿って馬具櫓をはじめとする歴史的建造物の復元を着実に推進し、往時の勇姿に近づけることが重要である。

既存の県伝統工芸館や県立美術館分館の活用や、熊本博物館のリニューアルにより、熊本城地区の歴史や教育・文化施設の一体的な機能強化を図ることが必要である。

また、「桜の馬場 城彩苑」の利用者の利便性を向上させるため、現在不足している駐車場の整備を行う必要がある。

さらには、周辺の文化施設、あるいは中心商店街や新町・古町地区など、周辺地域との連携を強化し、まち歩き観光を促進するなど、周辺地域との一体性と回遊性の向上に努めることが必要である。

[1]—3 熊本駅都心間協働のまちづくり推進事業

(1) 現状分析

熊本駅と熊本城・中心商店街の間に位置する新町・古町地区は、加藤清正の熊本城築城とともに建設に着手され、物資流通の動脈である坪井川の荷揚げ場があったことから、商業の中心として栄えた。明治に入り西南戦争によって焼け野原となるものの、それ以降に復興した400軒余りの町屋や銀行建築・洋館、皇居二重橋を手掛けた名石工・橋本勘五郎が架橋した石橋等の歴史的建造物、一町一寺と呼ばれる当時の町割、細工町、唐人町、呉服町といった町名などが現在に伝えられるとともに、伝統工芸「肥後象嵌」や熊本名物「辛子蓮根」等の商店も軒を連ねており、城下町風情を色濃く残している。

しかしながら、昭和に入り、商業の中心が新町・古町地区から現在のアーケード街に移るとともに、モータリゼーション化の進展も相まり、商店や市場等の移転が目立つようになると、その跡地に高層マンション等の建設が進み、さらに近年では、老朽化した町屋等が維持管理等の理由からパーキングに姿を変え、往時の面影が失われつつある。

(2) 熊本駅都心間協働のまちづくり推進事業の必要性

このような中、平成17年8月に市と地域が協働で「熊本駅都心間〔新町・古町地区〕協働のまちづくり計画書」を策定、平成20年度に「熊本市熊本駅都心間協働のまちづくり推進制度」を創設し、掲載した24事業を推進してきた。平成21年度には、「熊本駅都心間協働のまちづくり懇談会」を設置して、地域の意向と市の方向性を明確にした上で、事業を整理し7事業を協働して推進することとした。

これまでに、来街者が城下町風情を感じられる取り組みとして、観光客等が城下町の職や食文化を体験できる数店舗によって「城下町和 samon もてなし隊」が組織され、まち案内人の育成講座も実施されるなど、積極的なまちづくり活動が展開されている。

平成23年度には、城下町の風情を感じられる町並みづくりの基本方針や建物デザインの基準づくり、それらの方針等を基にモデル的に景観形成を図る「モデル街区」の修景に向けた取り組みや、地域を特徴づける「町屋」の保存・利活用を地域と協働で行うこととし、「財政的な支援を含む町屋認定制度」や「(仮称) 城下町づくりモデル街区」の修景に助成する制度を創設し、平成24年度から運用する予定である。

また、くまもと都市戦略会議(P78 掲載)の中でも、テーマの一つとして、「熊本駅から中心市街地にかけて賑わいの創出」について議論されており、坪井川・白川のアメニティ空間の形成等が具体化されるとともに、新町・古町の街並みづくりの推進等の検討が進められている。

このような取り組みによって、地域資源を活用し、新町・古町地区の新たな魅力を創出し、本市を訪れる観光客の回遊性を高め、中心市街地の活性化を図るものである。

(3) フォローアップの考え方

中心市街地活性化基本計画に位置づけられた施策については、進捗調査を毎年実施し、中心市街地活性化協議会と十分な協議を行いながら、状況に応じて事業等の見直しや改善を図る。

また、計画期間満了時点において最終的な進捗管理を行い、長期的な展望にたって、中心市街地活性化の推進を図っていく。

[1]—4 その他一体的に推進する事業等

その他、上記以外で一体的に推進する事業として、地下水都市熊本空間創出事業、屋上等緑化助成事業、市電軌道敷緑化事業、くまもと安心移動ナビプロジェクト推進事業、アジアンホリデー、蔚山広域市との交流推進事業、「わくわく企画」マンガ・アニメを生かしたまちづくり、熊本城マラソン、加藤清正公像の設置の検討など熊本をPRする事業を実施し、中心市街地の活性化に資することとしている。

8章 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

〔2〕 具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

特になし。

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：地下水都市熊本空間創出事業 実施場所：中心市街地 事業概要：地下水都市熊本のPR及び中心市街地の活性化を目的とした中心市街地における親水施設の設置 実施時期：H22年度～H26年度	熊本市	水の印象が少ない中心市街地において、観光客等に地下水都市を印象付ける親水空間を創出し、既存水資源（名水百選等）との連携により、市内外に地下水都市熊本をPRする事業であり、「人々が活発に交流しにぎわうまち」という目標に寄与することから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業と一体の効果促進事業） ○実施時期 H23年度～H26年度	
事業名：屋上等緑化助成事業 実施場所：中心市街地 事業概要：中心市街地の屋上等の緑化に対する補助。 実施時期：H14年度～	熊本市	中心市街地に新たな緑を創出することによって、ヒートアイランド現象の緩和や市民に潤いと安らぎをあたえることを目的とした事業であって、「人々が活発に交流しにぎわうまち」という目標に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業と一体の効果促進事業） ○実施時期 H23年度～H26年度	
事業名：市電軌道敷緑化事業 実施場所：中心市街地 事業概要：市電軌道敷の芝生による緑化 実施時期：H21年度～	熊本市	市電軌道敷の緑化は、緑の少ない中心市街地における新たな緑化空間の創出であり、ヒートアイランド現象の緩和、都市景観の向上、騒音の軽減など様々な効果が期待できる。さらに、熊本駅周辺や熊本城の緑と連動した緑化を図り、来熊者に「森の都」を視覚的に印象付けることで、人々の回遊性向上が期待され、「人々が活発に交流しにぎわうまち」という目標に寄与することから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業と一体の効果促進事業） ○実施時期 H24年度～H26年度	

8章 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：城下町の風情を感じられる町並みづくり事業 実施場所：新町・古町地区 事業概要： ・財政的な支援を含めた町屋認定制度 ・「(仮称) 城下町づくりモデル街区」の修景助成制度 実施時期：H23 年度～	民間、熊本市	熊本駅と熊本城を結ぶ新町・古町地区において、市と地域が協働で町並みルールづくりや町屋の保存活用を行うことで、城下町の風情を感じられる町並みづくりを進め、良好な景観形成の推進及び地域の住環境の向上を図るものであって、「城下町の魅力があふれるまち」という目標に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業) ○実施時期 H23 年度～H27 年度	
事業名：景観条例関連経費(景観重要・形成建造物) 実施場所：中心市街地 事業概要：景観重要・形成建造物の修繕への助成。 実施時期：H11 年度～	熊本市	景観重要・形成建造物の保全等を実施することによって、城下町熊本のイメージ強化を図るものであって、「城下町の魅力があふれるまち」という目標に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業) ○実施時期 H24 年度～H27 年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：熊本城第Ⅱ期復元整備事業 実施場所：熊本市本丸 事業概要：行幸坂から見た往時の熊本城の復元整備を図るため、「馬具櫓及び続堀」「平左衛門丸の堀」「西櫓門及び百間櫓」の整備を行う。 実施時期：H20 年度～H29 年度	熊本市	熊本の歴史・文化を象徴する熊本城を復元整備し、中心市街地と調和した都市空間の再生を図るものであって、「城下町の魅力があふれるまち」という目標に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業 ○実施時期 H23 年度～H29 年度	
事業名：熊本城石垣保存修理事業 実施場所：熊本城域 事業概要：石垣の保存整備 実施時期：H12 年度～	熊本市	熊本城が有する歴史的価値と中心市街地と調和した都市空間の再生のため、熊本城の特色である石垣を整備することによって、熊本城の魅力を高める事業であって、「城下町の魅力があふれるまち」という目標に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 史跡等登録記念物歴史の道保存修理事業 ○実施時期 H12 年度～	

8章 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

事業名：超低床電車導入事業 実施場所：熊本市電路線 事業概要：超低床電車の導入 ・導入予定車両数 2編成 (4両) 実施時期：H25年度予定	熊本市 交通局	誰もが利用しやすい市電と するため、超低床電車を導入す るものであって、「誰もが気軽 に訪れることができるまち」に 寄与する事業であることから、 中心市街地の活性化に必要で ある。	○支援措置名 地域公共交通確 保維持改善事業 ○実施時期 H25年度予定	
事業名：電停改良事業 実施場所：中心市街地 事業概要：電停のバリアフリ ー化を行う。 (熊本城・市役所前電停、通 町筋電停ほか) 実施時期：H23年度～	熊本市	電停のバリアフリー化を行 い、市電利用者の利便性向上を 図るものであって、「誰もが気 軽に訪れることができるまち」 に寄与する事業であることか ら、中心市街地の活性化に必要 である。	○支援措置名 社会資本整備総 合交付金(市電沿 線地区都市交通 システム整備事 業) ○実施時期 H23年度～H26 年度	
事業名：熊本市自転車利用環 境整備事業 実施場所：中心市街地 事業概要： ・(仮称)「白川自転車ハイウ ェイ」の整備 ・自転車レーン(専用通行帯) 等の整備 ・サイクル&ライド用駐輪場 の整備 ・交差点の自転車安全対策 ・レンタサイクル 実施時期：H24年度～H32 年度	熊本市	「自転車でお出かけしたく なるまちづくり」を基本理念と し、H23年度に策定した「第 2次 熊本市自転車利用環境 整備基本計画」に基づき、自転 車が利用しやすい環境や快適 な走行空間の整備を行うもの であって、「誰もが気軽に訪れ ることができるまち」に寄与す る事業であることから、中心市 街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総 合交付金(熊本市 一円地区都市交 通システム整備 事業と一体の関 連社会資本整備 事業) ○実施時期 H24年度～H26 年度	
事業名：くまもと安心移動 ナビプロジェクト推進事業 実施場所：熊本市水道町～上 通商店街 事業概要：水道町交差点から 上通商店街において自律移 動支援プロジェクト実証実 験を行うとともに、今後、国 土交通省などの協力を得な がら、全国のモデルとして熊 本駅周辺地域における実用 化に向け、関係機関との検討 会を設置し、その可能性と課 題について検討(～H21)そ の後運用(H22～H26) 実施時期：H18年度～	熊本県	ユビキタス技術を活用し、や さしく簡単で誰でも使える、公 共交通各種施設等の案内シス テムを実用化する事業であり、 公共交通機関の利便性が向上 し、「誰もが気軽に訪れること ができるまち」という目標に寄 与する事業であることから、中 心市街地の活性化に必要であ る。		

8章 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

(4)国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：市電乗車券等の利便性・付加価値向上対策事業 実施場所：熊本市電路線 事業概要：市電の利便性を向上するため、2日乗車券・子ども向け夏休み定期券・均一料金制の継続実施やＩＣカードの導入にあたっての検討等を行う。 実施時期：H19 年度～	熊本市交通局	当事業は、市電乗客数の増加に向け、利用者の利便性向上を図ることを目的とした事業であり、「誰もが気軽に訪れることができるまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
事業名：市電ロケーションシステム導入事業 実施場所：熊本市電路線 事業概要：市電の接近情報等を電停に設置したモニターや携帯電話でリアルタイムに確認できるシステムを導入する。 実施時期：H25 年度～H26 年度予定	熊本市交通局	市電の利便性の向上等を図るため、市電の接近情報等を電停に設置したモニターや携帯電話でリアルタイムに確認できるシステムを導入するものであって、「誰もが気軽に訪れることができるまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
事業名：市電車両リフレッシュ事業 実施場所：熊本市電路線 事業概要：旧型車両の内外装の再塗装やシート・床の張替え、ステップの嵩上げ等を実施する。 実施時期：H24 年度～H27 年度予定	熊本市交通局	市電の利便性の向上等を図るため、旧型車両の内外装の再塗装やシート・床の張替え、ステップの嵩上げ等を実施するものであって、「誰もが気軽に訪れることができるまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
事業名：自転車駐車場整備等補助事業【再掲 p91 に記載】 実施場所： 事業概要： 実施時期：				
事業名：市内中心部放置自転車対策事業【再掲 p91 に記載】 実施場所： 事業概要： 実施時期：				
事業名：違法駐車防止等啓発事業【再掲 p91 に記載】 実施場所： 事業概要： 実施時期：				

8章 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

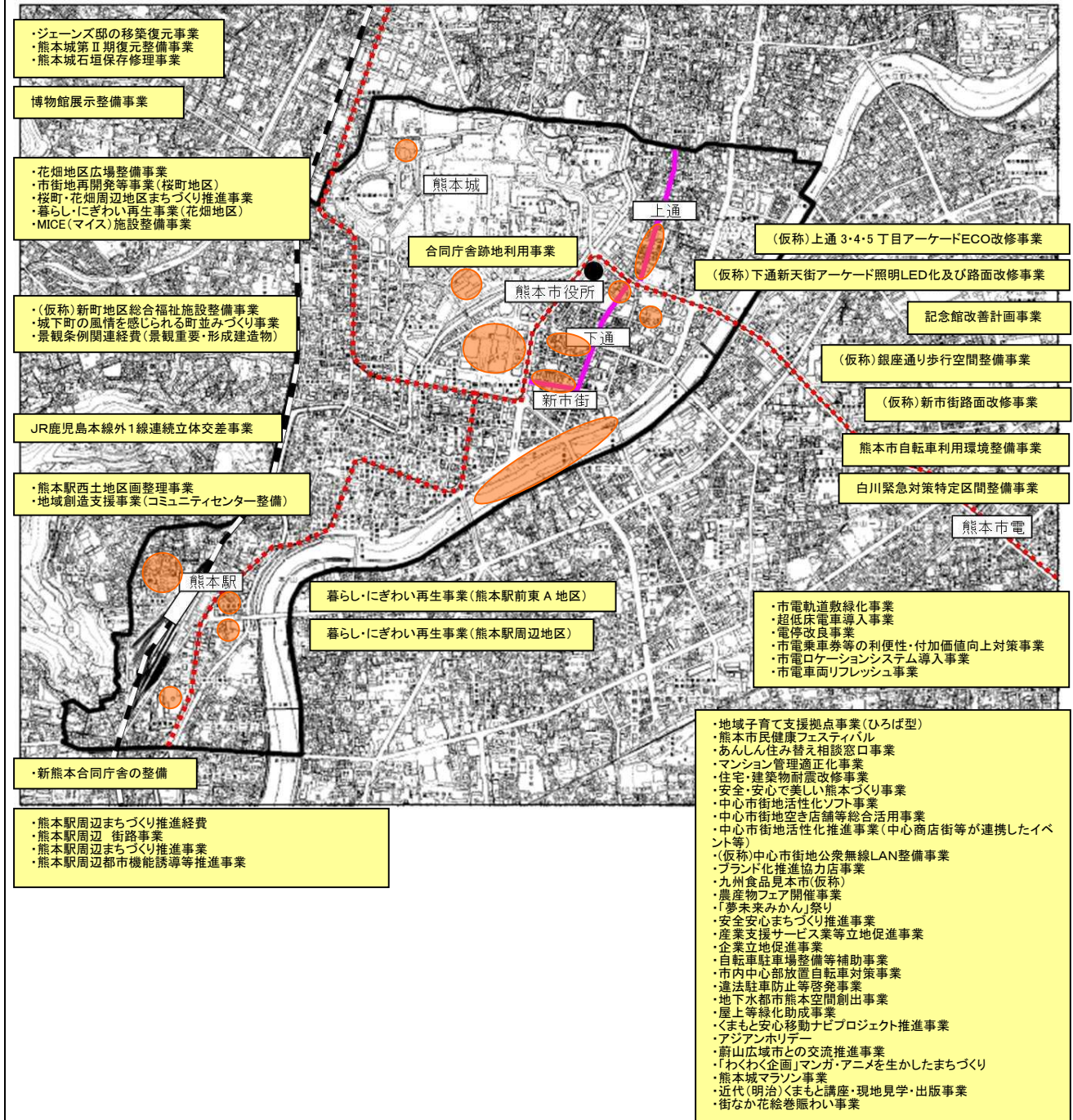
事業名：合同庁舎跡地利用事業	熊本市	現合同庁舎の跡地について、熊本城復元計画に基づき、城域のエントランスゾーンとして、H23年3月にオープンした観光交流施設「桜の馬場 城彩苑」と一体的な整備を行い、観光客の利便性を向上させるとともに、周辺地域の回遊性の向上に寄与することを目的とした事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
実施場所：熊本市二の丸				
事業概要：観光交流施設「桜の馬場 城彩苑」と一体的な整備を行うもの。 ・敷地面積 1.9ha ・施設規模 約1.3ha（駐車場）、約0.6ha（緑地帯）				
実施時期：H27年度～H29年度				
事業名：アジアンホリデー	熊本市	本市は、平成22年3月に「東アジア戦略」を策定。当戦略を展開していくにあたり、市民が東アジアを身近に感じることができるよう、東アジアの文化芸能や食を紹介する「アジアンホリデーin くまもと」を開催するものであり、賑わい創出と市民の国際化に寄与することから、中心市街地の活性化に必要である。		
実施場所：熊本市桜町				
事業概要：アジアンホリデーの開催 ○時期：毎年10月（期間：1ヶ月間） ○内容：東アジア文化ステージ、トークショー、東アジアの食と雑貨のマーケット等				
実施時期：H22年度～				
事業名：蔚山広域市との交流推進事業	熊本市	新町地区の電停名となっている「蔚山町」は、韓国蔚山広域市に由来して付けられたと言われており、当地には加藤清正が築城した倭城が残るなど、熊本との歴史的つながりが深い。このような歴史的つながりを活用し本市の魅力を発信し、韓国からの観光客誘致をさらに促進することで、「城下町の魅力があふれるまち」という目標に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
実施場所：熊本城他				
事業概要：韓国蔚山広域市との交流を促進するため、蔚山広域市で開催されるイベントなどに観光PRブース出展などを行う他、現地旅行社などを招聘する事業。				
実施時期：H17年度～				
事業名：「わくわく企画」マンガ・アニメを生かしたまちづくり	熊本市	本市は本市にゆかりのある著名な漫画家を多く有していることから、文化の発展、交流人口の拡大及び観光客の回遊性向上を図るため、中心市街地において、作品を使ったイベント等を実施するものであり、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
実施場所：現代美術館、市電沿線				
事業概要：マンガ・アニメを生かしたイベント等の実施（平成23年度は、原画展、宝探し、イラストコンテストの開催、ラッピング電車の運行を実施。）				
実施時期：H23年度～H28年度				

8章 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

事業名：熊本城マラソン事業 実施場所：熊本城周辺スタート 事業概要： 熊本城マラソンの実施 ・コース：スタート通町筋～市内西南部～フィニッシュ熊本城 ・募集人数：フルマラソン 9,000 人、30 キロ 150 人、4 キロ 1,000 人 実施時期：H23 年度～	熊本城マラソン実行委員会	熊本城マラソンの開催は、全国から約 1 万人のランナーはもとより、多くの観衆やボランティアが参加し、また中心市街地等で関連イベント等を開催することで、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
事業名：近代（明治）くまもと講座・現地見学・出版事業 実施場所：中心市街地一帯 事業概要：例えば、九州初の電燈事業を行なった上田万平や夏目漱石・小泉八雲と第五高等学校など、熊本の近代化に尽力した人並びに史跡等に関する本を出版し、現地見学を行う。 実施時期：H24 年度～H25 年度	民間団体	江戸時代・近代（明治）に係る人・事業の検証を進め、熊本が果たした役割を伝承することにより、熊本の観光に結びつけることを目的としたものであり、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 熊本市における内部の推進体制について

本市では、2期計画の策定に向け、10局からなる「2期熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）策定庁内会議」を設置し（設置日：平成23年9月20日）、施策等の取りまとめ、県や民間事業者との連携、各種計画との整合性など、計画策定に必要な横断的な検討を行った。2期計画策定後も、この組織を母体として熊本市内部の推進体制やフォローアップ体制を整備していくこととする。

また、庁内会議の下部組織として、2期基本計画の策定に取り組んできた作業部会（主に課長補佐級、係長級で組織）を引き続き設置し、具体的な事業内容の調整など実務面での対応を行うこととする。

2期熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）策定庁内会議及び作業部会構成

役職	庁内会議メンバー	作業部会メンバー
座長	都市整備局技監兼都市政策部長	
副座長	企画財政局企画情報部長	
副座長	農水商工局次長兼商工振興部長	
副座長	観光文化交流局次長兼観光交流部長	
委員	企画財政局企画情報部企画課長	主任技師
委員	〃 財務部財政課長	主任主事
委員	市民生活局市民生活部生活安全課長	主査
委員	健康福祉局健康政策部健康福祉政策課長	政策調整主幹
委員	子ども未来局子ども支援部子育て支援課長	
委員	環境保全局環境保全部緑保全課長	主幹
委員	〃 水保全課長	課長補佐
委員	〃 環境事業部廃棄物指導課長	主幹
委員	農水商工局商工振興部産業政策課長	課長補佐、主任主事
委員	〃 商工振興課長	課長補佐、係長
委員	〃 農林水産振興部生産流通課長	課長補佐
委員	観光文化交流局観光交流部シティプロモーション課長	主幹、主査
委員	〃 観光振興課長	主査
委員	〃 熊本城総合事務所長	主査
委員	〃 文化スポーツ交流部文化振興課長	課長補佐
委員	〃 スポーツ振興課長	課長補佐
委員	都市建設局都市政策部都市計画課長	政策調整主幹
委員	〃 都心活性推進課長	課長補佐、主幹、参事
委員	〃 交通政策総室次長	参事
委員	〃 都市整備部開発景観課長	係長
委員	〃 開発景観課長	課長補佐
委員	〃 熊本駅周辺整備事務所次長	主査
委員	〃 建築部建築計画課長	課長補佐
委員	〃 土木部土木総務課長	課長補佐
委員	交通局総務課長	係長
委員	〃 電車課長	課長補佐
委員	教育委員会事務局生涯学習部熊本博物館長	館長補佐

(2) 熊本市における取り組み状況

平成 23 年 9 月 5 日 2 期中心市街地活性化基本計画策定庁内連絡会議開催

- ・ 庁内各局の政策調整担当者を対象とした会議で、基本計画策定に向けた取り組みの考え方や、新規事業の掘り起こし、今後のスケジュールについて協議

9 月 9 日 1 期中心市街地活性化基本計画の数値目標に係る課長会議開催

- ・ 1 期計画で掲げた数値目標についての検証を行い、2 期計画策定に向けた目標指標及び目標数値の設定について協議

9 月 21、27 日

中心市街地活性化協議会における「熊本駅周辺」、「新町・古町」、「通町・桜町周辺」、「広域総合」の各部会への出席

- ・ 2 期計画策定に向けた民間新規事業等の提案について協議

9 月 28 日 2 期中心市街地活性化基本計画策定庁内会議（第 1 回）開催

- ・ 2 期計画策定に向けた今後の取り組みの概要や、素案の作成に向け掲載する事業の抽出、スケジュールについて協議

9 月 30 日～中心市街地活性化に関する市民アンケートの実施

- ・ 18 歳以上の市民 3,000 人を無作為抽出し、中心市街地についての考えを調査し、2 期計画の事業推進に役立たせるため実施

11 月 2 日 2 期中心市街地活性化基本計画策定庁内会議（第 2 回）開催

- ・ 2 期計画の素案の内容や庁内関係部局からの意見等について協議

11 月 9 日 経営戦略会議において「2 期熊本市中心市街地活性化基本計画」（素案）の決定

平成 24 年 2 月 「2 期熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）」の策定

(3) 熊本市議会における中心市街地活性化に関する審議又は討議の内容

①熊本市議会本会議における中心市街地の活性化に関する一般質問に対する答弁

年月	質疑内容（抜粋）	答弁要旨
平成 23 年 12 月議会	くまもと未来 1 期計画の総括について	1 期計画の 3 つの目標指標について検証を行った。その結果、「熊本城の年間入園者数」と「市電の年間利用者数」は、目標を達成する見込み。2 期計画にて事業を追加し、施策の充実を図る必要があると総括した。 一方、「商店街歩行者通行量」は、目標が達成できなかった。再開発事業の遅延等が要因であると分析。今後、目標を達成するには、より積極的な施策の充実が必要であると総括した。
平成 23 年 12 月議会	市民連合 回遊性向上のための 具体的施策について 1 期計画の進捗率と 2 期計画の総事業費に ついて	ハード・ソフト双方の事業を一体として推進していくことが重要と考えており、2 期計画では、ハード面は、熊本城第 2 期復元整備事業や市電の電停改良事業など、ソフト面は、中心市街地の空き店舗等総合活用事業や商店街と連携したイベントの開催などを計画している。 1 期計画の総事業費は約 1 千 9 百億円で、事業費ベースの進捗率は約 47%。 2 期計画の事業費については、現在、事業規模や事業内容等を精査中である。

②中心市街地の活性化に関する特別委員会

中心市街地活性化及びこれに関する事業の諸問題と対策に関する調査、議論を行うため設置された委員会において、中心市街地活性化に関する諸施策について検討が行われている。

(委員会の開催状況)

- | | |
|------------------|-------------------------------------|
| 平成 23 年 8 月 16 日 | 平成 23 年度第 1 回目開催 |
| | ・ 1 期中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の進捗状況等について検討 |
| 10 月 18 日 | 平成 23 年度第 2 回目開催 |
| | ・ 2 期中心市街地活性化基本計画の策定に係る取組概要について検討 |
| 12 月 21 日 | 平成 23 年度第 3 回目開催 |
| | ・ 2 期中心市街地活性化基本計画の素案について検討 |

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項

（1）熊本市中心市街地活性化協議会の概要

熊本商工会議所及び株式会社まちづくり熊本が共同設置者となり、平成18年12月に「熊本市中心市街地活性化協議会」が設立された。

2期計画においても1期計画と同様に活動を行っていく。

①協議会の構成員

協議会は、熊本市中心市街地の都市機能の増進または経済活力の向上を総合的に推進するために、本市の他、商業、交通その他の民間事業者、教育・福祉、まちづくりの分野における団体等、多様な主体からの代表を構成員として位置づけている。

中心市街地活性化協議会の構成員（順不同）

役 職	所 属	根拠法令	所属団体役職
会 長	1 熊本商工会議所	法第15条第1項第2号(商工会議所)	会 頭
副 会 長	2 熊本市農水商工局	法第15条第4項第3号(市)	局 長
	3 (株)鶴屋百貨店	法第15条第4項第1号及び2号(商業)	代表取締役社長
委 員	4 安政町商工会	法第15条第4項第1号及び2号(商業)	会 長
	5 一地域商店会連絡協議会	法第15条第4項第1号及び2号(商業)	会 長
	6 駕町通り商店街振興組合	法第15条第4項第1号及び2号(商業)	理事長
	7 上通商栄会	法第15条第4項第1号及び2号(商業)	会 長
	8 熊本駅周辺商店街活性化連絡協議会	法第15条第4項第1号及び2号(商業)	熊本駅西商友会会長
	9 熊本県商店街振興組合連合会	法第15条第4項第1号及び2号(商業)	会 長
	10 熊本市中央繁栄会連合会	法第15条第4項第1号及び2号(商業)	会 長
	11 下通繁栄会	法第15条第4項第1号及び2号(商業)	会 長
	12 シャワー通り商店会	法第15条第4項第1号及び2号(商業)	専務理事
	13 新市街商店街振興組合	法第15条第4項第1号及び2号(商業)	理事長
	14 (株)県民百貨店	法第15条第4項第1号及び2号(商業)	代表取締役社長
	15 (株)鶴屋百貨店	法第15条第4項第1号及び2号(商業)	顧 問
	16 (株)古荘本店	法第15条第4項第1号及び2号(商業)	常務取締役
	17 南九州コカ・コーラボトリング(株)	法第15条第4項第1号及び2号(商業)	取締役 営業企画部長
	18 九州電力(株)熊本支店	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	執行役員支店長
	19 西部ガス(株)熊本支社	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	執行役員支社長
	20 西部電気工業(株)	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	取締役営業推進統括部長
	21 西日本電信電話(株)熊本支店	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	理事 支店長
	22 学校法人熊本学園 熊本学園大学	法第15条第4項第1号及び2号(高等教育)	商学部教授
	23 熊本県立大学	法第15条第4項第1号及び2号(高等教育)	環境共生学部准教授
	24 国立大学法人 熊本大学 工学部	法第15条第4項第1号及び2号(高等教育)	副学長
	25 国立大学法人 熊本大学 工学部まちなか工房	法第15条第4項第1号及び2号(高等教育)	工学部教授
	26 九州産業交通ホールディングス(株)	法第15条第4項第1号及び2号(交通)	代表取締役社長
	27 九州旅客鉄道(株)熊本支社	法第15条第4項第1号及び2号(交通)	取締役支社長
	28 熊本市交通局	法第15条第4項第1号及び2号(交通)	熊本市交通事業管理者
	29 熊本電気鉄道(株)	法第15条第4項第1号及び2号(交通)	常務執行役員
	30 熊本バス(株)	法第15条第4項第1号及び2号(交通)	取締役総務部長
	31 熊本都市バス(株)	法第15条第4項第1号及び2号(交通)	代表取締役
	32 熊本県信用金庫協会	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	会 長
	33 熊本第一信用金庫	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	代表理事 会長
	34 (株)熊本ファミリー銀行	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	代表取締役頭取
	35 (株)肥後銀行	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	公務部長
	36 (株)熊本日日新聞社	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	常務取締役
	37 熊本朝日放送(株)	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	代表取締役社長
	38 (株)電通九州 熊本支社	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	支社長
	39 特定非営利活動法人 おーさあ	法第15条第4項第1号及び2号(福祉・教育)	理事長
	40 (有)エスボン	法第15条第4項第1号及び2号(福祉・教育)	代表取締役
	41 熊本城下のまちづくり協議会 桜町地区会議	法第15条第4項第1号及び2号(まちづくり)	会 長
	42 城見町全栄会	法第15条第4項第1号及び2号(商業)	会 長
	43 すきたい熊本協議会	法第15条第4項第1号及び2号(まちづくり)	会 長
	44 熊本消費者協会	法第15条第4項第1号及び2号(消費者)	会 長
	45 アリانس	法第15条第4項第1号及び2号(福祉・教育)	代 表
	46 日本郵政(株) 九州施設センター	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	総務グループ マネージャー
	47 (株)キューネット	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	代表取締役社長
	48 (株)雇用促進事業会	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	代表取締役社長
	49 (株)コスギ不動産	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	代表取締役
	50 (株)ビーエス不動産	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	代表取締役
	51 (株)明和不動産	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	代表取締役
	52 (社)熊本県不動産鑑定士協会	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	副会長
	53 (株)くまもと土地経済	法第15条第4項第1号及び2号(地域経済)	代表取締役
	54 熊本市 農水商工局	法第15条第4項第3号(市)	局次長

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

熊本市中心市街地活性化協議会 委員名簿（つづき）

役 職	所 属	根拠法令	所属団体役職
委 員	55 熊本市 都市建設局	法第15条第4項第3号(市)	局次長
	56 熊本商工会議所	法第15条第1項第2号(商工会議所)	専務理事
	57 (株)まちづくり熊本	法第15条第1項第1号(まちづくり会社)	代表取締役社長
	58 熊本市観光文化交流局	法第15条第4項第3号(市)	局長
	59 熊本城城下町精霊流し市民の会	法第15条第4項第1号及び2号(まちづくり)	事務局長
	60 熊本まちなみトラスト	法第15条第4項第1号及び2号(まちづくり)	事務局長
アドバイザー	1 (株)人間都市研究所		代表取締役
	2 熊本南警察署		署長
	3 熊本北警察署		署長
オブザーバー	1 熊本市商工振興課		
	2 熊本市都心活性推進課		
	3 (独)中小企業基盤整備機構 九州支部		サポートマネージャー
	4 九州経済産業局		

協議会の設置者である(株)まちづくり熊本は、都市機能の増進を図る者として、民間事業者と行政が一体となった官民協同のまちづくり会社として設立された。

2期計画においても1期計画と同様に事業目的に沿った活動を行っていく。

○(株)まちづくり熊本の概要

【設立】 平成18年12月26日

【資本金】 12,000,000円

【株主】 熊本市、熊本商工会議所他

出資者	株主数	出資額（千円）	出資比率（％）
熊本市	1	2,500	20.8
熊本商工会議所	1	2,500	20.8
熊本県	1	500	4.2
地元商業、交通、金融、その他の企業者	13	6,500	54.2
計	16	12,000	100.0

【事業目的】

- 1.都市基盤整備事業、都市再開発、観光開発及び産業振興事業に関する各種調査、研究、企画立案並びに実施及びコンサルタント業務
- 2.商業地域の市場調査診断に関する業務
- 3.商店街、商店の販売促進のための共同事業、産業振興の為の企画、運営、指導、情報提供 他

②協議会の目的

協議会規約第3条により、協議会の目的は以下のように定められている。

- (1) 熊本市が策定する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見の調整及び整理
- (2) 熊本市の中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 熊本市の中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報の交換
- (4) 熊本市の中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) その他中心市街地の活性化に関すること。

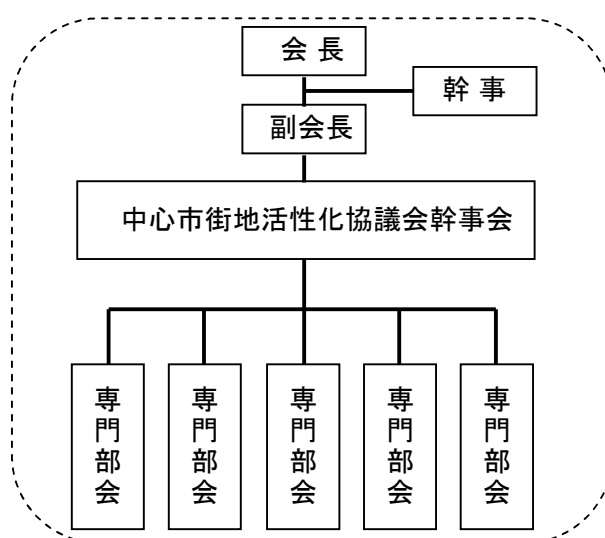
③協議会の組織

上記目的の審議及び承認、また協議会の運営全般に関し必要な事項を定めるため、協議会には幹事会を置き、さらに個別事業等に関する専門的協議及び調整のために、専門部会を組織し、多様な主体が相互連携を図り、中心市街地の活性化に効果的かつ効率的に取り組むこととしている。

専門部会は現在、熊本駅周辺地域部会、新町・古町地域部会、通町・桜町周辺地域部会、広域総合部会の4部門が置かれている。

中心市街地活性化協議会の組織構成

中心市街地活性化協議会



中心市街地活性化協議会幹事会の構成員（順不同）

役 職	所 属	所属団体役職
幹 事 長	国立大学法人 熊本大学工学部	工学部長
副幹事長	(株)まちづくり熊本	代表取締役
幹 事	すきたい熊本協議会	会 長
	学校法人熊本学園 熊本学園大学	商学部教授
	(株)鶴屋百貨店	代表取締役
	西日本電信電話(株) 熊本支店	支 店 長
	(株)電通九州 熊本支社	支 社 長
	(株)キューネット	代表取締役社長
	上通商栄会	会 長
	(株)古荘本店	常務取締役
	南九州コカ・コーラボトリング(株)	執行役員営業企画部長
	九州産業交通ホールディングス(株)	代表取締役社長
	下通繁栄会	会 長
	熊本市 農水商工局	局 長
	熊本市 都市建設局	局 次 長
	熊本商工会議所	専務理事
アドバイザー	(株)人間都市研究所	代表取締役

(2) 平成 23 年度会議等の開催実績

①熊本市中心市街地活性化協議会

開催日	内容
第 1 回 平成 23 年 7 月 7 日	(1) 平成 22 年度活性化協議会事業報告 (案)、収支決算 (案) について (2) 平成 23 年度活性化協議会事業報告 (案)、収支決算 (案) について (3) その他 ・銀座通り歩行者空間整備について ・熊本城桜の馬場城彩苑の観光客と運営状況について
第 2 回 平成 23 年 8 月 24 日	(1) 中心市街地活性化基本計画の進捗状況と成果報告について (2) 今後の取り組みについて
第 3 回 平成 23 年 11 月 30 日	(1) 熊本市中心市街地活性化基本計画策定 (案) について (2) 各種イベント計画等 (案) について
第 4 回 平成 23 年 12 月 22 日	(1) 中心市街地活性化基本計画 (案) について
第 5 回 平成 24 年 2 月 3 日	(1) 2 期熊本市中心市街地活性化基本計画 (熊本地区) に関する意見について

②幹事会

開催日	内容
第 1 回 平成 24 年 1 月 25 日	(1) 2 期熊本市中心市街地活性化基本計画 (熊本地区) に関する意見について

③専門部会

熊本駅周辺地域部会、新町・古町地域部会、通町・桜町周辺地域部会、広域総合部会について、それぞれ 1 回～2 回の協議が行われている。

(3) 熊本市中心市街地活性化協議会からの意見書（平成24年2月7日）

「2期熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）」（素案）について（意見）

I. はじめに

熊本市は、平成23年3月の九州新幹線全線開業や平成24年4月の政令指定都市への移行を契機として、魅力と活気に満ちたまちづくりを進めていくうえで、またとない好機を迎えています。また、将来に向けて、九州中央の拠点性をより高めていく必要があります。

一方、平成19年3月に策定された「熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）」（以下、1期計画と略します。）の進捗について分析しますと、3つの数値目標のうち2つが目標を達成する見込みであり、平成20年度には熊本城の入園者数が城郭で全国一になるなど大きな成果が上がりました。しかし、中心商店街などのにぎわいづくりに官民協働で取り組んだものの、「歩行者通行量」は目標達成が困難な状況であり、今後も引き続き中心市街地活性化への取り組みが重要であると考えられます。

このような状況の中、今回熊本市において策定された「2期熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）」（素案）（以下、2期計画と略します。）について、平成24年1月10日付けで熊本市長から意見照会を受けました。そこで、本協議会におけるこれまでの討議を踏まえて、次のとおり意見を述べるものであります。

II. 本協議会の意見

2期計画につきまして素案の内容を精査しましたところ、以下の理由から概ね妥当なものと判断いたします。

まず、2期計画の基本方針である「人々が活発に交流しにぎわうまちづくり」、「城下町の魅力があふれるまちづくり」、「誰もが気軽に訪れることができるまちづくり」と、それぞれに対応した目標指標である「歩行者通行量」、「熊本城入園者数」、「市電利用者数」は、1期計画を踏襲されています。

2期計画においては、1期計画の評価・検証などから、中心市街地の活性化に必要なものとして、「都市機能のさらなる集積と更新」、熊本城をはじめ地域の特性を最大限に活かし「多くの人を引きつける魅力の創出」、中心市街地に気軽に訪れることができるような「公共交通の利便性向上」を挙げてあり、これらは1期計画における方針と一致するものとして、2期計画でも踏襲するとされています。このことは中心市街地の現状からみても妥当なものであると考えます。

また、目標数値について、「熊本城入園者数」、「市電利用者数」は、1期計画の総括での課題を踏まえて、高い目標値を設定されていますが、「歩行者通行量」の目標値は、1期計画と比べ低く設定されています。これは、1期計画における数値の推移を踏まえると、2期計画での着実な効果の発現という点からは目標値として妥当であると判断します。しかしながら、1期計画の数値を上回るような熱意と意気込みは必要ではないかと感じます。

次に、掲載事業については、3つの目標指標に寄与する主な事業として「中心市街地空き店舗等総合活用事業」や「熊本城第Ⅱ期復元整備事業」、「電停改良事業」など、数多くの事業が新たに盛り込まれ、事業完了時には中心市街地の活性化に大きく寄与することが期待できる内容となっており、2期計画の内容としてふさわしいものであると感じております。

加えて、2期計画に掲げる目標の達成に向けては、全ての事業の完遂が何よりも重要であることから、引き続き事業推進に向け官民一体となった協力体制のもと、積極的に取り組んでいただくことが肝要であると考えます。

Ⅲ. 付記事項

中心市街地の活力低下に歯止めをかけ、商業等の活性化を促進していくためには、既存の政策や制度に囚われず、空き店舗対策をはじめ、幅広い事業手法を選択・活用しながら、総合的なエリアマネジメントの意識を高く持ち、本市中心市街地の魅力度を一層向上させていく必要があり、商業の活性化事業に加え、市街地整備や交通体系整備に係る事業についても積極的なご配慮をお願いしたい。

2期計画の事業推進にあたっては、以下の観点や推進体制に立って、個々の事業を積極的に推し進めていくことが重要であると考えます。

(1) 新規事業への支援及び追加

2期計画の策定に向け、本協議会としても、より多くの民間事業を掲載できるよう努力しましたが、事業内容の精度が固まっていないなどの理由から、掲載を断念したものが多数あります。これらの事業の精度が固まり次第、追加いただくことにより、2期計画内容のさらなる充実を図っていただくようお願いします。

(2) 事業推進体制の充実

本協議会においては事業実施者や関係団体等と連携し、今後も適宜協議・調整等を行い、2期計画の推進や中心市街地の活性化に努めていきますので、本協議会における事業推進体制の充実について積極的な支援をお願いします。

(3) 広報及び広聴

中心市街地の活性化には、関係者のみならず市民等各界・各層の協力が欠かせないことから、中心市街地の果たす役割や重要性について十分な市民の理解が得られるよう、今後も協議会において基本計画の周知に取り組んでいきます。熊本市においても、引き続き周知に努めていただくようお願いします。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 市民・商業者・まちづくり関係者の活動状況

本市においては、旧中心市街地活性化法に基づく基本計画の策定以降、中心市街地の各地区でまちづくりに係る団体が次々に組織され、商業者のみならず、大学の教員や学生、NPO団体等、多様な主体が係わった活動が積極的に展開されている。

○熊本市中心商店街等連合協議会（7商協）

平成16年12月に中心市街地の4つの商店街（上通商栄会、下通繁栄会、新市街商店街振興組合、中央繁栄会連合会）が団結し、「熊本市中心商店街等連合協議会」を設立した。

平成18年度から、この4つの商店街に駕町通り商店街振興組合、安政町商興会が加わり通称6商協に、また、平成20年度からは銀座通繁栄会も加わり、7商協となった。

設立後の平成17年度から、季節ごとの合同イベントを開始し、街なかの賑わい創出に取り組むとともに、平成22年度には、同協議会が中心となって、アーケード内の道路空間の環境保全を検討する協議体や街なかの公衆無線LAN化の検討を行う協議体を立ち上げるなど、イベントのみならず、中心市街地の継続的な活性化を図るための活動を行っている。

○熊本大学「まちなか工房」

熊本大学工学部が、平成17年度文部科学省特別教育研究費の「ものづくり創造融合工学教育事業」の一環として、中心市街地に「まちなか工房」を開設し、建築学科、社会環境工学科の教員、学生等が活動している。主な活動内容は、1)地域情報の蓄積に基づくまちづくり研究と教育、2)中心市街地活性化に向けた組織との連携・支援、3)まちづくりに関する学習機会や交流機会の提供、4)まちづくり関わる専門知識や技術の提供である。平成23年からは文部科学省「革新ものづくり展開力の協働教育事業」のもとで更なる展開を図っている。

1)については、毎年度、大学内から研究プロジェクトを募集し、研究教育活動を行っている。平成22年度には、①まちなか居住の実態とその選好意識および生活環境整備に関する調査分析、②中心市街地の多様なにぎわいを活かした景観まちづくり、③熊本市中心市街地の公共空間整備を事例とする研究・教育、④ネットワークを利用した創造的会議技術の実践的研究・教育が行われ、これらの成果は関連学会



で高く評価されている。また、これらのプロジェクトに関わった学生はまちづくりに関する実践的な取り組みに積極的に参画した。

2)については、6 商店街組織と 2 百貨店、大手企業、および行政も加わって平成 18 年 8 月に設立されたまちづくりコンソーシアム「すきたい熊本協議会」に特別会員として参画し、以後、まちなかの実態調査や計画立案の支援を行っている。このような取り組みが評価され、全国都市再生まちづくり 2006 においては、まちなか工房の「地域と連携したまちづくり」がまちづくり大賞に選ばれた。近年では、NPO 法人日本都市計画家協会が開催する全国まちづくり会議において、2009 年に熊本中心市街地活性化の取り組みとまちなか工房の役割と活動を紹介したポスターが、「まちづくり大賞」を受賞した。

3)の活動については、工房教員が中心となり、商店街や熊本市などの地元関係者、まちなかの将来に関心を持つ市民を対象に、毎月一回のペースで「まちづくり学習会」を開催してきた。県内外から招いた専門家や実務経験者による講演を聞きながら意見交換してきた。平成 22 年度も 10 回開催し、平成 17 年 7 月以来、22 年度末までの 6 年間に通算 66 回の学習会を開催した。商店街からも招聘講師や講演内容の希望が出されるなど、著名講師のまちづくりに関する熱い語りを身近に聞く機会として定着してきている。



4)の代表的な活動は、2005 年に建築床面積 14 万平方メートル、駐車台数 5,700 台もの超大型ショッピングセンターが九州自動車道益城熊本空港インターチェンジ近くの市街化調整区域に出店を計画した際、工房のプロジェクトとして交通需要の予測と便益の評価を行った。その結果、当該計画が都市圏全域に交通混雑が及び、時間損失や環境悪化による社会的不便益が生じる可能性が大きいことをまちづくり学習会やすきたい熊本協議会で報告した。これを受けて、熊本市は 2006 年に事前審査により当該開発行為については、許可できないものと判断した。このように、近年における郊外大型店の立地などに起因して、地元の商店街関係者の間の危機意識とともに、組織連携の気運が高まったことで、まちづくりに向けた組織連携の核として、中心市街地におけるまちなか工房の役割は確立されつつあり、今後も地域貢献、地域連携に向けた取り組みの効果は確実に発揮されていくものである。

○熊本まちなみトラスト

(団体活動の概要)

新町・古町地区は、400 年前に加藤清正が熊本城築城と同時に造成した城下町であり、明治 10 年の西南戦争では主戦場となって市街地が灰燼にきし、その跡に町屋の復元と近代化諸施設の建設が同時に進められ、一部は遺産として今も残っており、城下町創建時の形を今にとどめる『町割（まちわり）』の上に、それらの近代化遺産が点在している。

そのような地区の中にある「旧第一銀行熊本支店社屋」が金融機関の再編で不要になり、

大正8年の建築時から地域のシンボルとして親しまれながらも取り壊し寸前にあった1997（平成9）年、使い手を探しだし、活用保存の道筋をつけたのをきっかけに、熊本まちなみトラストが設立された。

その後、1998～1999（平成11）年には、同11年9月に解体となったが、「旧日本勧業銀行熊本支店社屋」の保存に取り組み、また、「月星化成熊本工場（明治の赤レンガ建造物）」では2000（平成12）年の見学会から2003（平成15）年の解体まで、「一部保存しながら新しい庁舎建築に活かす」設計提案を行いながら県・市、地元のまちづくり団体を巻き込んで粘り強く取り組み、全面解体という結果となったものの、移築保存というかたちで2棟の登録文化財を生み出している。

さらに、2003（平成15）年11月に「JR上熊本駅舎を活かす会」の設立でスタートを切り、2006（平成18）年7月1日に市電の上熊本停留所上屋として移築工事が竣工した「上熊本駅舎（大正2年建造）」の活用保存に大きく寄与した。

現在も新町・古町地区には、登録文化財4棟、条例に基づく景観形成建造物7棟が点在しており、それらの歴史遺産を守るオーナーたちとの交流会や、町家を巡るツアー、各種シンポジウムなどを通してこれらの保存活用に継続的に取り組んでいる。

（平成19年度～23年度の活動）

①町屋調査と町屋再生への取り組み

平成19年11月3日に行った『町屋ウォッチング』を皮切りに町屋の全数調査を行い、新町古町地区内（約100ha）に400棟が現存していることを確認しており、平成20年度には、町屋所有者、利用者に対する利活用についての意向調査を行うとともに、平成22年度には地域住民を対象に景観面からの意識調査を実施している（熊本市からの委託）。

これらの取り組みから、平成21、22年度には他団体との共同イベント「町屋体験の日」を実施することで、町屋巡り等に多くの参加者を得るとともに、それらの交流をきっかけとして町屋の担い手を発掘、具体的な活性化事業に結びつける活動を行っている。

町屋体験の日
（右写真）



空き店舗状態（写真上）
開業後の店内（写真右）



②近代化遺産の顕彰活動

平成 21 年 3 月に第 1 回、同 21 年 12 月～22 年 1 月に第 2 回の歴史的建造物のライトアップと街歩き事業を実施しており、平成 22 年 12 月・同 23 年は 11 月に「けんちく寿プロジェクト」と銘打った近代建築の文化的価値を顕彰するイベントを開催しており、このほかにも年に数回のシンポジウムと街歩きイベントを実施している。

③他団体との連携活動

新町古町では多様な市民団体、まちおこしグループが活動しているが、それらの団体と連携しながら地域活性化に取り組んでいる。

(今後の活動の方向付け)

①歴史的環境の顕彰活動

『生活環境の回復』という目標像に根ざし、地域住民の意識を啓発する事業－ライトアップ・街歩き・町屋巡り・近代化遺産の顕彰等－を継続して実施していくことで、目標像を確認しながら各団体の力量形成を目指している。

②町屋再生による地域活性化

町屋の改修事業は、「生活環境の回復」という地域住民の願いと新幹線開通後の外からのお客様のおもてなし、という両面の目的を持つ。二つの目的を持ちながら町屋の担い手を探して運営をゆだねる、という地域活性化の助産婦としての役割を担い続けることとしている。

(中心市街地活性化への寄与)

本計画に掲げる「熊本駅都心間協働のまちづくり」は、このような地域住民や団体主体のまちづくりを支援、推進するもので、熊本城を有する城下町の魅力向上を図り、中心市街地の活性化を図っていくものである。

○すきたい熊本協議会

中心市街地のまちづくりについて検討を行うため、熊本市中心商店街等連合協議会（7 商協）をはじめ百貨店（鶴屋・県民百貨店）やバス事業者（九州産交グループ）などの地元企業や大学（熊本大工学部まちなか工房）、行政等で構成する組織を平成 18 年 8 月に設立した。

組織の活動内容としては、

①安全・安心な街環境の整備

②中心市街地をめぐる交通体系の研究・提言

③地域一体の魅力づくり（魅力的な集客イベントの開催）

をテーマに取り組んでいる。

平成 18 年から現在まで「中心市街地イルミネーション“光のページェント”」を毎年 11 月～1 月まで開催、平成 18 年 12 月に「熊本電鉄線の利用促進・都心結節とまちづくりを考えるシンポジウム」を開催、平成 18 年 12 月 24 日には交通社会実験「クリスマスイヴは電車に乗って街へ行こう」を実施し、100 円均一料金やパークアンドライドの実践を行った。平成 19 年 7 月には飾り灯籠を制作しホテルキャッスルに設置。同 11 月には日本政策投資銀行の藻谷浩介氏の講演会を、また、平成 20 年 11 月には「ユビキタスイノバー

ション～どこでもコンピュータが世界を変える～」と題し坂村健氏の講演会を実施した。平成 21 年 3 月には、We Love 天神協議会(福岡)、We Love 天文館(鹿児島)との三都市連携協定を結び、We Love 九州として広域エリアマネジメントに参画している。平成 22 年 3 月には「パンゲア。展 in まちなか美術館」を実施し、中心市街地活性化のため街なかの商店のショーウィンドーなどに作品を展示した。現在はまちなか美術館を中心に活動する「アートシティ委員会」、中心商店街のエコ活動について研究する「エコ委員会」、熊本城を活かしたまちづくりを研究する「熊本城委員会」の 3 つの委員会を立ち上げ、中心市街地の活性化に向けた活動に取り組んでいる。

○熊本城下のまちづくり協議会桜町地区会議

平成 17 年 10 月に桜町界隈の企業、自治会、公有施設等により、熊本城と城下町の魅力を活かした地域づくりに取り組むため発足。

- ①歴史と伝統ある「城下町くまもと」の創出
 - ②城下町らしいまちなみの創造
 - ③坪井川を活かした取り組み
 - ④中・長期のまちづくりビジョンの策定
- に取り組んでいる。

平成 18 年度は 4 月 1 日・2 日開催の「桜町さくらまつり」、10 月 15 日・16 日で実施された竹灯籠で幻想的に街を照らす「みずあかり」、また平成 18 年 11 月 17 日～平成 19 年 1 月 31 日まで「中心市街地イルミネーション“光のページェント”」を実施している。

○サムライ祭

平成 17 年の地元テレビで放送された「高校生と熊本市長及び商店街で、これからの熊本について話し合う」という趣旨の特別番組の中において、一人の高校生の「高校生が中心となって、街の繁栄のために何かやりたい」との発言から始まった高校生による中心市街地の活性化イベント。

- ① 熊本市街地の活性化のために
- ② 熊本のシンボルである熊本城に貢献するために
- ③ モラル向上のために

を趣旨として平成 17 年に 4 つの高校の有志で第 1 回を開催。第 7 回目となる平成 22 年度は 8 つの高校の有志により、上通・下通・新市街において、「一斉清掃作業」、「バザー」、「カフェ」、「お茶会」などを展開。びふれす広場でのサムライステージにおいては、「出し物（ダンス・書道・ハンドベル披露等）」や「国際交流（ファッションショー・音楽演奏等）」のほか、熊本市長、商店街店主を交えて新幹線開通後の中心市街地の活性化について討論会が行われた。

高校生の郷土愛を育み、中心市街地活性化を図る将来のオピニオンリーダーを育てる取り組みとして熊本市も後援を行っている。

○ 防犯ボランティア団体による「安全安心まちづくり」の推進

平成 18 年 6 月に制定した「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」に基

づき、市民、事業者等が自ら安全安心まちづくりを推進するためのパトロールを実施している。

「熊本市防犯モデル地区推進委員会」は、昭和40年の創設以来、社会環境の浄化、青少年の健全育成、及び暴力犯、窃盗犯など各種犯罪の防止を図り、熊本の中心部にふさわしい明るいまちづくりに寄与することを目的に防犯活動を推進している。

平成19年に設立された「日本ガーディアン・エンジェルズ熊本支部」は、繁華街を中心にパトロール等を実施するほか、子ども・青少年の健全育成や地域安全運動を支援するなど、安全で住みよいまちづくりの推進に寄与することを目的に活動している。

(2) 客観的現状分析、ニーズ分析

本計画の策定にあたっては、熊本市や中心市街地の社会経済的な環境の変化を踏まえ、熊本都市圏、熊本市、中心市街地といった地域別の分析、並びに、人口・土地利用、商業・業務機能、観光・コンベンション、公共公益施設、交通、安全・安心といった分野別の統計的データ、既存検討・研究資料等による客観的な把握・分析を行っている。

(1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 [4]、[5]、[6]に記載 P10～P32)

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

〔1〕 都市機能の集積の促進の考え方

中心市街地の都市機能は、10年ほど前に、中心市街地周辺のいくつかの総合病院等の郊外移転が見られたものの、中心市街地内には、美術館、博物館、ホール等の文化施設をはじめ公共公益施設が数多く整備されており、人が集まる環境が整っている。

第2次熊本市都市マスタープラン（平成21年3月策定）では、熊本城や商業・業務機能が集積する通町筋・桜町周辺地区一帯から、城下町の風情が残る新町・古町地区や、熊本駅周辺地区を「熊本の顔」とし、この一帯で都市機能の新たな集積や適正な配置、さらには、まちなか居住の促進や回遊性の向上を図ることにより、これまでの城下町としての基盤や魅力を活かしたにぎわいを創出するとしている。

本市の中心市街地は、県内のみならず九州の中心にふさわしい九州中央の広域交流拠点都市として、本市及び熊本都市圏の社会経済活動の発展を牽引し、商業・業務・芸術文化・娯楽・交流など市民に多様な都市サービスと都市の魅力、にぎわいを提供し、広域的な機能や、居住者のための身近な生活サービス機能の充実を図っていく。

また、中心市街地の交通面においては、上通・下通等を中心とした回遊性を高める歩行空間の形成と、来街者の利用しやすい公共交通体系の確立を促進する。特に地域拠点と中心市街地を連絡する公共交通の利便性を向上させる。

熊本県都市計画区域マスタープランにおいても、熊本市役所周辺地区と熊本駅周辺地域を、土地利用の更新と高度利用と交通アクセスの向上により、高次都市機能の集積が図られ、域内の交流、広域的な交流の拠点となる「広域総合都市拠点」と位置づけ、土地の高度利用、再開発等により、高次都市機能の拡充、更新を図るとともに、熊本城等の環境を活かし、魅力と活力のある「中心商業業務地」を形成することとしている。

本市ではこれらの関係計画との整合を図りつつ適正な土地利用を進めているものである。

〔2〕 都市計画手法の活用

本市では、準工業地域の取扱いに関しては、平成18年10月31日の熊本市都市計画審議会において、その方針を下記のとおり報告し同日公表した。関連する都市計画法の施行日である平成19年11月30日に特別用途地区の都市計画決定をし、同日条例を施行した。

また、平成22年3月に合併した植木町では平成20年8月20日に同特別用途地区の都市計画決定と条例の施行がなされている。

さらに、平成24年4月の政令指定都市移行に伴う区域再編（線引き）に際し、平成20年10月合併の富合町、平成22年3月合併の城南町の準工業地域について、特別用途地区に関する都市計画決定の手続きを進めているところであり、これにより、合併後の全熊本市域の準工業地域に大規模集客施設の立地が制限されることとなる。

〔報告内容抜粋〕

「準工業地域において、大規模集客施設の建設を抑制する特別用途地区を決定するものとする。」

10章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 公共公益施設の立地状況

中心市街地内には、市役所をはじめ市民会館や国際交流会館、現代美術館など多くの公共公益施設が立地している。また、中心市街地周辺には多くの大学や高等学校が立地しており中心市街地への入込みも多い状況である。なお、施設の移転については、中心市街地周辺から郊外に移転した総合病院があったが、現在予定されているのは、中心市街地内の合同庁舎のみである。

(市内の主要公共公益施設)

施設の区分	施設の状況	中心市街地区域との関係	名称	所在地
市役所		内	熊本市役所	熊本市手取本町
合同庁舎	一部移転	内→内	熊本合同庁舎	熊本市二の丸、春日2丁目
裁判所		内	熊本家庭裁判所	熊本市千葉城
ホール		内	熊本市市民会館	熊本市桜町
ホール		内	熊本市国際交流会館	熊本市花畑町
ホール・図書館		内	くまもと森都心プラザ	熊本市春日1丁目
美術館		内	県立美術館	熊本市二の丸
美術館		内	熊本市現代美術館	熊本市上通
文化施設		内	熊本城	熊本市本丸
文化施設		内	熊本博物館	熊本市古京町
文化施設		内	県伝統工芸館	熊本市千葉城町
社会教育施設		内	熊本市中央公民館	熊本市草葉町
病院		内	熊本医療センター	熊本市二の丸
球場		内	藤崎台県営野球場	熊本市宮内
商工会議所		内	熊本商工会議所	熊本市横紺屋町
県庁		外	熊本県庁	熊本市水前寺6丁目
合同庁舎		外	熊本第二合同庁舎	熊本市大江3丁目
ホール		外	熊本県立劇場	熊本市大江2丁目
ホール		外	熊本市男女共同参画センターはあもにいい	熊本市黒髪3丁目
図書館		外	熊本市立図書館	熊本市大江6丁目
図書館		外	熊本県立図書館	熊本市出水2丁目
裁判所		外	熊本地方裁判所	熊本市京町1丁目
職業安定所		外	熊本職業安定所	熊本市大江6丁目
自衛隊		外	防衛省陸上自衛隊北熊本駐屯地	熊本市八景水谷2丁目
自衛隊		外	防衛省陸上自衛隊健軍駐屯地	熊本市東町1丁目
病院		外	熊本大学医学部附属病院	熊本市本荘1丁目
病院		外	市立熊本市民病院	熊本市湖東1丁目
病院	移転	外→外	済生会熊本病院	熊本市近見5丁目
病院	移転	外→外	熊本中央病院	熊本市田井島1丁目
病院		外	NTT西日本九州病院	熊本市新屋敷1丁目
病院		外	熊本第一病院	熊本市田迎町田井島
病院		外	熊本赤十字病院	熊本市長嶺南2丁目
競輪場		外	熊本競輪場	熊本市水前寺5丁目

(資料: 熊本市)

(市内の教育施設)

施設の区分	施設数 (中心市街地内)	内訳
幼稚園	58 (5)	公立8、国立大学法人1、私立49
小学校	93 (4)	公立92、国立大学法人1
中学校	53 (2)	公立42、国立大学法人1、私立9
高等学校	27 (2)	公立13、私立14
大学	9 (0)	公立大学法人1、国立大学法人1、私立7
専修学校 各種学校	40 (13)	専修学校35、各種学校5

(資料: 熊本県教育委員会)

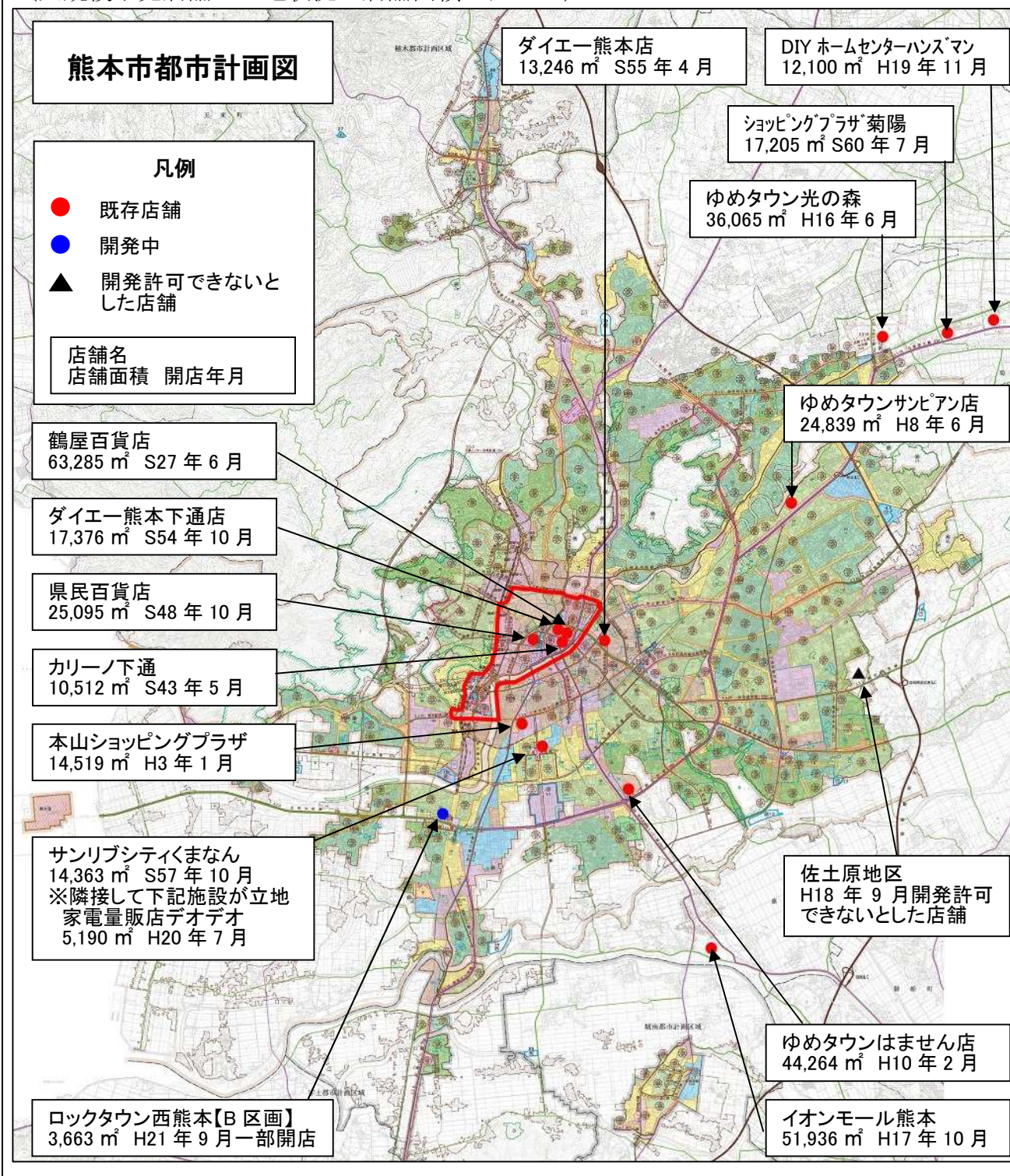
(2) 中心市街地の主要都市機能の現況

P4 に記載

(3) 大規模小売店舗の立地状況

店舗面積 10,000 m²を超える大規模小売店舗の立地状況をみると、中心市街地において一定規模の立地があり、平成 16,17,19 年と近隣市町村に新たな立地があったものの、それ以降、大規模小売店舗の立地はない。なお、閉店している店舗等はない状況である。

(大規模小売店舗の立地状況 店舗面積 1 万 m²～)



[4] 都市機能の集積のための事業等	
都市機能の集積のために、以下の事業を推進する。 4. 市街地の整備改善のための事業等 ・ 熊本駅周辺まちづくり推進経費 ・ 熊本駅西土地区画整理事業 ・ 花畑地区広場整備事業 ・ 市街地再開発等事業（桜町地区） ・ 桜町・花畑周辺地区まちづくり推進事業 ・ J R 鹿児島本線外 1 線連続立体交差事業 ・ 熊本駅周辺 街路事業 ・ （仮称）銀座通り歩行空間整備事業 ・ 白川緊急対策特定区間整備事業 ・ 新熊本合同庁舎の整備 ・ 熊本駅周辺まちづくり推進事業 ・ 熊本駅周辺都市機能誘導等推進事業 5. 都市福利施設を整備する事業 ・ 地域創造支援事業（コミュニティセンター整備） ・ 暮らし・にぎわい再生事業（熊本駅周辺地区） ・ 暮らし・にぎわい再生事業（熊本駅前東 A 地区） ・ 暮らし・にぎわい再生事業（花畑地区） ・ 【再掲】花畑地区広場整備事業 ・ 【再掲】桜町・花畑周辺地区まちづくり推進事業 ・ MICE（マイス）施設整備事業 ・ 地域子育て支援拠点事業（ひろば型） ・ 博物館展示整備事業 ・ ジェーンズ邸の移築復元事業 ・ 記念館改善計画事業 ・ （仮称）新町地区総合福祉施設整備事業 ・ 熊本市民健康フェスティバル 6. 居住環境の向上のための事業 ・ あんしん住み替え相談窓口事業 ・ マンション管理適正化事業 ・ 住宅・建築物耐震改修事業 7. 商業の活性化のための事業及び措置 ・ 【再掲】市街地再開発等事業（桜町地区） ・ 安全・安心で美しい熊本づくり事業 ・ 中心市街地活性化ソフト事業	

10章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

- ・（仮称）上通3・4・5丁目アーケードECO改修事業
- ・（仮称）下通新天街アーケード照明LED化及び路面改修事業
- ・（仮称）新市街路面改修事業
- ・ 中心市街地空き店舗等総合活用事業
- ・ 中心市街地活性化推進事業（中心商店街等が連携したイベント等）
- ・（仮称）中心市街地公衆無線LAN整備事業
- ・ ブランド化推進協力店事業
- ・ 九州食品見本市（仮称）
- ・ 農産物フェア開催事業
- ・ 「夢未来みかん」祭り
- ・ 安全安心まちづくり推進事業
- ・ 産業支援サービス業等立地促進事業
- ・ 企業立地促進事業
- ・ 自転車駐車場整備等補助事業
- ・ 市内中心部放置自転車対策事業
- ・ 違法駐車防止等啓発事業
- ・ 街なか花絵巻賑わい事業

8. 4から7までの事業及び措置と一体的に推進する事業

- ・ 地下水都市熊本空間創出事業
- ・ 屋上等緑化助成事業
- ・ 市電軌道敷緑化事業
- ・ 城下町の風情を感じられる町並みづくり事業
- ・ 景観条例関連経費（景観重要・形成建造物）
- ・ 熊本城第Ⅱ期復元整備事業
- ・ 熊本城石垣保存修理事業
- ・ 超低床電車導入事業
- ・ 電停改良事業
- ・ 熊本市自転車利用環境整備事業
- ・ くまもと安心移動ナビプロジェクト推進事業
- ・ 市電乗車券等の利便性・付加価値向上対策事業
- ・ 市電ロケーションシステム導入事業
- ・ 市電車両りフレッシュ事業
- ・ 合同庁舎跡地利用事業
- ・ アジアンホリデー
- ・ 蔚山広域市との交流推進事業
- ・ 「わくわく企画」マンガ・アニメを生かしたまちづくり
- ・ 熊本城マラソン事業
- ・ 近代（明治）くまもと講座・現地見学・出版事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

〔1〕基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

本市では、本計画で掲げる事業等の推進に関して、以下の実践的・試行的な活動を行っている。

①熊本城周遊バス「しろめぐりん」の運行

平成 18 年度から運行している熊本城周遊バス「しろめぐりん」については、熊本駅から新町・古町地区を経由し、熊本城地区に位置する熊本城や博物館、中心商店街を結んでおり、さらには、宿泊施設や熊本市電の電停近辺に停留所を設けることで、観光客の有効な移動手段として活用されている。また、1 日乗車券購入者に対し、熊本城をはじめとした観光施設等の入館料の割引制度も実施している。

このような中、九州新幹線全線開業に合わせ平成 23 年 3 月からは、運行間隔をこれまでの 30 分から 20 分に 1 本と充実、ルートについても、「桜の馬場 城彩苑」や新町・古町地区、宿泊施設に新たな停留所を設けるなど利用者の利便性向上を図った。結果として、変更後 6 ヶ月間で、これまでの 2 倍を超える 9 万人に利用されており、一定の効果が見られた。

②レンタサイクルの導入

本市では、第 2 次熊本市自転車利用環境整備計画を策定し、自転車を近距離移動における交通手段の一つとして捉え、自転車利用を促進し良好な都市環境の形成を目指しており、走行環境や駐輪場の整備やマナーアップ、レンタサイクルに取り組むこととしている。

そこで、九州新幹線が開業し、今後さらに観光客の行動範囲の拡大や回遊性の向上、滞在時間の延長を図ることを目的に、中心市街地において H22 年 9 月 15 日（水）から H22 年 11 月 30 日（水）にかけて本市が実施した「観光型レンタサイクル」の社会実験で、延べ利用者数 2,783 人に対してアンケート調査を実施したところ、利用者の行動範囲の拡大や滞在時間の増加が確認された。

つまり、観光・商業・業務等の都市機能が集積する中心市街地において、レンタサイクルは機動性に優れた新たな交通手段として多様な利用がなされ、中心市街地の回遊性向上の観点からもレンタサイクルの導入意義は高いと考えられる。

今後は、民間事業者と協働による持続可能なレンタサイクルを導入し、市民や観光客の回遊行動を促進し、賑わい溢れる環境にやさしいまちづくりを目指す。

〔2〕都市計画との調和等

（1）都市計画等との整合性

本基本計画の内容は、以下の計画等との整合性がとれている。

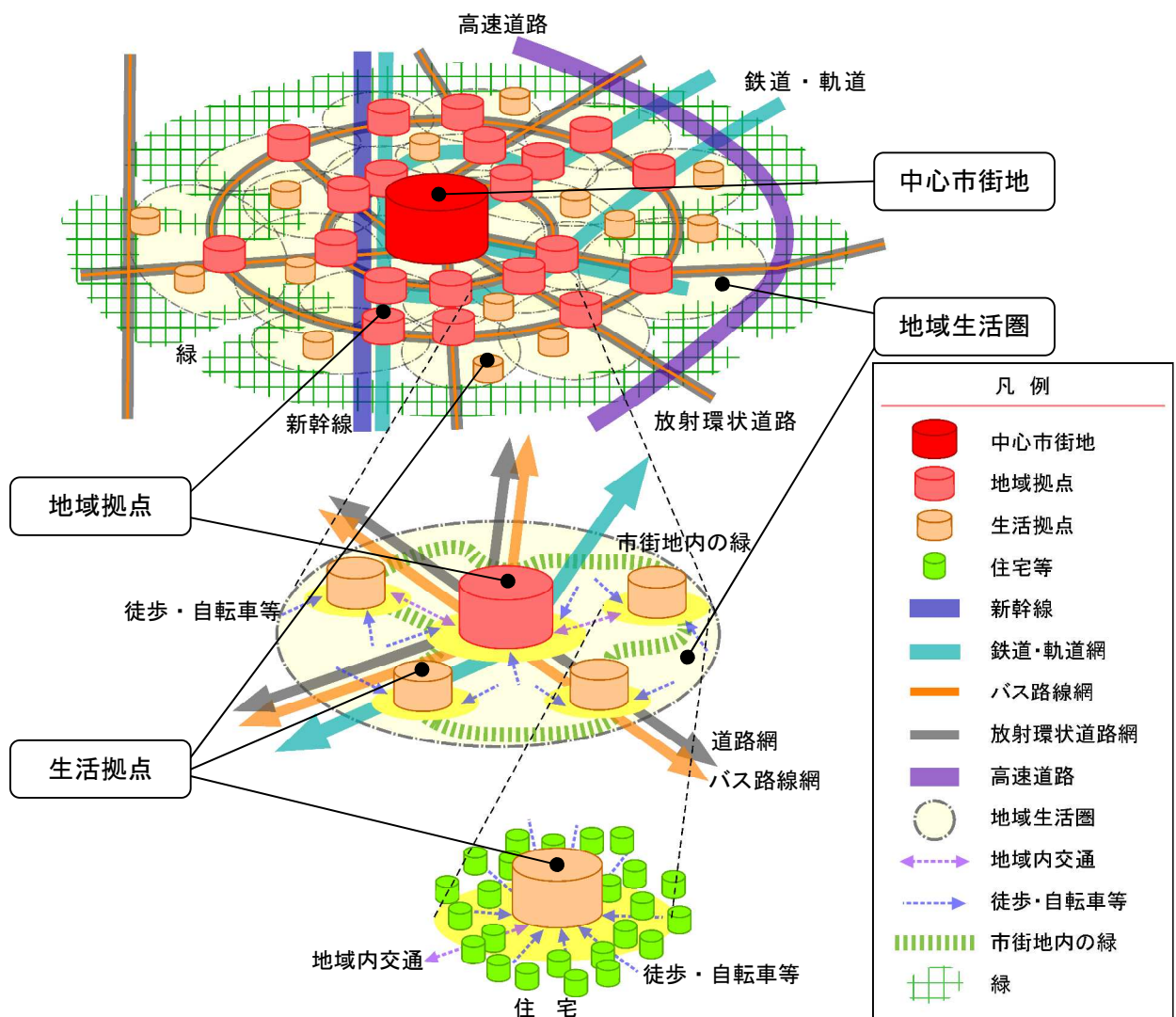
・ 熊本市第6次総合計画（平成21年3月）

8章からなる「分野別施策」のうち、7章「地域の活力をつくりだす産業・経済の振興」の基本方針として「中心商店街や地域商店街の魅力を高め、活性化を図ります。」とし、8章「安全でだれにも優しく使いやすい都市基盤の充実」の基本方針として「中心市街地の活力を高め、魅力あふれるまちづくりに取り組みます。」と方向付けている。

・ 第2次熊本市都市マスタープラン（平成21年3月）

4つの基本目標のうち、目標①「城下町の歴史と文化を活かした、魅力ある熊本づくり」の施策として「中心市街地（熊本の顔）の活性化」を位置づけ、「熊本城や商業・業務機能が集積する通町筋・桜町周辺地区一帯から、城下町の風情が残る新町・古町地区や、熊本駅周辺地区を「熊本の顔」とし、この一帯で、都市機能の新たな集積や適正な配置、さらには、まちなか居住の促進や回遊性の向上を図ることにより、これまでの城下町としての基盤や魅力を活かしたにぎわいを創出します。」としている。

また、都市構造の将来像として下記のイメージ図を掲載している。



・ 住宅マスタープラン（平成 18 年 6 月）

3つの目標のうち、目標Ⅲ「地域性を活かした住まいづくり」に「中心市街地における都心居住の促進」を位置づけており、「中心市街地においては夜間人口の空洞化が進み、地区活力の低下や商店街等の衰退等が進行していることから、中心市街地の活性化が課題となっています。このため、夜間人口の回復等を目指し、安心して快適に暮らせる都心部への居住促進が求められています。そのため、ファンド制度を活用した民間による任意の再開発等事業（優良建築物等整備事業）の誘導や、既存ビル等の住宅へのコンバージョン（用途転換）など既存ストック活用の誘導など、都心居住の促進を図ります。」としている。

（２）参議院経済産業委員会における参考人意見陳述

平成 18 年 5 月 23 日に行われた参議院経済産業委員会「中心市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案」において、熊本市長が、以下のとおり意見陳述を行った。

○意見陳述内容（概要）

本市は熊本城を中心とした城下町として栄え、今日では人口 67 万人を擁し、近隣の市町村とともに 100 万人の広域都市圏を形成、熊本県域全体の商業、医療・福祉、教育文化などの都市的サービスを提供する、九州中央の一大拠点都市として発展している。

このような中で、本市においては、5 年後に迫った九州新幹線の全線開業に向けた対応が緊急かつ重要な課題となっており、開業により九州の一体化が促進されることから、将来の道州制移行時の州都を見据え、九州中央に位置する交流拠点都市としての地位を確立することを、都市戦略の柱と位置づけている。

そこで、本市のまちづくり戦略の方向性として、本市の顔である中心市街地の活性化、陸の玄関となる熊本駅周辺の魅力創出、さらには、行政、業務機能の集積、都市圏交通の強化や広域連携によるまちづくりなどを掲げている。

もともと本市はお城を中心とした城下町として栄えてきたところであり、西日本最大級のアーケードを持つ中心商店街は本市の顔として、官民挙げてその活性化に取り組んできた。近年では、中心部において組合施行による再開発事業が立ち上がり、平成 13 年度には、商業、ホテル、医療、カルチャーなどの民間施設、市立美術館、県立の交流施設などを備えた 2 つの再開発ビルが完成し、岩田屋百貨店撤退後には、県民上げた運動により阪神百貨店を誘致するなど、様々な取り組みを進めてきたところである。

さて、このような中で、昨年（平成 17 年）10 月に開発業者から本市佐土原地区における大規模商業施設の出店に向けた、開発行為の事前審査申出書が提出された。開発予定地は、本市の骨格となる幹線道路であり空港の主要アクセス道路沿いの市街化調整区域に位置する農振白地地区であり、施設概要としては、敷地面積約 23ha、店舗面積約 73,000 m²となっていた。

この件に関し、本市では本開発行為は、市街化調整区域における許可要件として定められている都市計画法第 34 条各号のいずれにも該当しないことから、申請者に対し、当該事前審査にかかる開発行為については許可できない旨を通知した。

11章 その他中心市街地の活性化のために必要な事項

現在、本市では、法改正を睨んだ新たな活性化基本計画策定に早期に着手することを市の方針と位置づけ、庁内体制の整備を進めており、今後、本市のみならず九州の顔となるような中心市街地づくりに、官民挙げてこれまで以上に積極的に取り組んで参りたい。

次に、土地利用計画の策定についてであるが、今後、本市では、都市計画法の改正等を睨みながら、中心市街地、その他市街化区域、さらには、市街化調整区域については、それぞれの土地利用方針を定めていくこととしている。

さて今回の中活法改正に伴い、地方の自助努力に基づく支援措置を大幅に拡充されますことなどについては、大変ありがたいと捉えており、本市でも準備を進めている。

先ほど申したように、私も、熊本駅から熊本城及び中心市街地を本市の拠点機能を拡充するための重点地域と捉えているところであり、これを併せると 400ha 近くになるが、例えば、活性化基本計画での対象範囲の設定など、中活法に基づく支援措置等の運用や制度設計にあたっては、地方分権の流れに沿って、地方の自立や自主的なまちづくりが促進されるよう、地域特性等への配慮をいただければと考えている。

○質疑内容

質疑	応答
自由民主党 松村祥史委員 平成 10 年にまちづくり三法が制定され、7 年経ったが、果たして三法が機能していたかどうか、どう思うか。	参考人（熊本市長） （旧）中活法の中で、中心市街地の活性化基本計画を作り、七つのプログラム、70 いくつの具体的な事業を実施することにより中心市街地において元気をなんとか維持している状況であると認識している。 しかしながら、相次ぐ郊外型大規模商業施設が出店しており、中心市街地や既存の商店街において、通行量や売上高においても影響が出てきていると感じる。 そういう中で、まちのかたちというものが少し崩れてきているのではないかと感じており、少子高齢化、人口減社会の中で、持続可能な地域社会をどう作り上げるかという意味においても、今回の新たな三法の見直しに期待している。
自由民主党 松村祥史委員 法改正の運用にあたっては地方の特性に配慮いただきたいとの発言は、具体的にどのようなことか。	参考人（熊本市長） （本市の場合）熊本城を中心とした城下町としてのまちづくりを考えたとき、城から中心商店街、さらには熊本駅までということで、約 400ha となるが、この地域は一体的に熊本の顔としてまちづくりを進めたいと思っており、柔軟な対応を是非お願いしたい。
民主党 小林正夫委員 平成 10 年にまちづくり三法ができた以降、毎年多額の予算が使われてきた。補助金のあり方について、何か考えはあるか。	参考人（熊本市長） （補助金が）どの程度使われてきたということは、マルかバツかで言えるものではないが、一定のにぎわいづくり等には効果を発揮し、疲弊をなんとか食い止めているという状況ではないか。 新法ではメニューが拡大されており、それを大いに活用したい。それから民間の参入がこれまで以上に容易になることから、大いに期待している。
民主党 小林正夫委員	参考人（熊本市長）

11章 その他中心市街地の活性化のために必要な事項

大型店の出店に対しては、地域の意見というのは、いろいろあると思うが、この種の判断をする時に、何が一番のポイントか。また市民ニーズは把握していたのか。 さらに熊本市の方針というのは、前からそういう考え方を持っていたと理解していいのか。	本市の都市マスタープランとの整合性の中で今回の出店がどうかを全庁的な取り組みの中で判断したもの。 市民ニーズについては、その利便性を期待し、立地を望まれる声や既存の商店街の衰退や高齢化社会の中で運転ができない方たちの消費行動がどうあるべきかを考えたとき、総合的な判断と言わざるを得ない。 それから、本市の都市マスタープランを策定して以来、それに基づくまちづくりを進めてきたところであり、そういう観点でこれまでも判断してきたし、今回も同じような判断をしたところである。
公明党 浜田昌良委員 中心市街地の商店街と地域商店街の両方の活性化にどのように取り組まれているのか。	参考人（熊本市長） 中心市街地だけ活性化すればいいというものではない。中心市街地と地域の既存商店街の連携がますます大事になってくる。 既存の商店街、地域商店街においてもそれぞれ独自の取り組みを行っており、その地域の特性に応じ、できる限りバックアップしている。 ただ地域商店街と中心商店街とを繋ぐ意味において、公共交通機関の重要性が今後ますます高まってくるのではないかと。公共交通網を再編成していくことが大きな課題であり、そこをキチンと立て直していくことが、地域の核をさらに力強くさせていくのではないかと考えている。
無所属 鈴木陽悦委員 西欧では、人間再生の場として都市の再生が盛んで、LRTの導入や車乗り入れの禁止規則等が見られるが、そうした捉え方、考え方をどう思うか。	参考人（熊本市長） 本市のまちづくりの中でも、大事なポイントとして位置づけしている。 （本市の場合）軌道系では、市電やJR、民間の鉄道会社があり、その結節をよくし、フィーダーとしてバス網をどう再編していくかが課題であるが、これからの熊本のまちづくりを考えた時、これをどうやって動かしていくかということが、今後の熊本の発展にも繋がってくるのではないかと。
無所属 鈴木陽悦委員 地域にはいろんな特色があるが、この特性を見出し方はどんな形を考えているのか。	参考人（熊本市長） まちづくりにいろんな取り組みをしている人たちがどういう思いを持っているのか、そこを連携を組んで取り組んでいくこと。これが、特性を活かしたまちづくりに繋がるのではないかと感じている。
[3] その他の事項	

12章 認定基準に適合していることの説明

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	中心市街地には、本市及び熊本都市圏、さらには県の経済・文化を担う商業・業務機能及び都市機能が集積しているが、機能的な都市活動、経済活力の低下のおそれが見られ、本計画に基づいた各種事業を実施する意義は大きい。この基本計画の目標を達成するための指標として、商店街歩行者通行量、熊本城入園者数、市電の利用者数、の3つの数値について目標を設定し、目標の達成状況を管理する。
	認定の手続	本基本計画の作成にあたっては、過去への取り組みに対する評価を行ったうえで、市内の関係各課や中心市街地活性化協議会と十分協議を行い、実現可能性があり、かつ活性化への寄与が期待できる事業を掲載している。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	中心市街地は、相当数の商業・業務機能、都市機能が集積し本市の中心としての役割を果たしている。しかし、中心市街地の歩行者通行量が減少しているなど、機能的な都市活動、経済活力の低下のおそれがある。このような状況に対応するために、官民の各種事業を総合的かつ一体的に実施することが、本市及びその周辺地域の発展にとって有効かつ適切である。
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	市内の推進体制は、活性化を担当する関係部局を統括する組織を設置し、関係部局で構成する市内の連絡調整のための会議組織を設置するなど、一体となった体制の整備を図っている。また、本計画の作成に際しては、中心市街地活性化協議会との意見交換を複数回実施し検討を行った。さらに、市民アンケートやパブリックコメントなど、より多くの意見を反映できるよう配慮した。客観的現状分析、ニーズ分析については、大学等関係機関の協力も得ながら、文献資料を活用した。

12章 認定基準に適合していることの説明

	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	都市マスタープランでは、都市の機能配置のなかで、熊本駅周辺を含む市街地の中心市街地には、九州中央域の県都にふさわしい行政、金融、情報通信及び教育文化などといった高次の都市機能の新たな集積をめざすとしている。 平成18年5月には、郊外型大規模商業施設の計画に対し、都市計画法に基づく開発行為の許可はできないものと判断した。
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	個別事業に関しては、実践的・試行的活動に取り組んでおり、また、都市計画法やその他法令に基づく種々の計画と整合を図った計画となっている。（11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項参照。）
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4から8までの事業は、事業の措置を記載しているとともに、事業の実施による活性化への寄与について検討している。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	掲載している各事業の実施が、数値目標の達成に寄与することを合理的に説明している。
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	概ねの事業において、事業主体は特定されており基本計画に記載済みである。 なお、事業主体が特定されていない事業については、関係者による協議により決定されることから、事業主体が特定される見込みは高い。掲載している事業は、その検討経緯から民間事業も含めて主体が特定されている。
	事業の実施スケジュールが明確であること	掲載している事業は、計画期間内において完了若しくは、着手できる見込みである。